

平成 25 年第 3 回定例会

総務常任委員会会議録

平成 25 年 9 月 12 日

高 森 町 議 会

## 平成25年3回定例会総務常任委員会記録

平成25年9月12日

開会 午前10時00分

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 定足数に達しましたので、総務常任委員会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第1、まず本委員会に付託されました、会計課関連の認定第1号、平成24年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

会計課の説明を求めます。

○会計課長（廣木富八君） おはようございます。会計課長、廣木です。平成24年度高森町歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

お手元の決算書60ページをお開きください。

会計課で所管しております予算につきましては、歳出予算の款、総務費、項、総務管理費、目の4、会計管理費を会計課は持っております。1目だけです。旅費としまして、予算額が2万1,000円ですが、支出済額1万8,800円、2,200円の残です。旅費につきましては、9月の初旬に出納決算事務の運用実務講座が福岡であっておりますのでその分です。需用費については、事務用消耗品費として、支出を3万5,347円、1,658円の不用額が出ております。19負担金補助及び交付金につきましては、先ほどの出納決算事務の運用実務講座参加負担金を3万3,600円支出しております。400円の不用額を出しております。

以上でございます。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから、本件について採決します。認定第1号、平成24年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定しました。  
以上で会計課に関連する付託案件については終了いたしました。  
お疲れ様でした。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第2、本委員会に付託されました監査事務局関連の認定第1号、平成24年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

監査事務局の説明を求めます。

○監査事務局長（安方 含君） おはようございます。監査事務局の安方です。84ページをお開きください。

2款の総務費、項の監査費、1目の監査費のみです。主な支出は報酬59万7,000円の内訳ですが、代表監査委員が1日の日当が6,400円の57回、議選の監査委員さんが年俸で21万3,000円になっております。不用額が1万9,200円。旅費20万7,000円の内訳を申しますと、全国監査委員の研修が東京であります。それが大体をしめております。その不用額が3,800円。需用費は住民監査事例集の差し替えが主なものになっており、不用額が5万2,118円になっています。負担金補助及び交付金は、県が5万4,000円、と郡の連絡協議会が5万円で10万4,000円になっております。

以上、不用額は7万5,118円となっています。

以上です。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから、本件について採決します。認定第1号、平成24年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定しました。

以上で監査事務局に関連する付託案件については終了いたしました。

お疲れ様でした。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第3、本委員会に付託されました議会事務局関連の認

定第1号、平成24年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

議会事務局の説明を求めます。

○議会事務局庶務係長（丸山雄平君） おはようございます。議会事務局庶務係長の丸山です。よろしくお願ひいたします。

まず、56ページをお開きください。

歳出ですが、款1議会費、項1議会費、目1議会費です。主なものとしては、不用額として残っております分についてご説明申し上げます。9の旅費ですが、予算に対しまして21万1,500円不用額として残りましたが、これは年度末にかけまして、議長さんを中心に予算獲得等のために、上京等によりまして、陳情等をする予定が入っておりましたので、最終補正に間に合いませんでした分が残っております。13の委託費ですが、これは52万2,810円残っておりますが、これにつきましても年度末にかけまして臨時議会等が数回開かれる可能性が残っておりましたので、国の補正等に関連した議事を予定しておりましたが、その分が開催されませんで、年度を越えたところでありましたので、議事録作成等に必要としておりました委託費として残りました。主な残はそちら2件ですが、20万円未満の中で交際費につきましても約20万円近く残しております。これについては、議長さんの意向もございまして、できるだけあまり交際費を使わずに、残すというような考えがございましたので、必要な分だけの使用ということで、約20万円近く残しております。議会費については以上です。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから、本件について採決します。認定第1号、平成24年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定しました。

以上で議会事務局に関連する付託案件については終了いたしました。

お疲れ様でした。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第4、本委員会に付託されました税務課関連の認定第

1号、平成24年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

税務課の説明を求めます。

○税務課長（色見継治君） おはようございます。税務課、色見でございます。税務課、よろしくお願いいいたします。

まずは、歳入の徴税関係につきまして、各担当の方から説明させます。よろしくお願いいいたします。

○税務係長（白石孝二君） 税務係長の白石です。それではまず、税務係関係の24年度決算についてご説明いたします。

決算書の19ページをお開きください。

まず、歳入のほうですが、予算項目1、1、1、1、個人の町民税分です。現年課税分、予算額1億5,838万1,000円に対し、決算額1億6,527万7,360円。収入未済額395万6,101円の滞納繰越額となっております。滞納者数は132名となっております。滞納繰越分については、予算額264万9,000円に対して、288万8,137円の決算額となっております。滞納者数は124名です。続きまして、法人町民税です。現年課税分2,723万1,000円の予算額に対して、2,725万5,000円の決算額となっております。収入未済額は53万5,000円、滞納法人数は12法人となっております。滞納繰越分については、24万6,000円の予算額に対し、決算額は20万円です。収入未済額は12万8,500円となっております。滞納法人は2法人となっております。

○税務課長補佐（佐藤幸一君） 続きまして、固定資産税のほうです。固定資産係の佐藤でございます。現年課税分、予算額2億4,200万円に対しまして、収入済額が2億4,419万2,000円。収入未済額が1,410万9,200円、滞納者数が181名でございます。その内訳としましてですね、ホンマ分が約800万円ほど24年度分では未納というふうにされております。ホンマと言いますか、イーヒョン観光。それと、続きまして、滞納繰越分、予算額が4,365万1,000円に対しまして、収入済額が4,413万3,600円ということで、収入未済額が2,044万7,879円でございます。この主な収入の分につきましては、議会でもありましたように、ホンマ分の22年度、23年度分の約4,200万円がこれに入っております。

以上です。

○税務係長（白石孝二君） 続きまして、軽自動車税です。現年課税分1,814万円に対して、決算額は1,829万2,800円となっております。収入未済額は44万9,800円。例年ですね、毎年約2%ずつ増加しております。軽自動車のブームにより、今後も増加するものと思われま。

○委員（後藤三治君） すみません、委員長。後藤です。予算額と歳入済額を今おっしゃっていますが、調定額を言わないと、滞納額が合わないと思うんですよ。予算のほうが少ないものですから。できましたらそれを言っていただくようお願いします。

○委員長（立山広滋君） はい。じゃあ、係長お願いします。

○税務係長（白石孝二君） 軽自動車です。すみません。もう一度最初からいきます。軽自動車で調定額が1,874万2,600円、収入済額が1,829万2,800円。収入未済額44万9,800円となっております。滞納者数は91名です。軽自動車税の滞納繰越額、調定額が51万1,874円、収入済額26万3,470円。収入未済額が24万8,400円、滞納者数は25名となっております。

続いて、たばこ税についてです。21ページをお開きください。調定額4,972万3,072円、収入済額4,972万3,072円、同額となっております。

続いて、入湯税です。入湯税の現年課税分1,233万4,190円に対して、収入済額が1,179万2,590円、収入未済額が54万1,600円、滞納法人は1法人となっております。滞納繰越分です。調定額202万5,120円に対して、収入済み額が16万2,300円、収入未済額が186万2,820円、滞納は1法人となっております。

続きまして、31ページをお開きください。業務手数料の中の督促手数料です。調定額は22万9,100円、収入済額、同額の22万9,100円となっております。

続いて、45ページをお開きください。県委託金の中の県民税徴収委託金、調定額が820万976円、収入済額、同額の820万976円ということです。

続きまして、51ページをお開きください。諸収入、延滞金の中の延滞金、調定額が774万5,372円に對しまして、収入済額が774万5,372円となっております。

○税務課長補佐（佐藤幸一君） 今の延滞の補足説明でですね、774万5,372円のうちのですね、ホンマ分ということで、773万2,000円が延滞金ということで、もうほとんど主な延滞金ということでございます。

○地籍調査係長（津留大輔君） 地籍調査係、津留と申します。よろしく申し上げます。

すみません、ページ戻っていただきまして、30ページ、31ページをお開きください。

款項目節、13、2-2-6地籍手数料です。予算現額6万3,000円に對しまして、調定額、収入済額、共に7万5,900円の決算となっております。これ

は、地籍図等の証明発行手数料300円掛けるの253通分となっております。

続きまして、38ページ、39ページをお開きください。

15、2、2、4地籍調査事業補助金、予算現額4,229万2,000円に対しまして、収入額、収入済額、共に4,229万2,500円の決算となっております。これは事業費5,639万円に対する補助率4分の3の歳入となっております。

地籍調査の歳入につきましては、以上です。

○**税務課長（色見継治君）** 税務課の色見でございます。ページ数は48、49ページをお願いいたします。

寄附金の中でございます。寄附金の中です、ふるさと納税の寄附金があります。これは全体で含まれておりますので、ふるさと納税関係でございますけれども、26万円でございます。金額がですね、予算が26万円で、調定も収入済額も26万でございます。これにつきましては、10万円が2口と、5万円と1万円が4件でございます。以上でございます。

それでは、続きまして、歳出のほうをお願いいたします。

○**税務課長補佐（佐藤幸一君）** 74から75が町税になります。100万円以上の分についてはですね、76ページ、7ページの分の、委託料でございます。

予算現額が970万2,000円、支出済額が970万1,153円、不用額が847円となっております。これの主な委託料の内訳でございますが、23年度、24年度にですね、未評価家屋の全棟調査をしています。その24年度分の未評価家屋の業者委託分が、九州不動産鑑定所に委託しております。その金額が809万3,309円でございます。主なものはそれでございます。あとは通常的な家屋調査システム等々のもろもろの委託でございます。以上です。

○**税務係長（白石孝二君）** 税務係の白石です。続きまして、賦課徴収費、ページ数は76、77ページとなっております。

需用費について、予算額134万円に対して、決算額は131万471円で、内容としては納税通知書や特殊納付書の印刷代、印刷製本費が71万3,000円、税に関する書籍代や消耗品代が消耗品費として33万7,000円、燃料費が24万7,000円と、以上が主なものとなっております。不用額については2万9,529円となっております。

続きまして、役務費です。予算額238万3,000円に対して、支出済額235万5,112円となっております。不用額は2万7,888円。内容としましては、窓口納付の納付手数料や口座振替手数料と郵便料が主なものとなっております。

続きまして、委託料です。152万1,000円の予算額に対しまして、151万9,991円の支出済額です。不用額は1,009円。委託料の内容としては、町県民税の作成データや法改正によるプログラムの変更となっております。

消耗品費の流用については、税の軽のボンゴがあるのですが、こちらのディスクパット交換について、消耗品費が不足したため、役務費からの流用が2万6,000円となっております。

続きまして、償還金、利子及び割引料については、予算額206万円に対しまして、予算額204万683円となっており、消耗品費と同様、役務費から6万円の流用を行っております。理由としては、所得税の更正の請求による還付、また法人町民税の確定申告による還付額が増えたため、償還金が不足したためであります。

以上です。

○地籍調査係長（津留大輔君） 地籍調査係の津留です。地籍調査係決算書、84ページから89ページまでとなっております。

86ページ、7ページをお開きください。

5万円以上のもののみ説明させていただきます。2、7、1、13委託料です。予算現額5,313万円に対しまして、決算額5,313円、同額となっております。これは、平成24年度地籍調査事業の事務委託料及び平成23年度の分の閲覧に関する地籍調査図作成業務委託の業務委託料となっております。平成24年度大字矢津田の一部、5.68Km<sup>2</sup>を調査をいたしました。平成23年度大字矢津田の一部4.17Km<sup>2</sup>の調査閲覧をしております。委託先は株式会社スペックとなっております。委託料につきましては、以上です。

続きまして、14番使用料及び賃借料です。こちらは地籍調査支援システム、パソコンが入っております。そちらのリース料が主なものとなっております。毎月8万5,785円の12カ月分が主なものとなっております。

地籍調査につきましては、以上です。

○税務課長（色見継治君） 税務課、色見でございます。ふるさと納税につきましては、ページの76、77ページでございますけれども、全体的な金額は13万3,000円でございますので、一応ここにご案内だけさせていただければと思います。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

芹口委員。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。お尋ねをいたしますが、まずはですね、各税の滞納、今年度ですね、収入未済額を見ますと、前年度の滞納繰越分の額を下回っ



ておりまして、これにつきましては職員の方のこういった滞納の特別整理、それと徴収等々、大変よかったというふうに思っております。一つは固定資産税、これが当初予算額が確定したんですね、2億3,261万6,000円、それから補正を5,477万1,000円を計上されております。予算現額の合計が2億8,738万7,000円、それに対しまして調定額が3億2,461万8,879円ということで、かなり予算の現額を調定額が上回っております。こちらの高森ゴルフ関係の分かと思ひまして、同じく歳入の50ページでありますけれども、延滞金を見ますと、延滞金、調定額、収入額とも全く同じ金額であります。ということは、補正予算を含めて予算現額の中には、この18ページの固定資産税の税額なども含まれているということになるわけですので、現額と調定額ですね、固定資産税の、この差額はなぜ、どういったことで生じたのかお尋ねをいたしたいと思ひます。

○税務課長補佐（佐藤幸一君） 税務課の佐藤です。今、芹口議員の指摘があつて、確かな数字はちょっと掴んでおりませんが、24年度におきましては、要するに3年間の固定資産税の見直し等があつております。その件で、前年度の当初予算でこれは上げておつたと思ひます。その後、調定の新しい分が絡みましてですね、補正予算という形で5,400万円を上げたのじゃないかなというように思ひますが、確かな数字はちょっと、今ご指摘がありましたのはですね、ちょっと確認をしまして、お答えをしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（立山広滋君） どうぞ。

○委員（芹口誓彰君） 補正額の5,477万1,000円についてはわかる訳です。ただ、予算の現額とそれから調定額の差が5,000万円程度ありますので、なぜ予算に計上しなくて、調定額だけ上げる原因となつたのか。これは後で調べてお願ひしたいと思ひます。

○税務課長補佐（佐藤幸一君） はい、またあとで。はい、すみません。

○委員（芹口誓彰君） それから先ほど言ひました774万5,374円の延滞金、これは何パーセント。

○税務課長補佐（佐藤幸一君） 年利率の14.6%です。

○税務課長（色見継治君） いいですか、色見です。延滞金につきましては22年度分と23年度がございます。これは本会議のほうでも説明したと思ひますけれども、22年度の延滞金が531万300円でございます。23年度分の延滞金が242万2,000円ということで、773万2,300円でございます。以上です。

○委員（後藤英範君） よろしいですか。

- 委員長（立山広滋君）　じゃあ後藤委員、どうぞ。
- 委員（後藤英範君）　後藤ですが、ホンマさんの話はちよつとこう、今芹口先生から言われたが、もうちよつとはっきり分かる様に言うてもらえないか。前は、今、名前は変わつとるでしょう、ホンマさん。
- 税務課長（色見継治君）　はい、税務課、色見です。前はですね、HONMA佑成株式会社だったと思います。去年の本会議でも言いましたように、7月23日に代表者が代わっております。HONMA佑成株式会社からインチョン観光株式会社に変更したということです。
- 委員（後藤英範君）　そして前の方の分が残つとったわけ。今は順調にいきよると。
- 税務課長（色見継治君）　先ほど補佐が言いましたけども、大体今ですね、ゴルフ場関係が今は1,900万円近くあるんですけども、22年度につきましては1,000万円ちよつと入っております、799万ですかね、まあ800万円近くが今残っておるところでございます。これにつきましては、本年度の12月まで納めていただくようにということで、総支配人と協議しておるところでございます。8月にですね、差し押さえ予告書を出しております。以上です。
- 委員長（立山広滋君）　はい、よろしいですか。
- 委員（後藤英範君）　ということは、よございますか。（「はい、どうぞ。」の声あり）前の業者さんはもう、そこらへん放つともう全部終えたということでしょう。
- 税務課長（色見継治君）　税務課、色見です。7月23日に代表者が代わっておりますので、前の方のところから今の会社のイーヒョン観光に変わっております。
- 税務課長補佐（佐藤幸一君）　補足して。税務課、佐藤です。今、課長が言われるように、平成24年7月23日にですね、代表者が代わりました時点でホンマ分の、先ほど申しあげました約4,200万円の滞納分ですね、22年、23年分は、その時点で一括納付という形でされております。今、先ほど800万円というのはですね、今度、イーヒョンに変わりました24年度分が800万円の今滞納という形になっておりますので、先日ですね、総支配人さんを役場に出向いていただいて、一応、分納というお話がありましたので、分納でもですね、一応金額的には800万円ございますので、12月までに前年度は完納してくださいと、1月以降は、今年度25年度分がもうすでに2期分が未納ですので、それが約1,800万円ほどありますので、その部分については1月からちゃんと分納という形でやってくださいということで、一応お話をしてですね、社長のほうに相談して、近日中にまた結論を出して伺うというような今の状況でございます。ですから、ホンマに関しましては完納でございますが、変わりましたイーヒョン観光につき

ましては、現状今お話ししたような状況でございます。

○委員長（立山広滋君） よろしいでしょうか。

○委員長（立山広滋君） ほかに発言はありませんでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）後藤委員。

○委員（後藤三治君） 後藤です。2つ聞きたいと思います。たぶん今、決算関係等の滞納の業者さんが入湯税も残っておられますね。だから1法人が滞納というふうになって、違いますか。（「違います」）どこですか、それは。

○税務課長（色見継治君） 税務課、色見です。入湯税はそうです。ページの20、21ページのところでございますけれども、現年課税分の54万1,600円があります。これは高森温泉館の3月分の4月分課税の部分でございます。これが54万1,600円残っています。（「前の」の声あり）そうです。これは翌年度課税になりますので、と2のところは202万5,120円はこれは23年度分の滞納です。翌年課税になります。

○委員（後藤三治君） もう一つよろしいですか。歳出のほうで77ページ、固定資産関係で家屋評価委託に809万円、家屋の一棟調査に委託料として支払われておりますが、この結果、いつもお聞きしますが、最終的にいくらもの税収になったのかを、わかればお願いしたいと思います。

○税務課長補佐（佐藤幸一君） それでは説明いたします。税務課の佐藤です。調査対象家屋総数がですね、1,127棟になりまして、そのうちの課税対象家屋というのが283棟です。固定資産税額にして196万1,500円ということで、今税額の方はやっております。これ毎年今からこの分が入ってくるということで、それ以外がですね、評価済みとか、評価家屋の場合、評点以下の分もございまして、物置とかは非課税で、その分283棟が評価の分で上がっております。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。

○委員長（立山広滋君） ほかに発言はございませんでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）興柁委員。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。意見書にも書いてありますとおり、大口滞納者が減った関係上、収納率も上がったということで、職員の労も減って来ておりますけれども、先ほどの固定資産税で説明がありました収納率ですね、22年度89.7、それから23年89.6、それから24年度が94.5ということで、収納率が徐々に上がっております。ホンマゴルフ場関係のが4,200万円入った関係上、収納率が上がったということですがけれども、もし、このゴルフ場関係が入らなかった場合ですね、どのくらいの収納率になるのか。要するに、ホンマゴルフ場関係以外は。

○税務課長補佐（佐藤幸一君） 税務課の佐藤です。現年分の分を見ていただくと、4,413万3,600円が収入済額です。そのうちのホンマ分が、これが4,200万円になっておりますので、約210万円が一般の収入済額ということでございます。ちょっと私ども、例年見ておりますとですね、だいたい400万円から500万円ほどがホンマ分を除いて入っているような気がしておりますので、昨年は、若干そういう面では少ないのかなあというような気がしております。昨年同期、今ちょっと私調べて見ましてですね、もう今年は330万円ほど入っておりますので、昨年同期の200万円ちょっとよりも、今年のイーヒョン分が入った残りの分というのが320～330万円ほどとなっておりますので、12月の年末にかけてですね、これ以外の滞納者についてもですね、徴収訪問しながらですね、滞納者の税収納入に働きかけていきたいというふうに思っております。

○委員長（立山広滋君） 興梠委員。

○委員（興梠壽一君） 興梠です。件数を見てもみますとですね、22年が117件、それから23年が154、24年度が181件ということで、件数が増えてきている現状なんですよ。金額的には収入未済額が減ってきておりますけれども、個別に見れば件数が増えてきているような現状ですので、今言われたようにですね、今後も徴収事務のほうをお願いをしたいと思います。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。ほかに発言ございませんでしょうか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） はい。これで質疑を終わります。続いて討論を行います。討論はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） はい。これで討論を終わります。これから本件について採決します。認定第1号、平成24年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本件は認定するものと決定しました。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第5、議案第49号、平成25年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。税務課の説明を求めます。

○税務課長（色見継治君） 税務課の色見でございます。ページにつきましては、13ページでございます。説明は津留のほうにさせます。よろしくお願いいたします。

○地籍調査係長（津留大輔君） 地籍調査係、津留です。歳出補正の説明をいたしま

す。款・項・目・節2・7・1・1報酬です。地籍調査推進委員の現地調査に係る報酬を増額を上げております。見込額99万2,000円に対しまして、既定額74万4,000円。24万8,000円の増となっております。こちら補正理由としましては調査地域がですね、本年度調査地域、現場に入ってみますと、かなり谷、山がですね、急しゅんな地形となっております、また地元地権者の方々もですね、なかなか近年、足を踏み入れられていないという状況が判明しております。そのために調査の進行率が思うように進んでおりません。そのため当初予定していました調査日数に加えまして、およそ40日間程度を超過する見込みになっております。その分40日分の推進委員報酬を今回補正を上げさせていただいております。24万8,000円の増に対しまして、13番委託料も24万8,000円を減額をいたしております。これは委託料から報酬への組み換えを行っております。委託料、こちらは本年度入札を行いまして、入札残が出ております。その入札残のうちから24万8,000円を報酬のほうに組み換えをしております。補正の内容につきましては以上です。

○委員長（立山広滋君） はい。これから質疑を行います。質疑はありませんか。後藤委員。

○委員（後藤三治君） 後藤です。委託料のほうは入札した結果、残があるから報酬のほうに組み換えたという説明ですけれども、委託料の残は総額いくらなんですか。

○地籍調査係長（津留大輔君） はい。地籍調査係、津留です。委託料残額、予算額に対しまして、本年度契約額5,040万円となっております。ですので、差額219万1,000円の予算残になっております。

○委員（後藤三治君） 後藤です。今回ですね、要するに報酬組み換えとして、委託料を削ったわけでしょう。そしたら、この委託料というのはもう契約したわけですから要らないわけですよ。今回、同時に予算残を落とすという考えはなかったのか、何かその後の予定があるのか、お願いします。

○地籍調査係長（津留大輔君） はい。地籍調査係の津留です。地籍調査事業費につきましては、これが国庫負担、国庫補助の事業になっております。現在、当初申請の金額に対しましての補助が付いております。9月の下旬頃に変更の変更申請を行う予定があります。その中で今回の入札で減った分を減額申請をすることになっております。その減額申請が認められて、その後、12月議会のほうで最終的に残額を減額するように考えておりました。

以上です。

○税務課長（色見継治君） 税務課長、色見です。当初は事業費が例えば100万円

あって、入札残があったものについてはですね、増額して使いなさいという話があったんですよ。だから、事業費の中でこの入札残分についてはほかの所に流用しようかと、予算書を作る段階であったんですけども、この前文書が来て、もうそういうのは戻しなさいということでありましたが、今、津留のほうがいましたように、最終的には変更申請をして減額をしようかと思っておりました。以前は、事務費で調整で、その減った分についても、ほかに消耗品とかに使ってもいいと、当初はそういう話がありました。高森町は高森町で事業費が決まっていると。使い切ってしまうなさいという指導があったものですからこの予算を作る時はそういうふうにしようと思ったところでございますが、先ほども言いましたように、この前文書が来ましたので、もうそれは使わないで、県のほうに戻してくださいと指導がありましたので、事務上、今度はそうしたいなと思っているところです。

以上です。

○委員（後藤三治君） 私は、その補助申請はですね、歳出には関係ないと思うんですよ。要するに掛かった費用に対して補助申請をするから。歳入が減ってくるだけでしょう。歳出はもう決まっているわけだから、本当はもう使いようがなければ、本当は変更設計で増額するようなことになればですね、分かった時点で落としてもらったほうがほかに使えると思うんですよ。そういうことでちょっとお聞きしたんですが、もしそういう計画がなければですね、落とすときには一緒に落としたほうが、また12月に出すと、この前落してまたかというふうになる恐れがありますので、注意をお願いしたいと思います。

○委員長（立山広滋君） ほかに発言はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。これから本案について採決します。議案第49号、平成25年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決するべきものと決定しました。

以上で税務課に関連する付託案件については終了いたしました。税務課の皆さんお疲れ様でした。

(雑談あり)

○委員長(立山広滋君) お諮りします。11時5分まで休憩したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長(立山広滋君) はい。じゃあ11時5分まで休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

-----○-----

○委員長(立山広滋君) 日程第6、それでは本委員会に付託されました総務課関連の認定第1号、平成24年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。総務課の説明を求めます。

○総務課長(岩下公治君) おはようございます。総務課長の岩下です。それでは各係から説明をさせますので、よろしくをお願いします。

○総務係長(後藤一寛君) 総務係の後藤でございます。私のほうから59ページをお開きいただけますか。

59ページの総務管理費、一般管理費になります。交際費が不用額といたしまして、30万5,000円戻しております。これは突発的なものが起こる可能性があるということで、このまま残すことで処理をさせていただきました。

○財政係長(岩下 徹君) 財政係長、岩下です。歳出の61ページをお開き願います。財政管理費で委託料の362万4,600円。これにつきましては、公会計の整備が義務付けられておりまして、いわゆる財務4表、具体的に言いますと、貸借対照表、それから行政コスト計算書、純資産変動計算書、もう一つが資金収支計算書という、この財務4表の整備が義務付けられておりまして、これの業者委託ということで、決算しています。

○財産管理係長(田上浩尚君) 財産管理の田上です。63ページをお開きください。財産管理費の賃金26万350円不用額として残っております。これは全体の賃金を想定しておりましたので、補正時点では確定ができませんでしたので残したところでございます。

同じく63ページの委託料の中で、このうち335万4,750円のうち、165万9,000円につきましては、公有財産の整備台帳の整備事業ということで支払いをしております。同じく15節の工事請負費で1,837万6,582円につきましては、庁舎のカウンター改修や塗装等であります。32万3,418円につきましては、不用額として残っておりますけれども、これは改修関係で3月末までか

かっておりますので、不用額の確定のほうが補正時点では間に合っておりませんでしたので残っております。同じく16の原材料につきましても、全体の分を見込んでおりましたので、42万100円不用額として補正時点では確定できませんでしたので残った形になっております。同じく17節の公有財産購入費ですが、これは畜協跡地の土地の購入、約4,900平米でございます。

次の18の備品購入費ですけれども、これは防災倉庫の元焼却場となっていたところの前に造っております防災倉庫でございます。同じく63ページの町有林管理費の中の賃金の不用額40万円が生じておりますけれども、これにつきましては、神原団地等の整備をする中で、補償木等の残務整理をまず最初にさせていただいておりますので、年度内にその分の一部が出来ておりませんでしたので、その分が年度末までに出来ませんでしたので上がっているところでございます。

続きまして、65ページ。高森総合センターの管理費のうち、15番の工事請負費です。220万1,850円ですが、これは庁舎同様に総合センターのほうも1、2階等の塗装を行っております。これが129万3,600円かかっておりまして、また選挙管理委員会、保健室等の、農業委員会、農林政策課等が移動したことに伴いまして、選管、保健相談室を新たに改修しておりますので、その分が90万8,250円かかっております。

同じく65ページの車両管理費の中で備品購入費234万1,930円ございますけれども、これはボクシーと前町長車でしたリースのクラウンのほうをリースが終わるということでその分購入しております。合わせまして234万1,930円です。

財産管理は以上でございます。

○総務係長（後藤一寛君） はい。それでは、続きまして131ページをお開きください。すみません。消防費でございます。消防費の中の常備消防費、阿蘇広域消防本部への負担金でございます。これにつきましては395万1,000円ほど不用額を出しております。この内容としましては、県北ブロックで消防の広域化がなされておりましたけれども、これが結局、年度途中で破談をしました。その関係で、この破談をしたのが補正を過ぎた時期でしたので最終的に395万1,000円という形で残りました。それと、2目の非常備消防費の職員手当等でございますけれども、これにつきましては47万3,000円残っておりますけれども、これは消防団の出動手当でございますのでこれはもう削られないというところに残しております。

それと、続きまして133ページをお開きいただけますか。4目の防災管理費の中に委託料が102万2,000円になっております。これは防災無線の点検の



委託料でございます。その次の14節の使用料及び賃借料ですけれども、これにつきましては防災無線を平成17年から10カ年で借りてますので、その新しい施設の分の使用料になります。

以上でございます。

○**財政係長（岩下 徹君）** 財政係、岩下です。163ページをお開き願います。一番下最後の13款になります。予備費でございます。最終的に予備費につきましては、748万1,000円の不用額が生じております。この予備費につきましては、昨年度は3件、予備費から充用をいたしております。一番右端の備考欄に書いてございます。3件です。トータルで72万4,000円の予備費充用を行っております。

以上でございます。

○**総務課長（岩下公治君）** 以上です。

○**委員長（立山広滋君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。どうぞ。

○**財政係長（岩下 徹君）** 財政係、岩下です。決算書と別に決算付属資料というのが今回提示されていると思いますが、財政的なことの総括的な部分で説明をさせていただきたいと思っております。

決算付属資料の普通会計の決算概要書というのが付いてございますが、これの5ページ目を見ていただいてもよろしいでしょうか。昨年度の歳出の全体的な部分が記されております。これは普通会計ですので、農業用水特別会計と鉄道経営対策特別会計の部分も含まれておりますが、この真ん中の表の中で、下から3行目で、災害復旧費というところですね、これが23年度から比較いたしますと、3億5,000万円程増額しております。昨年度は九州北部豪雨災害の関係で24年度の事業費としましては、3億8,300万円という桁違いの災害復旧費を支出したということでございます。一番下の合計欄を見ていただきますと、41億4,640万円ということで、23年度のトータルの歳出額よりも減っているということでございまして、災害復旧費以外の費目についてはさらに節減効果が表れているのかなというふうに判断しております。なお、上から2行目の総務費につきましては、前年度に比較しますと2億9,900万円ということで、約3億円近くの減額にはなっております。これは総務費につきましては、財政調整基金の積立金がここに含まれているという形でございますので、昨年度は災害復旧の関係で相当な一般財源を投入しております関係で、財政調整基金への積み立てというのが実績として2,200万円、前年度から比較しますと大きく減っているという部分でこの△の2億9,900万円という数字が出ているということでございます。

それから、その1枚めくっていただいて、7ページをお開きいただきますと、

一番下の表ですね、表がございます。財政的な指標の数値が出ております。上から経常収支比率ですとか、公債比率という数値が出ております。表の真ん中あたりの縦を見ていただきまして、伸び率が全て△で出ております。例えば一番上の経常収支比率ですと、マイナス0.6%ということで、このあたりはマイナスに行くにしたがって財政の健全化、弾力性があるということで、23年度よりも数値が良くなっていることが伺えると思います。ただし、一番下の財政力指数につきましては、自主財源があるかないかというのが大きく影響しておりますので、数値が高いほうが良いわけがございますが、23年度から1%下がっておりますので、もう少しやはり自主財源の確保というのが課題ではないかという部分が表示されているということです。以上、この2点を特別に財政のほうから説明をさせていただいたところでは。

○委員長（立山広滋君） ありがとうございます。ほかに発言はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから、本件について採決します。認定第1号、平成24年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第7、議案第49号、平成25年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

総務課の説明を求めます。

○総務課長（岩下公治君） 総務課長、岩下です。それでは、各係から補正の理由について、予算書に沿って説明いたします。

○財政係長（岩下 徹君） 財政係、岩下です。一般会計補正予算書の5ページをお開き願います。7月と8月に集中豪雨がございまして、その災害復旧のためにございまして、地方債の補正ということで追加をさせていただいております。道路・河川関係につきましては1,160万円、それから農地・農林施設につきましては450万円の限度額の設定ということでございます。

○財政係長（岩下 徹君） すみません、財政係からもう一つ願います。8ペー

ジをお開き願います。8ページが一番上でございます。第10款、地方交付税でございすが、本年度の地方交付税の概算額が出ました。それに伴いまして、6,487万8,000円、これを増額させていただいております。

○総務係長（後藤一寛君） 総務係、後藤でございます。11ページをお開きいただきます。総務係により職員全般の一般会計によります給料を、今回、当初予算から調整をさせていただいております。給料の総額としまして、4月の時点の見込みから、実際、異動がっておりますので、その調整でございます。給料としまして151万2,000円の減額、手当といたしまして63万4,000円の減額、共済金といたしまして840万8,000円の減額となっております。共済金の額だけが突出して大きい理由といたしまして、6月の議会で提案させていただきました減額に伴うもので、その部分によりまして額が大きくなっております。

○地域振興係長（古澤要介君） 地域振興係の古澤と申します。17目、11節の需用費15万円を計上させていただいております。内訳は浴室内手すり11万2,770円、網戸修繕工3万6,513円、計の14万9,283円の補正をお願いするものでございます。

私のほうからは以上です。

○総務係長（後藤一寛君） それでは続きまして、総務係、後藤でございます。18ページをお開きいただけますか。一番下にあります8款の消防費でございます。非常備消防費といたしまして、12節の役務費、27節の公課費としまして、総務省の車両無償貸付に当たりまして、その登録といたしまして自賠責保険料と重量税のみは町村負担となっておりますので、その分の予算を計上させていただきました。ちなみに導入予定の車両はこちらになります。軽のボンゴをベースとした車両です。

以上でございます。

○財政係長（岩下 徹君） 財政係、岩下です。20ページをお開き願います。一番下、12款の諸支出金でございます。今回、予算の補正、調整させていただきました。最終的にこの3,531万4,000円ということで、財政調整基金への積み立てということで、増額の計上をさせていただきました。

以上です。

○委員長（立山広滋君） はい。これから質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（後藤三治君） はい。

○委員長（立山広滋君） 後藤委員。

○委員（後藤三治君） 後藤です。ただいま消防のほうから、総務省からの貸付車両ということで、二項目、役務費と共済費が上げられておりますが、今、写真で見

せてもらいましたけれども、基本的には役場に置くんですか。

○総務係長（後藤一寛君） 総務係、後藤でございます。基本的には古い車両は平成一桁台、一番古いので平成3年がございますので、既にもう22年は経過しております。その車両あたりと入れ替えたいというところで今考えております。分団の車両全体が21台ありますので、その中の古い車両と随時入れ替えていきたいというふうに思っております。

○委員長（立山広滋君） どうぞ。

○委員（後藤三治君） 今、言葉で随時ということだったけど、これ、ずっと毎年来ると。

○総務係長（後藤一寛君） 総務係、後藤でございます。毎年ではありませんけど、極力手を挙げようという、できるだけ持ち出しがないものを利用しながらという基本的な姿勢ではあります。

○委員長（立山広滋君） どうぞ。

○総務課長補佐（東 幸祐君） 東です。ちなみに軽も普通車も金額は変わりません。大体410万円します。フル装備です。ポンプも合わせまして、できるだけ軽のほうが使い勝手がいいということで、そういう形で替えていっております。以上です。

○委員長（立山広滋君） どうぞ。

○総務係長（後藤一寛君） 総務係、後藤でございます。ちなみに今回の分もそうなんですけれども、総務省の貸付車両につきましては、エンジンカッターとかチェーンソーとか、いろいろ災害時の付随する施設が一緒に付いております。そういうのが非常に重宝します関係で手を挙げるものでございますので申し添えます。

以上でございます。

○委員長（立山広滋君） ほかにございませんか。

○委員（芹口誓彰君） 委員長、いいですか。

○委員長（立山広滋君） 芹口委員。

○委員（芹口誓彰君） 今の写真は積載車かな。

○総務係長（後藤一寛君） 積載車です。

○委員（芹口誓彰君） 積載車で、今機能をちょっと見てみますと、これは緊急車両としての用途とされる。それは乗車定員は何名。

○総務課長補佐（東 幸祐君） 4名。軽ですので。今までは2名乗車が普通だったんですが、軽は。4名実際乗車できるようなものに替えております。

○総務係長（後藤一寛君） 何年か前からですね、ベース車が変わりまして、以前の

は軽トラをベースにした車両でしたので、それが軽ボンゴをベースにした車両に変わっておりますので。また、団員各員もこちらのほうが評判がいい部分もありますので。

○委員長（立山広滋君） ほかに発言ありませんか。ありませんか。

○委員（後藤三治君） すみません。

○委員長（立山広滋君） はい、後藤委員。

○委員（後藤三治君） 予算に関係ないんですけども、今回の提案の条例の改正等で字のポイント数が違うのがあるけん、できるなら統一してほしいという委員の意見がありましたので、お願いしたいと思います。

○総務課長（岩下公治君） よろしいですか。総務課長、岩下です。申し訳ございません。今後、そのようにいたします。

○委員長（立山広滋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） はい。これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。これから、本案について採決します。

議案第49号、平成25年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務課に関連する付託案件については終了いたしました。総務課の皆さん、お疲れ様でした。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第8、それでは、本委員会に付託されました政策推進課関連の認定第1号、平成24年度高森町各会計歳出歳入決算の認定についてを議題とします。

政策推進課の説明を求めます。

○政策推進課長（甲斐敏文君） おはようございます。政策推進課長の甲斐です。歳入歳出決算につきまして、各係からご説明を申し上げます。

決算書のページごとに行きたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○商工観光係長（今吉輝子君） すみません。商工観光係、今吉です。歳入について説明いたします。ページは29ページになります。13款の使用料及び手数料です。1項使用料の6目商工費使用料です。1節の湧水トンネル公園使用料としまして2,830万4,020円の調定額に対しまして、2,830万4,020円の収入がっております。

次が31ページになります。3節の温泉館使用料としまして調定額が2,516万円に対しまして2,516万円の収入がっております。

○政策企画係長（眞原友紀君） 続きまして、33ページです。政策企画係、眞原です。14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目総務費国庫補助金の2節過疎地域等自立活性化推進交付金ということで、予算500万円計上しておりますけれども、これにつきましては平成25年度へ繰越事業ということで繰り越しております。歳出のほうでまた説明いたします。

続きまして、35ページのほうをお開きください。同じく国庫補助金の4目衛生費国庫補助金、3節災害等廃棄物処理事業費補助金といたしまして、193万7,000円入ってきております。調定額・収入額同額となっております。これは昨年の九州北部豪雨災害の災害廃棄物の国庫補助金といたしまして、入ってきております。

続きまして、39ページのほうをお開きください。15款県支出金、2項県補助金、2目総務費県補助金の3節消費者行政活性化事業補助金といたしまして、予算額155万6,000円に対しまして、収入額156万円収入になっております。これは消費生活相談員の活動費等が主なものとなっております。

それから、同じく6節の地方バス運行等特別対策補助金といたしまして、町民バスへの運行の県補助金といたしまして、予算額240万7,000円、収入額240万7,000円ということになっております。

続きまして、53ページのほうお開きください。20款諸収入、4項雑入の2目雑入の2節雑入のうちですね、1,307万9,000円が本係の分となっておりますけれども、これは無線システムの普及支援事業補助金といたしまして、地デジの関係の対策で歳入歳出同額1,307万9,000円収入が入っております。

歳入につきましては以上です。

○委員長（立山広滋君） 歳出もお願いします。続けて。

○情報管理係長（緒方久哉君） 情報管理係長の緒方です。よろしくお願ひいたします。歳出の分について、まず60ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、2目文書広報費についてご説明申し上げます。

まず、節11需用費のうち、広報たかもり印刷製本代として支出245万3,2

25円が支出されております。

続いて13節委託料303万7,000円のうち、高森町ホームページ更新業務として207万9,000円を支出しております。

○政策企画係長（眞原友紀君） 政策企画係、眞原です。66ページのほうをお開きください。同じく総務費になりますけども、目が11目企画費のほうになります。1節報酬予算197万1,000円に対しまして、支出が196万4,250円となっておりますけれども、これは消費生活相談員の報酬となっております。

続きまして、役務費、12節でございますけれども、191万9,000円の予算につきまして、191万1,500円の支出がっておりますけれども、この主な支出といたしまして、共架電柱の移転手数料として137万5,500円支出しております。

続きまして、13節委託料につきましては、ハンドブック作成委託料といたしまして128万1,000円、それから光のほうの基本設計業務委託料といたしまして191万1,000円の支出といたしております。

続きまして、14節使用料及び賃借料につきましては、携帯電話の伝送路の転架料といたしまして支出をしております。

続きまして、19節負担金補助及び交付金でございますけれども、主なもので大きいものを申し上げますと、阿蘇広域行政事務組合の負担金が1,149万4,000円、地方バス運行特別対策の補助金が2,576万1,000円、観光立町の共同調査研究の負担金といたしまして481万8,000円、先ほど歳入の際にご説明いたしました、地デジの共聴組合への補助金といたしまして1,307万9,000円となっております。

○情報管理係長（緒方久哉君） 続きまして、情報管理係長の緒方です。13目電算費の説明をさせていただきます。68ページをお開けください。対象支出について申し上げます。13節委託料です。支出済額1,004万5,168円のうち、当該するのが、総合行政システム機器保守料、4月から10月分として121万5,860円を支出しております。これは電算室に設置されております総合行政システムを管理しますサーバ機、また窓口プリンター等の機器保守料になります。こちら11月に機器を交換しておりますので、実質項目については後ほど説明申し上げますけども、11月以降の分と併せて支出される形になります。

また続きまして、同じく総合行政システムサポート業務委託料、こちらの機器交換前の支出になります。173万8,275円です。これは11月にクラウドサービス型の総合行政設備、いわゆるASPに替えておりますので、それまでの7カ月分になります。

同じく、庁内のLANシステム保守料として、108万7,590円を支出しております。これは現在あります庁舎内の110台のコンピュータをネットワークさせて、スケジュール管理等の情報共有システムでありますサイボウズについて、こちらはインターネット接続しておりますので、その機器保守委託料として支出しております。

同じく委託料として、高森町のICT利活用支援業務委託料としまして、クダラボ代表、今も勤務しておられます堀猛さんに386万4,000円お支払いしております。こちらICTを推進しておりますので、その利活用を推進して、庁内業務等の効率化を図るために専門プログラマーさんを雇い入れまして、文書管理システム等のソフトウェア開発、現在も作成中です。またフェイスブックであるとか、インターネットを発信するについての職員啓発、また実務講習等を行いました、その分についての業務委託料になります。

同じく電算費の中の委託料で、総合行政システムの端末機器切替作業委託料として、110万2,500円をお支払いしております。総合行政システム端末をパソコン110台、プリンター25台の切り替え作業を行った際のシステムの移行並びに管理作業、納付書等の帳簿表の調整等について、その切り替え作業をお願いした分の委託料になります。こちら不用額が26万3,832円出ております。このうち、こちらにつきましては、昨年の年度末に切り替えました機器の廃棄処分料について、昨年度から見積りを取っておりましたけれども、廃棄物処理法で有効廃棄物と認められた分につきましては、かなり廃棄手数料も安くなりますので、その分の差額が当初の予算31万5,000円から5万2,511円で済みましたので、その分の差額26万2,489円が不用額となっております。

引き続き、14節使用料及び賃借料、1,827万5,292円支出しております。この内訳としまして、当該する支出項目をご説明申し上げます。

まず、総合行政システムの機器のリース料です。こちら4月から10月分、こちらについては706万3,350円をお支払いしております。こちら平成24年10月にリース満了しておりますので、7カ月分の支出になっております。

同じく、使用料及び賃借料としまして、総合行政システムのソフト使用料です。5項目にありますけれども、こちらについて259万8,225円支出しております。こちらと同じくASPクラウド型に11月から切り替えておりますので、7カ月分の支出になります。11月から3月までASPクラウド型に切り替えた分の支出として714万円お支払いしております。こちらについては、以前は庁舎内の中にホストサーバ等を複数機設置しておりましたけれども、現在はRKKが持っている施設で一元管理されるサーバに移行しておりますので、その分の保守設



計料とか、機器管理料、また外部からのスパイ等の対策等も向上し、またライニングコストについても軽減できておりますので、その分についてご報告申し上げます。

情報管理係は以上です。

○政策企画係長（眞原友紀君） 続きまして、政策企画係、眞原です。72ページ、73ページのほうをお開きください。エネルギー対策費の委託料168万円でございますけれども、こちらにつきましては、バイオマス活用推進基本計画を策定しておりますので、その委託料となっております。

続きまして、74ページ、75ページのほうをお開きください。22目過疎集落等自立再生緊急対策事業費ということで、先ほど歳入の際にご説明いたしましたけれども、繰越明許費といたしまして、520万円繰り越しを行っております。

続きまして、106ページ、107ページのほうをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費の4目環境衛生費のほうでございますけれども、こちらの13節委託料254万1,000円の支出となっておりますけれども、県の緊急雇用対策事業といたしまして、昨年度、不法投棄廃棄物処理及びパトロール事業を阿蘇フォーク・スクールのほうに委託しておりますので、その委託料となっております。

続きまして、6目衛生費九州北部豪雨災害対策費の13節委託料、このうちの378万1,375円でございますけれども、先ほど歳入の際にご説明いたしました九州北部豪雨災害の災害廃棄物、主に住居の木くず等でございますけれども、そちらの撤去費といたしまして378万1,375円支出しております。

政策企画係の分につきましては、以上でございます。

○商工観光係長（今吉輝子君） 商工観光係、今吉です。ページのほうが118ページ、119ページになります。まず、2目の商工振興費のほうになります。19節の負担金補助及び交付金の490万円なんですけれども、こちらのほうが商工会の助成金、工業団地企業連絡協議会負担金等を合わせまして490万円を支払っております。

その次の3目ですね。3目の不用額ですが、11の需用費の22万8,279円になります。主なものは、光熱水費で22万3,521円が残っておりますが、これは観光施設の冬場の寒暖による見込みが困難であったため、22万3,521円が残っております。13節の委託料の522万3,000円ですが、こちらは、九州自然歩道の草刈りの委託料や、町有公園等の施設清掃管理委託料で522万1,580円を支払っております。19節の負担金補助及び交付金ですが、こちらは阿蘇地域観光推進協議会の負担金や、観光連盟の負担金や、はなしのぶコン

サートの助成金、風鎮祭の助成金、新酒とふるさとの味まつり助成金等を合わせまして506万4,600円を支払っております。

次のページになります。4目の湧水館管理費の中の8節の報償費ですが、これは七夕まつりの際の交通整理の人夫賃や、湧水トンネルの公園の整備をお願いしてる分で、その整備の人夫賃で165万3,500円を支払っております。

13節の委託料です。こちらのほうは湧水館の委託料や、トンネル内の循環点検及び公園清掃委託料、あとは樹木の管理の委託料等を合わせまして776万8,030円を支払っております。5目の温泉館管理費になります。その中の11節の不用額なんですけども、こちらは不用額で63万4,094円が残っておりますけども、これは燃料費が38万4,699円と光熱水費のほうが24万8,732円が残っておりますが、温泉館のA重油とガス代ですが、それと、電気料が冬場の寒暖による使用料が見込めなかったため残っております。

13節の委託料なんですけども、これは浄化槽の管理委託や、ボイラー設備等の設備の点検の委託料としまして294万9,900円を支払っております。

14節の使用料及び賃借料ですが、こちらのほうは発券機や、コピー機や館内放送システム等のリース料を合わせまして248万5,505円を支払っております。

15節の工事請負費ですが、ボイラーの修理代としまして、294万9,500円を支払っております。

6目の観光交流センター管理費ですが、13節の委託料は管理委託料としまして350万円を支払っております。

以上になります。

○委員長（立山広滋君） お諮りします。ちょうどお昼になりますので、質疑は午後からということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） はい。いったん休憩して、午後1時から再開します。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

-----○-----

○委員長（立山広滋君） それでは午前中に引き続き、総務常任委員会を再開いたします。質疑に入ります前に、課長のほうから午前中の発言の訂正を求めるということですので、そちらを先にしたいと思います。課長、お願いします。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 政策推進課長の甲斐です。午前中の説明の中で、間

違った説明をしておりましたので、まず、その訂正をさせていただきたいと思  
いますのでよろしくお願いいたします。

○**商工観光係長（今吉輝子君）** 商工観光係、今吉です。まずですね、決算書の12  
2ページ、123ページをお願いします。6款の商工費、1項の商工費、5目の  
温泉館管理費の15節の工事請負費ですが、先ほどボイラーの修理代という事で  
説明をしましたが、高森温泉館の大広間及び男子脱衣所のエアコンの整備工事に  
なっております。その分で292万9,500円の支出になっております。

以上、訂正させていただきます。

○**委員長（立山広滋君）** はい。これから質疑を行います。質疑はありませんか。興  
梶委員。

○**委員（興梶壽一君）** 興梶です。69ページ、目の電算費ですね。13節の委託料  
1,000万円、それから使用料追加料の1,800万円、ここ一昨年、その前は  
どのくらいだったかと、今後この数字はどうなるかですね、そこを尋ねたいと思  
います。

○**情報管理係長（緒方久哉君）** 情報管理係長、緒方です。今、その前の年、前年度  
の契約との比較ということでお尋ねいただきましたけれども、ちょっと今資料を  
持ち合わせておりませんので、後ほど、数字等、しっかりした数字を確認してご  
報告させていただきたいと思います。

○**委員長（立山広滋君）** よろしいですか、興梶委員。

○**政策推進課審議員（服部信一郎君）** 服部です。決算ではないんですけども、予算  
のベースで電算の中の委託料については平成23年度が800万円で、平成24  
年度が960万円、平成25年度が750万円くらいということで、予算ベース  
では、委託料については200万円程度下がっております。これは先ほど説明が  
あったように、総合行政システムがクラウド型になりましたので、その分での委  
託料が下がっているということになります。今後、委託料についてはこれぐらい  
の費用で推移していくのではないかとというふうに思います。

使用料は、総合行政システムがクラウドのシステム、ASP利用料という形で  
使用料が発生しています。パソコンですとか、あとプリンターを新たに全職員分、  
新しく入れておりますので、その分が平成25年度では若干、平成25年度では  
増えております。平成23年度の使用料賃借料は総額で1,600万円、予算ベー  
スで。平成24年度は1,800万円、今年度の予算ベースで2,400万円ぐら  
いに上がっております。これは繰り返しになりますが、パソコン等のリース料等  
が増えたということ、総合行政システムがクラウド型になったので、委託料が  
減った分が使用料賃借料で増えたような形になっているところでございます。

- 委員（興梠壽一君） よろしいですか。
- 委員長（立山広滋君） はい、どうぞ。
- 委員（興梠壽一君） 興梠です。電算化に向けてですね、かなり取り組まれていまして、かなり金額的に上がるのかなと思っていましたが、そこまではない。
- 政策推進課審議員（服部信一郎君） トータルで言いますと、そこまではないです。下がるような工夫も十分した上でクラウドシステムにしながら、パソコンも新しく調達し、更新する中でも費用を超さないようにというふうにはしています。
- 委員（興梠壽一君） それから、67ページですね。企画費の中の報酬で消費者生活関係の報酬が出とったですね。196万ですかね。今現在、実績はどのくらい相談があつてるのかわかれば。
- 政策企画係長（眞原友紀君） 政策企画係、眞原です。今年度に関しましては、今10件程度の相談があつております。
- 委員（興梠壽一君） 10件。わかりました。
- 委員長（立山広滋君） ほかに質疑ありませんか。
- 委員（芹口誓彰君） よろしいですか。
- 委員長（立山広滋君） はい、どうぞ。
- 委員（芹口誓彰君） はい。芹口です。太陽光、これはどっちの担当ですかね。この付属資料、この12ページ、これは12ページは主な施策の成果表ということで書いてある表ですが、その中に住宅太陽光発電システム設置補助金50万円、内容は太陽光発電設置世帯へ5万円補助というようなことでございます。これは各項目に言えることですが、これは成果内容じゃなくして、事業の内容説明で終わりますとありますが、実際の成果としてのその内容、太陽光発電に補助した成果、この内容についてどういうふうに成果として上げられるのか。設置世帯へ5万円を補助したということはわかっておりますので、この表は成果をたずねている表ですので成果としてどういうふうに効果があつたかどうか、その内容。
- 政策推進課長（甲斐敏文君） よろしいですか。
- 委員長（立山広滋君） どうぞ。
- 政策推進課長（甲斐敏文君） 政策推進課課長の甲斐です。今、太陽光発電の成果についてという質問ですけど、そもそも、この太陽光発電の補助を導入した理由としましては、青山製作所が20周年を記念しまして、高森町のほうに寄附がございました。何らかの町に優しいエネルギー関係で、使っていただけないだろうかという、要望が来ましたので、太陽光発電の設置費の助成を行ったものです。それからしますと、当時150万円の寄附でしたが、青山製作所の分はすぐにはけまして、それから単独で出しております。結果的にはですね、年間、今は10

件ですけど、以前はまだ多い数がありましたので、相当というか、100件くらいの太陽光発電につながっているものとみられます。それにつきましては、温室効果ガスCO<sub>2</sub>の削減にかなりの貢献をしているものというふうに考えております。はっきりした成果までは、まだ出しておりませんが、バイオマスの活用推進計画も設置しているところですので、そちらの検証も今後行ってまいりたいというふうに思っています。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。ほかに発言ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） はい。これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。これから、本件について採決します。

平成24年度高森町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 次に、平成24年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算について、政策推進課の説明を求めます。

○政策企画係長（眞原友紀君） 政策企画係、眞原です。302ページ、303ページをお開きください。歳入の主なものといたしまして、2款繰入金、1項繰入金、目の基金繰入金といたしまして、基金繰入金1,100万円、調定収入同額となっております。これは自治体基金から繰り入れを行ったものでございます。

続きまして、歳出のほうでございます。304ページ、305ページをお開きください。1款事業費、1項鉄道経営対策事業費、1目鉄道経営対策事業費の19節負担金補助及び交付金でございますけれども、予算額・決算額、同額・同額の1,100万円となっております。これにつきましては、昨年、九州北部豪雨災害等の影響等により、南阿蘇鉄道の収入が大きく落ち込んでいることにより、損失補填金という形で1,100万円の補助を出しているものでございます。

以上でございます。

○委員長（立山広滋君） はい。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。これから、本件について採決します。

平成24年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定いたしました。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第9、議案第49号、平成25年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

政策推進課の説明を求めます。

○政策企画係長（眞原有紀君） はい。政策企画係、眞原でございます。一般会計予算書の11ページのほうをお開きください。2款総務費、1項総務管理費の12目地域振興費でございますが、まず報酬ですが、ツーリズム構築研究員といたしまして、県の緊急雇用対策で今年の1月から12月まで1名を雇用しておりますが、平成24年度、先ほど決算の中でご説明いたしました過疎集落等自立再生緊急対策事業等の事業を継続して実施していくため、1月から3月分までの研究員の報酬を計上しているものでございます。共済につきましても、その構築の共済費となっております。

続きまして、19節負担金補助及び交付金でございますけれども、日本でもっとも美しい村連合の負担金となっております。これにつきましては、9月9日に内定通知を受けておりまして、10月4日に島根県の海士町のほうで開催されます臨時総会において正式決定をされる予定でございます。これにつきましては、昨年度までは、住民基本台帳人口に25年を掛けたもので負担金が算出されておりましたけれども、平成25年度に東京事務所が開設されましたため、新たに東京事務所負担金ということで、人口3,000人以上1万人未満の市町村は20万円負担するということになっておりまして、その負担金を20万円計上させていただいているものでございます。

続きまして、20目エネルギー対策費でございますけれども、ペレットストーブ等設置費補助金といたしまして、50万円を計上させていただいております。これにつきましては、10万円の5基分ということで、当初、10万円の10基分の100万円を計上させていただいておりますけれども、8月末現在で8基

の申請が上がっておりまして、残り件数が2件ということで、これから冬場にかけて申請が増えていく可能性があるということで、今回補正のほうをお願いしております。

政策企画係につきましては以上でございます。

○商工観光係長（今吉輝子君） 商工観光係、今吉です。17ページをお開きください。6款商工費、1項商工費、3目の観光費の中の7節賃金の11万8,000円と16節の原材料費の12万6,000円なんですけども、議会報告会の際に、住民の方から要望のありました上玉来交差点の案内看板設置のための経費となっております。看板を設置する交差点は阿蘇市から高千穂まで通過する車両が増加しておりまして、道が分らずに交差点付近で停車する車両に追突する危険性が非常に高いため、案内看板を4枚分の経費としまして、今回計上させていただいております。

次の9節の旅費になります。16万円ですが、これは10月30日に阿蘇首都圏シンポジウムの開催に伴う職員2名分の旅費となっております。この会議は世界文化遺産を目指す上では日本で暫定一覧入りすることが必要になっておりまして、周知啓発活動のために各市町村から町長外担当者2名の出席要請がっておりますので、今回計上しております。

13節の委託料ですね。まず、湧水トンネル内の緊急点検調査業務委託費としまして、462万円を計上しております。こちらの分に関しましては、7月に実施しました七夕まつりの2、3日後に、入場者の方からトンネルの壁の崩落がありますということで連絡がありまして、見に行きましたところ、トンネル内は約2.5メートルの高さまで、壁の部分のコンクリートとその上から天井までに塗ってあるコンクリートの部分に分かれておりまして、その継ぎ目の約20センチがモルタルで補修がされておりますが、そのモルタル部分が約2メートルに渡り崩落したものがございました。大きいモルタルの塊は数キロに及ぶ重さがありますが、幸いにも入場者の方にケガはなかったことが大変良かったと思っております。このモルタルは天井から直接落ちるのではなくて、壁を伝って落ちてくる状態です。他の場所も調査した結果、水の染み出しやモルタルの劣化で浮いてる部分が見受けられて大変危険な状態でありますので、また入場者も一番多い時期であったので、2日間の夜間工事で浮いてる部分はすべて撤去した次第です。とりあえずは安全確保はできていますが、対象がトンネル内であり、多くの入場者のための安全を早急に確保する必要がありますので、今回計上しております。

その下の湧水トンネル内カメラの増設工事の委託の47万2,500円ですが、こちらが崩落に伴いまして、安全を確保するためです。今、現在トンネルの中に

カメラはありますけれども、トンネルの中が暗いため、カラーカメラが設置してありますが、白黒でしか写らない状態で、録画していますが、再生するには更に精度が落ちる現状ですので、今年は、大変多くのお客様に来ていただいている状況で、水路に落ちられるお客様も発生しております。安全対策は万全を期すべきですが、水路を塞いでは湧水の意味がなくなり、大変苦慮しているところですので、とりあえずカメラを増やし監視に力を入れるべく、今回計上しております。また近年は外部からの不審者による強奪等も発生しており、警察からの防犯カメラ設置も強く要望されていることも申し添えさせていただきます。

以上、説明を終わります。

○委員長（立山広滋君） はい。これから質疑を行います。質疑はありませんか。はい、興柵委員。

○委員（興柵壽一君） 興柵です。今、ご説明でトンネル内の緊急点検調査ですね。いつ頃からどのくらいの期間、その説明はあったですかね。

○商工観光係長（今吉輝子君） いえ、まだしておりません。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 政策推進課長の甲斐です。期間といつぐらいにするかということですかね。一応、見積りの中では約1週間ぐらいで調査できるそうです。ですけど、うちとしては大体、一番入り込みの少ない時期、2月ぐらいを予定しておりますけど、その調査を基に新たな施工と言いますか、修繕が出てくる可能性もありますので、できるならば、翌年度の当初予算に計上する意味を持ちましても、11月か12月の初めには、その調査を実施したいというふうに考えております。大体、期間は今言ったように1週間ぐらいで終わるそうです。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。ほかに発言ありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。これから、本案について採決します。

議案第49号、平成25年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、政策推進課に関連する付託案件については終了いたしました。政策推



進課の皆さんお疲れ様でした。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第10、ただいまから所管事務の閉会中の継続調査について審議いたします。

閉会中の継続調査については、

1. 行財政の運営に関する事項
2. 地域振興に関する事項
3. 町有財産の管理に関する事項
4. 町税に関する事項
5. 防災に関する事項
6. 地籍調査に関する事項
7. 商工の振興に関する事項
8. 観光の振興に関する事項

以上、8事項を閉会中の継続調査事項とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで、総務常任委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

-----○-----

閉会 午後1時25分

平成 25 年第 3 回定例会

文教厚生常任委員会会議録

平成 25 年 9 月 13 日

高 森 町 議 会

## 平成25年第3回定例会文教厚生常任委員会記録

平成25年9月13日

開会 午前10時00分

-----○-----

○委員長（後藤三治君） おはようございます。定足数に達しましたので、文教厚生常任委員会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 日程第1、まず本委員会に付託されました住民福祉課関連の認定第1号、平成24年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

住民福祉課の説明を求めます。

○住民福祉課長（橋本和則君） 住民福祉課長の橋本です。

それでは、決算書によりまして、順を追って、担当係のほうから説明をいたします。

○福祉係長（岩下雅広君） 住民福祉課、福祉係、岩下です。よろしく申し上げます。

まず、歳入の27ページ、申し上げます。第12款第2項第3目の第3節児童福祉費負担金の現年分ですけれども、これは高森保育園の保育料ですね、現年分の保育料となっております。調定額2,140万2,900円に対しまして、2,102万3,900円の収入となっております。

続きまして、第5節の障害福祉費負担金、こちらはですね、障害福祉サービスの地域支援活動支援センターということで高森寮が指定してありますので、その負担金が南阿蘇村及び西原村から入ってきております。合計で調定額が1,023万5,600円、収入も同じく1,023万5,600円です。

このページについては以上です。

続きまして、29ページ、第13款第1項第3目の第2節児童福祉施設使用料現年分ですけれども、こちらは公立保育園の保育料となっております。調定額864万8,960円に対しまして、収入が863万9,960円となっております。

このページについては以上です。

○住民係長（芹口孝直君） 住民福祉課、住民係、芹口です。よろしく申し上げます。

30ページをお開きください。

第13款第2項第2目の4節戸籍住民基本台帳手数料が、調定額241万5,600円、収入済額は241万5,600円となっております。

30ページについては以上です。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

33ページをお願いします。

第14款第1項第3目の第1節障害福祉費負担金ですけれども、こちらが更生医療育成医療の医療費となっております。調定額180万円に対しまして、180万円の収入がっております。

同じく第2節児童福祉費負担金ですけれども、こちらは保育所の運営費となっております。調定額2,791万2,125円に対しまして、同額の2,791万2,125円の収入がっております。

その次の第3節子ども手当負担金、こちら6,633万9,429円の調定に対しまして、同額の6,633万9,429円の収入がっております。

一つ飛びまして、第5節の支援費負担金、こちらはですね、補装具等の組み換えの負担金分となっております。調定額9,169万6,000円に対しまして、9,169万6,000円の収入がっております。

このページについては以上です。

続きまして、35ページ、第14款第2項第3目の第1節障害福祉費補助金ですけれども、こちらは日常生活用具とか車の改造費とかの障害者に対しての補助金の国の負担分です。補助金分です。調定額202万8,000円に対しまして、202万8,000円の収入がっております。

このページについては以上です。

続きまして、37ページ、第14款第3項第3目の第1節国民年金事務取扱費委託金ですけれども、調定額285万2,135円に対しまして、同額の285万2,135円の収入がっております。

このページについては以上です。

続きまして、39ページ、第15款第1項第3目の第3節児童福祉費負担金ですけれども、こちらは保育所の運営費の県の負担金となっております。調定額1,381万3,530円に対しまして、同額の収入がっております。

その次の第4節子ども手当負担金、こちらも県の子ども手当に対する負担金で、6分の1の負担金がっております。調定額1,451万1,330円に対しまして、同額の収入がっております。

続きまして、第5節支援費負担金、こちらは4,584万円に対しまして、同額の収入がっております。

続きまして、第2項第3目の第2節重度心身障害者医療費給付補助金ですけれども、県の補助金分として662万1,000円の調定に対しまして、同額の収入が

あっております。

このページについては以上です。

続きまして、41ページ、同じく第3目と第3節障害福祉費補助金ですけれども、こちらは138万5,000円の調定に対しまして、同額の収入がっております。

第7節の次世代育成支援対策交付金ですけれども、こちらは延長保育のための補助金でございます。調定額323万5,000円の調定に対しまして、同額の収入がっております。

続きまして、第10節子ども手当システム改修補助金ですけれども、こちらは昨年、制度改正により、子ども手当から児童手当に変わったことによりまして、電算システムのシステム改修がされております。その補助金といたしまして、調定額153万3,000円に対しまして、同額の収入がっております。

次に、第12節の災害弔慰金補助金ですけれども、こちらは昨年度の九州豪雨災害に伴う弔慰金の補助金でございます。国が3分の2、県が3分の1で入っております。調定額187万5,000円の調定に対しまして、同額の収入がっております。

このページに関しましては以上です。

○住民福祉課長補佐（阿南一也君） それでは、51ページをお開きください。

20款の諸収入になります。3節の住宅新築資金貸付金元利収入、過年度分でございます。調定額2,566万9,037円としておりますけれども、収入金額81万8,000円となっております。未収入金が2,485万1,037円となっております。内訳につきましては、滞納者が9名いらっしゃいます。それと、2節元利収入現年度収入未済額になりますけれども、これにつきましては8名の方が滞納になっております。

以上です。

○住民福祉課長（橋本和則君） 以上、歳入のほうをご説明申し上げました。

○委員長（後藤三治君） 歳出も続けてお願いします。

○住民福祉課長（橋本和則君） 歳出も順を追って説明いたしたいと思います。

○住民係長（芹口孝直君） 住民係、芹口です。

78ページの歳出、第1款第2項の戸籍住民基本台帳費の歳出について説明いたします。

不用額20万円以上のものは、特にございませんでした。ご覧のとおりになっております。以上です。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

89ページをお願いいたします。

第3款第1項第1目の社会福祉総務費ですけれども、こちらで不用額は第19節の負担金補助及び交付金ですけれども、327万4,000円の不用額が出ております。こちらは社会福祉協議会ですね、職員の方が現在休職中のごさいますて、その方の人件費の戻入分がっております。戻し入れがあったのは平成25年の5月31日付けであります。

このページについては以上です。

続きまして、91ページをお願いいたします。

同じく第3款第1項の第2目障害福祉費の第13節ですけれども、こちらの委託料で69万5,907円の不用額がっております。こちらは更生医療と福祉サービス費などの費用となっておりますが、こちらにつきましてはですね、予測が不可能ということで、これだけとなっております。特に更生医療につきましては、1回の医療費というものはですね、心臓とかの手術になりますと高額な費用がかかりますので、補正では減額をしておりますませんでしたので、この不用額が出ております。

続きまして、第20節の扶助費642万439円の不用額が出ておりますが、こちらは重度心身障害者医療費及び日常生活用具の補助、補装具の補助金となっております。こちらにつきましても申請の都度、支払いをしておりますので、どれだけ申請があるかというのが予測がつかみませんので、不用額が出ております。

このページについては以上です。

○住民福祉課長補佐（阿南一也君） 95ページをお開きください。

9目同和対策費、10地域改善対策費、並びにもう1枚開けていただきまして、96ページになりますけれども、男女共同参画推進費、この20万円以上の不用額はありません。

以上です。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

97ページをお開けください。

第3款第2項第1目の児童福祉総務費ですけれども、こちらの第20節扶助費の125万円の不用額が出ております。こちらにつきましては、出産祝金に係る予算となっておりますが、24年度中には38件のお祝い金の支払いをしております。これにつきましては、あらかじめ予測されると思われましても、申請続きの時期によってですね、翌年度にずれ込んだり、妊娠して転入・転出をされる関係で、予測がつかないということもありまして、この不用額が出ております。

このページにつきましては以上です。

続きまして、99ページをお開けください。

第3款第2項第2目の児童福祉施設費の中の第11節需用費ですけれども、こちらの24万6,052円の不用額につきましては、保育園の賄い材料費ということで不用額が出ております。

13節の委託料、こちらの25万1,911円の不用額につきましては、保育園の広域入所に係る委託料ということで、こちらでも途中で広域入所の委託があったりしますので、ここも予測がつかないので不用額が出ております。

次の14節使用料及び賃借料ですけれども、こちらはタクシーの借り上げとかです、その経費となっております。143万4,965円の不用額が出ております。

第20節の扶助費につきましては、50万1,500円の不用額が出ておりますが、こちらは高森保育園の運営費でございます、こちらでも途中で入退所等がありまして、増減等の予測がつかないため、不用額が出ております。

続きまして、第3目の児童措置費の第20節の扶助費ですけれども、24万円の不用額が出ておりますが、こちらは児童手当に係る決算でございます、こちらにつきましても転入・転出などによりましてですね、特に年度末は多いですので、予測がつかないということで不用額が出ております。

このページについては以上です。

続きまして、101ページの第3項第1目の災害救助費の中の第1節の扶助費です。こちらは26万円の不用額が出ておりますが、こちらにつきましては、火災における全焼の見舞金ということで、2件分、予算が組んでありましたけれども、こちらについてはですね、いつ起きるか分からないということで、減額をせずにそのままにしておりますので、不用額が発生しております。

続きまして、第2目の民生費九州北部豪雨災害対策費の中の第20節の扶助費ですけれども、こちらにつきましては、不用額はありますが、参考のために470万円の支出が出ております。38件の災害見舞金と、お一人行方不明の方の弔慰金を支払っております。

このページについては以上です。

○住民福祉課長（橋本和則君） 以上、歳入歳出決算のほうのご説明を申し上げました。以上でございます。

○委員長（後藤三治君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（立山広滋君） よろしいですか。

○委員長（後藤三治君） はい。どうぞ。

○委員（立山広滋君） 立山です。

101ページ、上のほうの20節の扶助費、火災全焼の見舞金ということで、2件分。26万円上げてありますけれども、全焼したときは1件13万円というこ

とで理解しとってよろしいでしょうか。

○住民福祉課長（橋本和則君） 課長の橋本です。

全焼の場合がですね、10万円です。駐在区の片付け等がありますので、3万円があります。全焼の場合は10万円プラスの3万円で、13万円ということで、一応2件分、もしあったときの場合に予定をしておりました。

○委員長（後藤三治君） よございますか。

○委員（立山広滋君） はい。ありがとうございます。

それと、もう一つ、よろしいですか。

○委員長（後藤三治君） はい。どうぞ。

○委員（立山広滋君） 立山です。

その下の扶助費470万円、今、岩下係長の説明では、38件の災害見舞金、1人の行方不明の方の弔慰金ということですが、この内訳は分かりますでしょうか。

○住民福祉課長（橋本和則君） 分かります。課長の橋本です。

1名の不明の方はですね、興梠さんが行方不明ですので、配偶者ということで250万円の見舞金が出ております。あとの38件はですね、まず駐在区に対しまして3万円の地区支援費ですね、これが90万円あります。あと30件ですね、30件の床下浸水がありますので、そちらが38件、半壊が15万円、床上浸水が25万円ということで、足して38件、90万円と130万円ですね。見舞金が130万円です。地区の支援金が90万円で、220万円です。先ほどの250万円と合わせて、470万円ということになります。

○委員（立山広滋君） はい。ありがとうございます。

○委員長（後藤三治君） ほかにございませんでしょうか。

○委員（三森義高君） はい。

○委員長（後藤三治君） はい。どうぞ

○委員（三森義高君） 51ページの歳入のほうですが、三森です。

51ページの歳入、貸付金元利収入の分で節の3住宅新築資金貸付金元利収入過年度分ということで、81万8,000円入っておるわけですが、正確にはまだ2,485万1,037円ですか、未済額であがっているというようなことですが、こういう状況下で今後の方向性というのはどんなに考えておられるのか、ちょっと説明いただきたいと思いますが。

○住民福祉課長補佐（阿南一也君） 人権推進係の阿南です。

先ほど申し上げましたように、滞納者の方は9名いらっしゃいます。その中でですね、6名の方につきましては、年に少しずつでもですね、支払われております。



ですので、役場としてもですね、滞納されている方につきましては当然ですけども、少しずつ支払われておられる方も含めまして、9月と3月にですね、督促状を出してですね、催告を促しております。

○委員（三森義高君） はい。非常に納得がいけないわけですね。払っている人と、もう本当便宜上に払っている人と。そこらあたりをちょっと考えてやっていかんと、この状況で本当に回収できるのかという、不公平が非常に出てくる。同じ資金の中でそういう不公平感があるような行政サイドの側でやっていきよったら、今後はどうなるのか非常に心配をしておるところです。

以上です。

○委員長（後藤三治君） ほかにはございませんでしょうか。ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） ないようでございますが、私のほうから、2つお聞きしたいことが、後藤です。

まず、27ページですね、歳入になりますけれども。町立と私立保育園の保育料の問題でございますが、まず私立保育園の現年、それから過年度分の滞納が少しずつ減ってきている状況にあるのかどうかですね。それから、今年度、町立保育園の現年分の滞納も9,000円ということでありましたけれども、どういう状況で納められていないのかですね、そこらへんをちょっと、分かる範囲で結構ですが、まずそこをお聞きしたいと思います。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

こちらの滞納分につきましては、まず私立保育園の37万9,000円については、9名の方が滞納されておられます。これは9名というのはですね、子どもの数で9名です。保護者の数でいきますと6名の方ですね。こちらにつきましては、現在の納付状況を見る限りですね、平成7年度分から滞納がありまして、前の分から少しずつ支払いをされていますので平成7年度分は終わっております。実際このときに、保育園におられた子どもさんはもう成人されて、もう自分で払われたようでありますので、年間に少しずつ減っております。

あと、公立保育園分の9,000円につきましてはですね、お一人の方が1月分だけ納めておられなくてですね、年度内に納められていて、その分に関してはもう今現在、既に納付されています。

○委員長（後藤三治君） 分かりました。

もう一つ、すみません。89ページをお願いしたいと思います。社会福祉総務費の19節の負担金補助及び交付金の中で327万4,000円、先ほどの説明では社協の休職者の未納金ということですが、不用額で上げなくてはならなかったの

か、あるいは予算でですね、課長が言われたのは5月頃ということでしたので、不用額じゃなくて、予算を減額補正する必要があったんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

こちらにつきましては、年度当初に予算編成をしております、実際、社会福祉協議会に支払うのがですね、上半期・下半期に分けて、補助金という形で支払っております。人件費も含めたところですね。一旦支払っておりますので、その予算につきましては、社会福祉協議会のほうでも予算が組まれておまして、その社会福祉協議会の理事会総会、そちらのほうにかけていただきまして、返すということを決めていただいて、返納することを決めていただいた上で返納しておられますので、こちらの予算措置がそれまでできなかったというのも一つの理由であると思います。

○委員長（後藤三治君） はい。ほかに質疑はございませんでしょうか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） これで討論を終わります。これから、本案について採決します。

認定第1号、平成24年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定しました。

—————○—————

○委員長（後藤三治君） 日程第2、議案第45号、高森町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題とします。

住民福祉課の説明を求めます。

○住民福祉課長（橋本和則君） 課長の橋本です。

それでは、担当係のほうから説明をいたします。

資料がありますので、今から配付をさせていただきます。

[資料配付]

○住民福祉課長補佐（阿南一也君） 住民福祉課、阿南です。私のほうから説明させていただきます。

子ども・子育て会議条例の制定ですけれども、今お配りしました資料に基づきま

して説明申し上げます。

子ども・子育て会議ですね、これは平成27年4月から新制度が始まります。その前にですね、国、県、町ですね、この子育て会議の設置が求められております。県においても今議会において会議の設置が計画されているようです。その子育て会議の趣旨、役割につきましては、先ほど1ページの下のほうに書いてあるとおりでございます、子育て会議の支援計画及びこれからの実施をする上で重要な役割を果たすものでございます。

今回、条例に記載いたしましたのは、もう1枚開けていただきまして、子ども・子育て支援法第77条を記載しております。その中で先ほど申し上げましたように、77条の3にありますけれども、市町村子ども・子育て支援計画に関することとかですね、それと4ですね。実施の調査、審議に関すること等でございます。この会議を設立しましたことを、まだ人選についてはまったく決めておりません。当然、条例制定後になっております。その後、本年度中にですね、ニーズ調査を行いまして、26年の9月までに支援計画書を策定するように計画しております。その後、ニーズ調査等の実施、子育て支援のセンター等を含めましたところの計画にしたいと思っております。

以上、概略ですけれども、説明を終わらせていただきます。

○委員長（後藤三治君） はい。ただいま説明がありましたので、これからご質疑を行います。質疑はありますか。

○住民福祉課長（橋本和則君） いいですか。

○委員長（後藤三治君） はい。どうぞ。

○住民福祉課長（橋本和則君） 課長の橋本です。

今回はですね、子ども・子育て会議の委員の設置ということで、これは全国的な流れからして、計画を策定するわけでありまして、高森町が目指しております子育て支援センターはですね、これを基本にしますが、この通りということはありませんで、高森で設立する予定の子育て支援センターにつきましては、高森独自の方向性をもっていく形になると思います。それから、今後、いろんな計画を立てまして、改めまして議員さんのほうにはお示しができると思います。今回の会議の設置につきましては、あくまでも子育て会議の基本的な方針を決めるための会議ですので、よろしくお願いたしたいと思っております。

○委員長（後藤三治君） ほかに質疑ございませんか。

○委員（立山広滋君） よろしいですか。

○委員長（後藤三治君） はい、どうぞ。

○委員（立山広滋君） 立山です。

今、資料をお配りされたと思いますけれども、ちょっとお尋ねします。国では子ども・子育て会議は25年の4月に、もう設置してあるわけですね。

○住民福祉課長（橋本和則君） はい、そうです。

○委員（立山広滋君） はい。分かりました。すみません。

○委員長（後藤三治君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） これから、本案について採決します。

議案第45号、高森町子ども・子育て会議条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 日程第3、議案第49号、平成25年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

住民福祉課の説明を求めます。

○住民福祉課長（橋本和則君） 課長の橋本です。

それでは、補正をしております担当係のほうから、順次説明をいたします。

地域改善施設費のほうからご説明を申し上げます。

補正予算書の14ページをお開きください。

○住民福祉課長補佐（阿南一也君） 住民福祉課、阿南です。14ページをお開きください。

10目の地域改善施設費です。需用費で、修繕費10万円を組んでおります。これにつきましては、20カ所ですね、設置箇所について高森町で管理しておりますけれども、そのうちの一つの街路灯がですね、根本から倒れましたので、その分の修繕料を10万円組んでおります。

以上です。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

続きまして、説明をさせていただきます。

歳出14ページの第3款第2項第1目の第9節旅費の中の費用弁償8万円を計上させていただいております。こちらにつきましては、先ほど阿南課長補佐のほう

からご説明がありました、子ども・子育て支援会議等の費用弁償ということで予算を計上しております。

続きまして、第3款第2項第4目の23節償還金利子及び割引料ですけれども、こちらが9万1,000円の補正を計上しておりますが、こちらにつきましては、平成24年度の熊本県多子世帯子育て支援事業補助金の返還金となっております。こちらにつきましては、現在、保育園の保育料につきましては、第3子以降の保育料を無料としております。それに対しまして、この熊本県のほうから補助金が出ておりますが、この補助金の計算をする際にですね、高森町の第3子以降の保育料を無料にするという運用がですね、この熊本県の多子世帯の支援事業の補助金の適用を受けない分の徴収金額を算入していたことによりまして、補助金をちょっと多くもらいすぎておりましたので、その分を減額する支出となっております。

続きまして、第6目の高森東保育園費の第18節備品購入費ですけれども、7万8,000円の予算を計上させていただいております。こちらにつきましては、高森東保育園の給食食材保管用の冷蔵庫を今回購入するという事で計上させていただいております。今までですね、個人の冷蔵庫とかの中古の分をどうにか騙し騙し使っていたような状況ですけれども、とうとう使用できなくなりましたので、今回新たに購入するという事で予算を計上させていただいております。

以上です。

○住民福祉課長（橋本和則君） 以上が補正予算です。

○委員長（後藤三治君） これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） 質疑がないようでございますので、続きまして討論を行います。討論はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。

議案第49号、平成25年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、住民福祉課に関連する付託案件については終了いたしました。

住民福祉課の皆さん、お疲れさまでした。

-----○-----

休憩 午前10時50分

再開 午前10時55分

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 日程第4、それでは、本委員会に付託されました健康推進課関連の認定第1号、平成24年度高森町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

説明をお願いしますが、今までとちょっとやり方を変えまして、ページごとに説明をお願いしたいと思います。ですから、入れ替わり立ち替わりになると思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、お願ひします。

まず、平成24年度高森町一般会計歳入歳出決算について、健康推進課の説明を求めます。よろしくお願ひします。

○健康推進課長（村上源喜君） 健康推進課の課長の村上です。おはようございます。

今、委員長のほうが、一般会計のほうからということでお話がありました。この後、特別会計のほうにも、私たち3つ持っておりますので、入ってまいります。特に特別会計におきましては、医療費に関するものが多くございまして、100万円以上の事業ということで載せていただいておりますが、そういったところで、その分につきましては、できましたら割愛させていただいて、ご質問にお答えするというところにちょっとしないと、全部100万円以上になりますので、そういうところでお願ひできればと思ひますが、よろしいでしょうか。

○委員長（後藤三治君） よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○健康推進課長（村上源喜君） はい。ありがとうございます。じゃあ一般会計の決算のほうから説明をお願いします。よろしくお願ひします。

○介護保険係長（馬原恵介君） おはようございます。介護保険係長、馬原でございます。

歳入の26ページをお開きいただいでよろしいでしょうか。

分担金及び負担金、3目の民生費です。1節の老人福祉費、老人福祉費負担金現年分です。これは湯の里荘の負担金になりまして、今現在、12名、平成24年度末で入所されています。その分の負担金が274万6,129円になっております。

それから、2節の老人福祉費負担金滞納繰越金についてはございませんので0円

となっております。

以上です。

○国民健康保険係長（高崎康誌君） すみません。次に、健康保険係の高崎です。よろしくをお願いします。

同じく6節の老人保健医療費交付金につきましては、実績がありませんので0円となっております。

○健康推進係長（野中裕美子君） 続きまして、健康推進係、野中です。

4目の衛生費負担金、2節の健康増進事業健康審査負担金ですけれども、これは各種がん検診の自己負担分になります。

続きまして、3節の健康審査負担金、これは20歳から39歳の検診及び骨粗鬆症検診、腹部超音波検診の自己負担金になります。

○国民健康保険係長（高崎康誌君） 国保係の高崎です。

32ページをお願いします。

国庫支出金の国庫負担金、3番民生費国庫負担金の4節保険基盤安定負担金、389万8,026円の歳入となっております。

あと、6節の老人医療給付負担金につきましては、実績ゼロです。

以上です。

○健康推進係長（野中裕美子君） 健康推進係、野中です。

続きまして、34ページ、4目の衛生費国庫補助金、この1節環境衛生費補助金は、合併浄化槽で建設課の管轄になっております。

3節、産業廃棄物、これも政策推進ですね。災害復旧関係になります。

○国民健康保険係長（高崎康誌君） 国保係の高崎です。

36ページをお願いします。

県支出金の県負担金、民生費県負担金ですが、2節の保険基盤安定負担金として5,083万9,269円の歳入となっております。

以上です。

○介護保険係長（馬原恵介君） 続きまして、40ページをお願いいたします。

介護保険係長、馬原でございます。

15款の県支出金ですね。3目の民生費県補助金になります。6節の在宅老人福祉費補助金です。これは老人会に対する補助金になっておりまして、一応4事業分、50万3,000円になっております。

それから、9節です。介護保険低所得者対策事業補助金になっております。これは25万9,000円です。これにつきましては、施設に入所されている方で、低所得者に該当する方についてはですね、その負担金を一部補助するという事業が

あります。その分でございます。

それから、11節でございます。高齢者等住宅改造費補助金になります。これは自宅のですね、高齢者等の住宅の改造につきましてはですね、上限70万円といたしまして、2分の1までは県と町の補助がございます。その分の実績で1件分30万9,000円になっております。

以上です。

○健康推進係長（野中裕美子君） 同じく40ページです。

健康推進係、野中です。

4目の衛生費県補助金になります。2節の乳幼児医療費補助金、これは0歳から3歳の子どもに対して2分の1の補助が行われています。

3節健康増進事業費等補助金、これは90万4,000円ですね。

それから、4節の妊婦健康審査補助金、これは妊婦さんに1人14回ですね、補助が行われております。66人、延べ486人が受診されています。

続きまして、5節の子宮頸がん等ワクチン接種緊急推進臨時補助金ということで、これは子宮頸がんワクチン、それから小児肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンに対する補助になっています。

以上です。

○介護保険係長（馬原恵介君） では、すみません。歳出のほうに入ってまいります。

90ページをお願いいたします。

介護保険係長の馬原でございます。

3款の民生費ですね、1項の社会福祉費になります。4目の老人福祉費になります。この中で13節の委託料ですね。金額が予算額226万4,000円に対しまして、支出済額186万9,135円、不用額が39万4,865円となっています。これにつきましてはですね、在宅老人いきがい通所といいまして、梅香苑のほうにデイサービスに行っていらっしゃる方、それから外出支援ですね、それから敬老生活支援等、委託料で支払っておりますものですが、なかなか年度末までですね、事業を実施している関係でですね、3月の議会のときに支払額が確定できずですね、不用額として39万4,865円残ってしまいました。

それから、次のページになります。

20節の扶助費になります。予算額2,746万7,000円に対しまして、2,720万1,558円、不用額26万5,442円となっております。これにつきましては、湯の里荘のですね、入所者の措置費、町負担分でございます。これもですね、一応3月まで扶助費の支払いがございまして、途中入所・退所関係があります関係で、3月の定例議会には予算を処理をすることができずに、不用額と



して26万5,442円計上しております。

介護保険係は以上であります。

○国民健康保険係長（高崎康誌君） 続きまして、国保係の高崎です。

92ページ、6目の老人保健事業につきましては、実績がありません。後期高齢者医療事業費、19節の負担金補助及び交付金につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合会のほうに1億481万9,563円を支出しております。

あと、28節の繰出金につきましては、後期高齢者の特別会計のほうに3,287万2,000円拠出してあります。

続きまして、94ページをお願いします。

国保健康保険事業費の、28繰出金につきましては、6,436万5,852円を国保の特別会計のほうに繰り入れさせていただいております。

以上です。

○健康推進係長（野中裕美子君） 続きまして、102ページです。

健康推進係、野中です。

衛生費の103ページ、13節の委託料ですけれども、これは検診の20歳から30歳代の検診、それから骨粗鬆症検診、超音波検診、在宅当番医の委託として支払っております。

19節負担金補助及び交付金ですが、これは広域事務組合に対する一部負担金になっています。

続きまして、104ページ、2目の予防費です。105ページの11節需用費ですけれども、これは予防接種のワクチン代として支払っておりますが、3月、まだ接種人数が不確定のため、不用額29万9,092円が出てあります。

13節委託料、これが予防接種を委託している分ですけれども、これも3月末、接種人数の不確定のため、52万4,917円の不用額を出しております。

20節扶助費、これはインフルエンザ、ヒブワクチン、肺炎球菌に対する払い戻しをしている分ですが、これも3月末、接種人数不確定のため、49万5,583円の不用額を出しております。

続きまして、104ページ、3目の健康増進事業費ですけれども、これは105ページ、13節の委託料、これは各種がん検診の委託料として支払っております。

○審議員（沼田勝之君） 審議員の沼田です。

106ページ、7ページ、環境衛生費の需用費、支出額が226万円がありますが、これは農業用水のですね、川の浄化ということですね、農業用水のポンプ代ですね、これは政策推進課のほうで執行しております。

それと、13節の委託料ですね。これも254万1,000円支出しております

が、これは昨年、緊急雇用対策事業ということで、不法投棄の廃棄物の処理と監視パトロールですね、これも政策推進課の事業として行っています。この事業につきましてはですね、担当課がそれぞれとなっております。

19節の負担金補助及び交付金につきましてはですね、これは建設課で行っております合併処理浄化槽設置整備事業等です。当課で行っている、ごみ収集所の整備事業補助金は19万6,000円で、この中に含まれています。

以上です。

○健康推進係長（野中裕美子君） 同じく、107ページですけれども、健康推進係、野中です。

5目の母子保健費です。13節委託料にこれは妊婦健診として支払っております。これも3月末、健診受診者が不確定のため、33万1,628円の不用額を出しております。

20節扶助費です。これは子ども医療に対する支払いになっております。これも3月末、医療申請が不確定のため、31万2,363円の不用額を出しております。以上です。

○審議員（沼田勝之君） 6目のですね、衛生費九州北部豪雨災害の経費ですけど、11節の需用費ですね。これは豪雨災害によります廃棄物の集積所ということで、旧上色見小学校を集積所にしてありますが、その復旧の山砂代等をここに支出しておるものです。

それと、委託料につきましても、豪雨災害のですね、廃棄物の処理委託と汚泥処分委託、これを出しております。

それと、14節の使用料及び賃借料につきましては、重機とダンプ等の借上代を支出いたしております。

109ページですね、原材料費ですが、これも上色見小のですね、集積所の芝張りや山砂代等を支出しております。

以上です。

○委員長（後藤三治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（立山広滋君） よろしいですか。

○委員長（後藤三治君） はい。どうぞ。

○委員（立山広滋君） 立山です。

107ページの20節の扶助費、今、野中係長のほうか、子ども医療ということでご説明がございましたけれども、これは出生から中学校3年生、その医療費の補助ということですかね。

○健康推進係長（野中裕美子君）　そうです。はい。

○委員（立山広滋君）　はい。

○委員長（後藤三治君）　よございますか。

○委員（立山広滋君）　はい。

○委員長（後藤三治君）　ほかにございせんか。

私のほうから一つ、後藤です。

妊産婦の補助ということで、1人14回ということだったですね。その中で60何名というお話をちょっと聞いたんですが、何が言いたいかといいますと、子どもの数が少しずつ増えてきているのかなと、だいたい私が知ってるころは40から50以内ぐらいの出生率がずっと続いていたように思われますが、今、60名おられるということは、少し子どもの数が増えているのかなと思いますが、状況はどがんでしょうか。

○健康推進係長（野中裕美子君）　健康推進係、野中です。

1年間の妊婦届というのは、やはり40前後になっています。ただ、これは1人の方が10カ月間妊娠期間がありますので、延べでいきますと年度また超えて対象者がいらっしゃいますので、66人ということになります。

○委員長（後藤三治君）　はい。ほかに何かございせんでしょうか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君）　はい。質疑を終わります。

○委員長（後藤三治君）　続いて討論を行います。討論はありせんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君）　これから、本件について採決します。

平成24年度高森町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することにご異議ありせんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君）　異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定しました。

次に、平成24年度高森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、健康推進課の説明を求めます。よろしくお願ひします。

○国民健康保険係長（高崎康誌君）　国保係の高崎です。よろしくお願ひします。

国民健康保険の特別会計につきましては、今ご説明しました176ページから説明させていただきます。

まず、国民健康保険税ですが、一般と退職の保険に分かれますが、トータルでいきますと、現年分の国保の保険税が調定2億108万8,650円に対して、徴収額が1億8,956万7,532円、残も1,152万8,118円の歳入未済額と

なっています。

あと、滞納繰越分ですが、こちらにつきましても調定額6,724万510円に対して、徴収済額575万6,899円、6,148万3,611円が収入済額となっております。

次のページの178ページをお願いします。

国庫負担金です。国庫支出金の国庫負担金です。100万円以上でいきますと、まず療養給付等の国からの負担金として、現年度について2億1,845万6,061円入っております。高額医療費共同事業負担金として535万1,792円、特定健診、住民健診、国保被保険者に係る住民健診ですが、これについて112万6,000円入っております。

次、2項の国庫補助金のほうですが、財政調整交付金として普通調整交付金9,350万8,000円、特別調整交付金655万円入っております。

また次のページです。180ページをお願いします。

5款の療養給付費等交付金、社会保険診療報酬支払基金より、療養給付費等の交付金として5,604万1,000円、現年度分として交付をいただいております。

6款の前期高齢者交付金として、同じく社会保険診療報酬支払基金より、現年度分として2億381万9,437円を交付いただいております。

次に、7款の県支出金ですが、1目の高額医療費共同事業負担金として535万1,792円を入っております。

あと、特定健康審査等の負担金として112万6,000円入っております。

次に、182ページをお願いします。

2項の県補助金の財政調整交付金として、1節普通調整交付金として5,738万6,000円、2節の特別調整交付金として67万円入っております。

次に、8款の共同事業交付金として、熊本県国保連合会のほうから、1節高額医療費交付金として2,438万8,840円と、2節の保険財政共同安定化事業交付金として1億3,744万9,510円交付いただいております。

次に、10款の繰入金ですが、1目の一般会計繰入金として6,436万5,852円入っております。

184ページになりますが、その繰り入れの明細がそれぞれ保険基盤安定繰入金として4,176万5,852円、2節出産育児一時金繰入金として560万円、3財政安定化支援事業繰入金として1,700万円繰り入れさせていただいております。

次に2項の基金繰入金として積み立てのほうを取り崩しまして、1,800万円繰り入れさせていただいております。

次に、11繰越金ですが、これにつきましては、昨年度、23年度からの繰越金として、1節、6,586万7,214円繰越しております。

186ページになりますが、4項雑入として、1節第三者納付金として158万2,997円、これはつまり交通事故で、かかった医療費を、事故を起こした人が払うという制度ですので、その分についての医療費分をいただいております。

100万円以上の歳入は以上です。

続けて、歳出のほうをご説明いたします。

190ページをお願いします。

まず、一般管理費の中の12節役務費ですが、これにつきましては郵便料が120万円ほど、あと機器に関する手数料などとなっております。

○委員長（後藤三治君） 20万円を超えとる分だけの説明でいいですよ、不用額が。

○国民健康保険係長（高崎康誌君） すべて20万円を超えている部分についてはありません。

○委員長（後藤三治君） となると、何もないけん、主なところをですね、やはり、これは伝えておきたいということは、説明ください。

○国民健康保険係長（高崎康誌君） 分かりました。

歳出のトータル10億9,114万639円に対して、医療費の給付がトータルで、5億ほどになっておりますので、支出のウエイトを占めております。療養給付と、例えば198ページの6款、高額医療費共同事業拠出金、そして広域連合会のほうに拠出金として共同事業療養拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金と合わせて1億4,574万1,814円拠出してあります。これは国保連合会のほうに拠出金を、市町村からの拠出金をプールしてありまして、それぞれ各市町村でかかった医療費とか、高額医療費の払い戻しが多い市町村に対して、いくらずつ交付するというような形で、払い戻しを受けるような形の制度となっております。

以上です。

○委員長（後藤三治君） 歳出においてはですね、ほかの予算と非常に20万円以上の不用額がないということで、非常に精査されてですね、予算を計上されていたということで、もう説明しようがないということですが、当然資料は先に配付されておりますので、これからですね、委員の皆さまの質疑を受けたいと思いますので、何かありましたらお出しいただきたいと思います。

○委員（立山広滋君） よろしいですか。

○委員長（後藤三治君） はい。どうぞ。

○委員（立山広滋君） 立山です。

一つ確認です。181ページ、この一番上の1節、これは何て書いてあるとですかね。

○国民健康保険係長（高崎康誌君） 出産一時金です。文字化けをしております。すみません。出産一時金の補助金です。出産された方に補助金を出すやつの、補助金をうちが出しておりますが、それについての補助金としていただいております。

○委員（立山広滋君） 正式文を言うてください。

○国民健康保険係長（高崎康誌君） 出産一時金補助金です。上の出産一時金もありますけど、下のが文字化けしております。

○委員（立山広滋君） もう一つよろしいですか。

○委員長（後藤三治君） はい。どうぞ。

○委員（立山広滋君） 立山です。

まず、77ページ、この上から医療給付分と後期高齢者支援金分と介護給付金分の現年の課税分と、それと滞納繰越分がありますけれども、だいたい人数は例年このとおり、滞納者がいらっしゃるということではよろしいですか。減っているんですか、増えているんですか。

○国民健康保険係長（高崎康誌君） 増えております。何人か増えております。

○委員（立山広滋君） それで。増えているなら、どのような対応を、滞納の方にはとっていらっしゃるのでしょうか。

○国民健康保険係長（高崎康誌君） 国保係の高崎です。

一応、国保とは限らず、町のほうで徴収プロジェクトチームをつくりまして、それぞれ受け持ちをもって、徴収していくということでやっております。ひとまず現年度分の滞納が増えないように、現年度分から徴収していただくようやっておりますので、何とか現年度分は例年どおりの徴収となっておりますけど、滞納分の徴収はちょっと今回は、いつもどおりには徴収できてないところもあります。

以上です。

○委員長（後藤三治君） ほかにありませんか。

ないようでございますので、私のほうから一つ質問させていただきます。後藤です。

決算書のですね、決算審査意見書の中の国保の中でですね、代表監査委員のほうからもちよとお話がありましたけれども、本来、特定健診並びに特定保健指導が実施されているが、計画書に上げられた目標に達成しているのかというようなご提案がありましたけれども、現在、いかがですか。

○国民健康保険係長（高崎康誌君） 国保係の高崎です。

特定健診につきましては、20年度に第1次特定健診の実施計画というのを作り

まして、国の指針で24年度には65%の受診率を目指すということで指針がありまして、それに向けて計画を立てたところですが、高森町の直近の24年度はまだ実績では出ていませんが、23年度で43%ぐらいの受診率となっております。他の市町村が34%を切ってますので、それと比べたら受診率は高いんですが、まだまだ計画には追いついてないのが現状です。

以上です。

○委員長（後藤三治君） 後藤です。

今聞きますと、20%強の開きがあるわけですね。これをしないことによって、やはり保険に及ぼす影響というのは大きなものがあると思われるんですよ。今後どういう対策を考えておられるのかですね、ちょっともし計画があればお聞かせ願いたいと思います。

○国民健康保険係長（高崎康誌君） 国保係の高崎です。

また、25年度から第2次特定健診実施計画というのがありまして、今後は国の指針が少し若干落ちまして、60%を目指すということで指針が出ております。それに合わせて計画しておりますが、今後は町長が進めていらっしゃるブロードバンドを利用してですね、24年度についての受診の呼びかけあたりをですね、どう進めていくか、また、町としても健診に対して興味をもっていただくような形で放送していこうかと思っております。

あとは、受診されなかった方という方をですね、なぜ受診しないのかということと協議して、何とか受診していただくような形で指導していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（後藤三治君） もう一つよろこびますか。後藤です。

先ほど、立山議員が滞納状況について質問されましたけれども、滞納が、やはり滞納分を含めて現年と合わせると相当増している状況なんですよ。そういうのは、やはり健康保険に及ぼす影響、それから今のままの保険料でいいのかどうかですよ。今、健康保険の運営がどういう状況なのかをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○健康推進課長（村上源喜君） 健康推進課の課長の村上です。

今、委員長のほうからご質問がございましたが特に滞納の分ですけれども、先ほど担当係長のほうが申し上げましたが、現年度分につきましては、昨年が93.62%、今年が94.27ということで、若干の改善はなされております。ただ、滞納の分につきましては、今と逆でございまして、昨年ほどは徴収できていないということで、中身を見てみますと、件数自体はそうでもないんですが、同じ方が

滞納額が大きくなっている。新しい滞納者の方が相当数が増えているわけではありませので、差し押さえ等の処分も税務あたりと合わせてやっておりますけれども、なかなか一方では生活がありますし、その生活のもとに、また納税もしていったただかにならんと、そういうジレンマもありますが、今、チームも、係長が申しあげましたように、作っておりますので、チーム任せということではなりませんけれども、私も含めまして、そのへんしっかり今、懸念されている部分につきましてははですね、なるべく一般の方の保険税に跳ね返りがないようなことをしっかり検討していきたいと思います。

また、質問があった保険料の値上げ等という言葉もございました。これにつきましては、以前の問題もありまして、国保の運営審議会等でも、私、会議に入っております中で、ちょっとお話が出ましたが、やはりあの問題が尾を引いているというのは事実でございますので、仮にこれをもうチャラにしてとかいうことになればですね、今言われた滞納者の方が、俺たちの分もじゃあ一回チャラにせえということにもなりかねません。この保険料の値上げの件につきましては、しっかりまず内部でですね、協議し、なるべく負担を少なくなるようにということで進めていきたいと思ひますし、またこれもですね、この前これは国保新聞というか、熊日あたりにも出ましたが、保険者、現在高森町が保険者になっておりますが、これを都道府県のほうに移行すると。27年度、通常国会に法案を提出するというので、県が今度、保険者ということになってまいります。ただ、徴収関係につきましては残りますので、やはりその分につきましてははですね、しっかりやっていかにやらんとというふうに考えています。

それと、今後の運営ということでありましたが、それにつきましては今度の決算で出ましたように、もう基金残高が33万5,000円ということで、ほとんどないのと一緒にございますし、今年の当初予算でも法定外の繰り入れを2,500万円ですか、当初予算でしております。それを考えますと、やはり去年はそれプラス基金から1,800万円入れておりますので、既にもう目の前で3,000万円から4,000万円というのは、来年、当初予算を組むときにですね、もう不足するという、もう単純に計算してなりますので、やはり去年一昨年ですね、最初繰り入れの際、よその町村の状況も調べましたが、もうどこもやっていることではありますが、なるべく一般会計からのですね、法定外の繰り入れというのは、そういった徴収努力とか、そういう部分で補えるように、そこを少しでも縮小できるようにしっかり取り組んでいきたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○委員長（後藤三治君） はい。ありがとうございました。



ほかに何かございませんでしょうか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） はい。ありがとうございます。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 討論ないということでございますので、これから、本案について採決します。

平成24年度高森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定しました。

次に、平成24年度高森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、健康推進課の説明を求めます。

○国民健康保険係長（高崎康誌君） 続けて説明をさせていただきます、国保係の高崎です。

後期高齢者、214ページのほうをよろしく申し上げます。

まず、高齢者医療の保険料につきましては、現年分3,870万円に対して、歳入済額が3,890万3,000円、結局20万3,000円過納となっております。これにつきましては、年金特徴の方についての分が決算直前になってその分が入りましたもので、20万3,000円となっております。結局、実際のところ、現年分の未納の方は1件の3万1,800円が未納者がいるだけで、あとは過納が20万3,000円上がっております。ちなみに43名分が過納者となっております。

2番の滞納繰越分につきましては、滞納がありません。

次に、3の繰入金につきましては、一般会計からの繰入金として、事務費繰入金と保険基盤安定基金繰入金として、それぞれ165万4,000円と3,121万8,000円繰り入れさせていただきます。

次に、218ページに、受託事業収入、これにつきましては同じく後期高齢者医療の保険者の方にかかる住民健診に係る費用ですが、これについて227万2,388円いただいております。

歳入のほうは以上です。

歳出のほうですが、これも先ほど言いましたとおり、20万円以上の残を残している分はありません。

主なものでいきますと、この後期高齢者医療というのは、ほとんどもう事業主体は熊本県広域連合会のほうでやっておりますので、うちはそれに係る事務費当た

り歳出しております。

主なものでいきますと、うちのほうから連合会のほうに負担金として、220ページになりますが、負担金として8,505万2,000円負担金を納めております。

続きまして、222ページのほうですが、健診に係る健康保持増進事業の健康診査費として健診に係る委託料として179万8,210円を支出しております。

歳出のほうは以上です。

○委員長（後藤三治君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

すみません。後藤です。

先ほど、ちょっと聞き漏らしたものですから、215ページの現年度分の歳入が多くなっている理由をもう一度お願いしたいんですけど。

○国民健康保険係長（高崎康誌君） 国保係の高崎です。

後期高齢者医療保険料につきましては、基本、年金からの天引きという形で納めさせていただいております。年度途中で死亡したとしても、すぐに年金天引きが止まるわけじゃなくてですね、その分は納めて入ってきたものが20万3,000円あります。実際、現年度分の滞納者の方は1件で3万6,800円です。

○委員長（後藤三治君） ということは、20万3,000円はそれだけ還付するということですね。はい。分かりました。

ほかに何かございませんでしょうか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） はい。質疑なしということで、これから討論を行います。

討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 討論ないということで、これから本件について採決します。

平成24年度高森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は認定すべきものと決定しました。

次に、平成24年度高森町介護保険特別会計歳入歳出決算について、健康推進課の説明を求めます。

○介護保険係長（馬原恵介君） 介護保険係の馬原でございます。

238ページをお開けください。

決算資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、歳入のほうからですね、1款の保険料になります。現年分が調定額1億1,

104万8,300円に対しまして、1億1,134万9,900円です。この調定額を上回っております理由といたしましては、今、国保の係長がご説明しましたとおり、介護保険のほうも収納のほとんどがですね、年金からの天引きになっております。その関係で途中での死亡、転出、そういった分での過納分が出ております。滞納繰越額といたしましてはですね、未納の方が59万5,700円、還付未済額が89万7,300円ということで、この逆転によりまして調定額を上回っています。実際の収入済額といたしましてはですね、1億1,045万2,600円ということで、収納率99.5%となっております。

その下の2節の滞納繰越しになります。調定額520万4,190円に対しまして、53万9,890円ということで、収納率が10.4%、収入未済額466万4,300円。これと滞納繰越額を合わせました526万円というのが本年度の調定額になっているということになります。

続きましてですね、3款の国庫支出金、それから4款の支払基金交付金、これは240ページまでです。

5款の県支出金、その下の6款の繰入金ですね、これにつきましては保険の給付に関する歳入になっておりまして、説明につきましては割愛させていただきたいと思えます。

246ページ、繰越金になります。調定額3,450万5,235円に対しまして3,450万5,235円になります。介護保険の場合は、特段、基金を持ちません関係ですね、この繰越金というのが財源の一つとなっております。

それから、8款の諸収入になります。246ページでございます。3項雑入ですね、この中の1目第三者納付金というのがございます。その中の、すみません、2目の返納金の2節の滞納繰越金、調定額206万8,546円、これは不適正請求のですね、返納金でございまして、24年度中に一応返納がございませんでした関係で収入未済額として206万8,546円となっております。

続きまして、雑入ですね、調定額431万9,590円に対しまして、431万9,590円、これは国保連からですね、町の支出に対する給付になっています。

以上が歳入になります。

続きまして、歳出のほうに入ります。250ページからお願いいたします。

介護保険の給付以外につきましては、給付額が高いものについて、主なものを説明させていただきます。250ページの3項の介護認定審査会費ですね、これにつきましては役務費が233万4,570円の支出になっています。これは介護認定をする上で主治医の意見書というのが必要になります。これは国保連合会を通じて医療機関に支払っております。その分の支出が233万4,570円。年間件

数がだいたい月当たり50から60件ありますので、年間にいたしますと約700件前後ということになります。これは新規の方もいらっしゃいますし、継続の方もいらっしゃいますので、数回受けられる方もいらっしゃいます。

続きまして、252ページをお願いします。

介護認定審査会費の負担金及び交付金、これは広域で行われております介護認定審査会に対する町の負担金が309万2,000円です。

それから、その下のほうの2款のですね、保険給付費のですね。これからが介護保険の給付に入ります。給付につきましては、説明を割愛させていただきまして、254ページの介護サービス給付費関係です。ちなみにですね、昨年1年間の給付費が7億9,925万9,409円ということで、約8億円になりました。一昨年ですね、平成23年度と比べてみたらどうかといいますと、9,965万6,000円の伸びということで、約1億円、昨年1年間で伸びています。

主なるものといたしましてはですね、介護サービスの給付費ということで、施設利用者ですね、それから介護予防ということで予防しています。それを合わせて8,800万円で、やはりだんだん介護保険の利用者が多くなったというのが、施設入所者が増えているというのが、この数字であらわれているのではないかと思います。

続きまして、254ページ、下のほう、5款の地域支援事業費になります。数字につきましては次のページになります。1目の介護予防等の事業費ということで、この中の委託料522万9,724円、この主なものといたしましては、今、社協のほうから1人、町の包括支援センターのほうに職員を派遣していただいております。その委託料が517万円ということで、主なものになっています。

続きまして、2項の包括的支援事業費になります。この中で、すみません、先ほど説明が漏れてしまいました。その委託料で36万7,276円不用額が出ております。これにつきましては、社協の委託料及び認知症機能回復訓練のほうを行っております。これは町と社協との合同事業となっております。その中でですね、事業実施を年度末まで行います関係でですね、委託料の精算ができなかった関係で36万7,276円の不用額が発生しております。

続きまして、包括的支援事業費、2項になります。この中でもですね、13番の委託料になります。508万5,000円の予算額に対しまして482万400円の支出済額、26万4,600円の不用額が出ております。これにつきましては、包括支援事業ということで、配食サービスですね、それからケアプランの作成、システムの保守料ということで支出をしておりますが、配食のほうがですね、やはり年度末まで事業を実施する関係で不用額につきましては、予算がなかなか把握

できませんので不用額が発生しております。

続きまして、258ページになります。

7款の諸支出金になります。その中で2目の償還金ですね。821万円に対しまして、820万7,997円の支出をさせていただいております。これは平成23年度及びそれ以前ですね、調整ですね、調整といいますか、お金のほうを調整する必要がございますので、余った分は返す、足りない分はもらうということですね、その部分で一応余った金額が出ておまして、一応820万円支出をしております。主なるものとしたしましては、介護給付費が600万円、地域支援事業費が約20万円となっております。

それから、あとは過年度分ですね。平成20年度分につきましての精算がありまして、その分を合わせて約200万円となっております。

続きまして、260ページになります。一番最後の予備費になります。これにつきましては、一応2,027万7,000円、これが平成24年度の予備費ということで、25年度に繰越分となります。

以上で説明を終わらせていただきます。終わります。

○委員長（後藤三治君） はい。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） はい。質疑ないということでございますので、続きまして討論を行います。討論はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） 討論なしということで、これから本件について採決します。

平成24年度高森町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 日程第5、議案第49号、平成25年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

お諮りします。ちょうどやがて12時になりますので、ここで一度休憩をしてですね、1時から開会したいと思いますので、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） それでは、1時まで休憩したいと思います。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

-----○-----

○委員長（後藤三治君） それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 日程第5、議案第49号、平成25年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

健康推進課の説明を求めます。

○介護保険係長（馬原恵介君） 介護保険係の馬原と申します。

予算書の9ページのほうをお願いいたします。

15款の県支出金になります。3目の民生費県補助金、本年度新たに在宅サービス提供体制モデルづくり事業補助金ということで90万円、県の補助金を計上しております。これにつきましては、歳出のほうで詳細説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして、歳出のほうに入っております。10ページをお願いいたします。

一応予算的には総務課のほうでございますが、18款の繰入金ですね、2目の特別会計繰入金ということで、介護保険特別会計、24年の精算分ということで261万2,000円予算を組んでおります。これについては予算については、その他のほうで説明しますので、一応そこで説明させていただきます。

すみません。歳出のほうに入っております。13ページをお願いいたします。

3款の民生費ですね。4目の老人福祉費になります。先ほど歳入のほうで説明いたしました事業費補助金についてでございます。これについてはですね、本年度、一応野尻の朋遊館を核とした事業を展開しようということで、うちのほうの補助金を使いまして、施設の整備及び車両購入をいたしまして、あそこをですね、朋遊館の施設を野尻地区の拠点の一つとして整備したいということでございます。

内容といたしましては、事業費といたしまして、消耗品費、これは事務用消耗品の11万5,000円と、修繕料、修繕料といいますのは、施設の中は一応ある程度とかバリアフリーになっておりますんですが、一部手すり等がないところもございまして、手すり等、それから施設内の改めまして、また修繕があればということで16万5,000円、それから送迎用の車両の購入費160万円ですね。これにつきましては事業費の2分の1は県の補助金ということで、90万円は県補助金、残りが町の持ち出しということになります。

続きまして、23節の償還金利子及び割引料ということで、これは昨年度、24年度で介護保険低所得者対策事業補助金を受けておりましたんですが、昨年度は該当者が1名ということで、補助金の要件にちょっと満たなかったということで

使っておりません。その分の25万9,000円の返還金となっております。

続きまして、5目介護保険事業費になります。その下になります。給与、職員手当、共済費につきましては、総務課のほうになりますので、その下の20節の繰出金ですね。平成24年度介護給付費町負担分精算金ということで、これは精算しましたところ、町分が51万円不足しているということで、繰出金として一般会計から繰出すものでございます。

介護保険係は以上です。

○健康推進係長（野中裕美子君） 健康推進係、野中です。

15ページです。

4款の衛生費です。2目予防費ですけれども、これは子宮頸がんのワクチン接種に対する補助金があったんですけれども、実績に応じて返還金を提出する必要性がありましたので、補正しております。

○審議員（沼田勝之君） 続きまして、審議員の沼田です。

4目の環境衛生費、19節負担金補助及び交付金で、ごみ収集場整備事業補助金13万円を計上させていただいております。これにつきましては、色見、山鳥地区の3カ所がごみ収集所設置以来約30年くらい経過いたして、屋根や扉が破損しておりますので、カラスや猫がごみを荒らすということで改修が計画されております。この改修の補助金を計上しております。ごみ収集所の補助金につきましては、今回補正をお願いしているところです。緊急的な生活環境の整備ということでお願いしております。26年度においてはですね、25年度の補正が何回もありますので、ある程度の予算を25年度実績を踏まえて、ある程度の26年度当初においては補正後の予算等を積算して計上したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○健康推進係長（野中裕美子君） 健康推進係、野中です。

母子保健費ですけれども、これも昨年度の実績に応じまして、妊婦健康診断に対する補助金が返還がまいましたので、上げております。

以上です。

○委員長（後藤三治君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（甲斐正一君） はい。

○委員長（後藤三治君） はい。どうぞ。

○委員（甲斐正一君） 甲斐です。

13ページですね、野尻地区でいろんな老人福祉費で160万円組むのは分かりますが、この消耗品費、これを特に野尻地区においては高齢社会あたりが一番

進んだ中で、有難い事業を進めていただいとるということで感謝したいわけですが、これは週に何回とかいって決めてあるんですか。

○介護保険係長（馬原恵介君） 介護保険係の馬原でございます。

今の件についてお答えいたします。一応ですね、6月と7月に津留1、津留2、それから野尻1、野尻2、駐在員さん、それから民生委員さん、それと地元ケアマネージャーの下田さんがいらっしゃると思いますが、それと社会福祉協議会、それから町のほうで、2回協議を行っております。一応、来週の火曜日に、一応その地元でですね、どういった要望がありますかということを取りまとめをいたしまして、そしたら、今から地元の要望に基づいて事業計画を立てていくということなものですから、とりあえず施設経費と車を準備して、そのソフトの面については今から手がけていくということになります。ですから、こちらから押しつけるのではなくて、地元からやりたいという事業を補助のほうでお助けするという、今回の事業を本年度予定しております。

以上でございます。

○委員（甲斐正一君） はい。分かりました。よろしく願いしておきます。

○委員長（後藤三治君） ほかに何か質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） ないようでございますので、続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 討論ないようでございますので、これから本案について採決します。

議案第49号、平成25年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 日程第6、議案第50号、平成25年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○国民健康保険係長（高崎康誌君） 健康保険係、高崎です。

高森町国民健康保険特別会計補正予算について、主なものについて説明させていただきます。



まず、補正の内容としましては、歳入歳出にそれぞれ5,074万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億5,493万9,000円とするということです。

歳入について説明申し上げます。6ページからよろしいでしょうか。6ページ。

まず、歳入ですが、繰越金ですが、うちの場合、項目が3つありまして、1番、療養給付費交付金の繰越金と、2番のその他の繰越金の中の2番介護繰越金につきましては、実績がないものですから、この分については減額させていただいております。1が1節のその他繰越金につきましては、前年度、24年度からの繰越金として6,574万8,000円の繰越しがありますが、当初1,500万円見ておりましたので、補正が5,074万7,000円を計上させていただいております。

続きまして、歳出です。7番をお願いします。

まず、一番上の後期高齢者関係事務費拠出金と、一番下の前期高齢者納付金につきましては、前年度以前の交付金の額に応じて今年度分の拠出金額が決まりますが、それぞれにつきまして決定がありまして不足した分を今回計上させていただきます。それぞれ2,000円と5万5,000円計上させていただいております。

2番目の10款の諸支出金の中の1目一般被保険者保険税還付金、これにつきましては今のところ、過年度の決算締めた後で修正申告がありました分とかで、税額が変わった分につきまして、返す場合はこちらのほうから返すようにしておりますが、それについてがあと残が1万円ほどになりましたので、この分について、今後不足を生じないように10万円を補正するものです。

4節退職被保険者等償還金につきましては、これは前年度退職医療給付費等交付金を5,604万1,000円ほど交付されておりますが、24年度中の実際の交付対象額が確定しまして、差し引き283万8,000円を返還することになりましたので、この分について計上させていただいております。あと11番の予備費に、残りにつきまして、前年度からの繰越金からの差引額4,775万1,000円を計上しております。

以上です。

○委員長（後藤三治君） はい。説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 質疑ないようでございますので、続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 討論ないようでございますので、これから本案について採決します。

議案第50号、平成25年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 日程第7、議案第51号、平成25年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○国民健康保険係長（高崎康誌君） 続きまして、健康保険係、高崎です。

高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

まず、歳入歳出予算にそれぞれ83万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,240万7,000円とするということです。

内容についてを説明させていただきます。

6ページ、7ページになりますが、まず2番、6ページです。歳入です。繰越金につきまして、83万1,000円を計上させていただいております。その分の歳入のありました分について、歳出の予備費において、7ページのほうで83万1,000円を、そのまま予備費のほうに流用させていただいております。

以上です。

○委員長（後藤三治君） はい。説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 質疑なしということで、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 討論なしということで、これから本案について採決します。

議案第51号、平成25年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○委員長（後藤三治君） 日程第8、議案第52号、平成25年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○介護保険係長（馬原恵介君） 介護保険係の馬原でございます。

今回の補正はですね、歳入歳出それぞれ526万2,000円を追加いたしましたし、歳入歳出予算の総額を8億3,114万5,000円とするものでございます。

予算書に基づきまして、ご説明をさせていただきます。6ページのほうをお願いいたします。

歳入におきましてはですね、平成24年度の精算分ということで、国庫支出金の国庫負担金、国庫補助金、それから支払基金交付金、県負担金、一般会計繰入金というふうになっております。もう一つですね、3款の国庫支出金の国庫補助金ですね、4目の中に事業費補助金がございます。これは67万9,000円、これもですね、今年度新たな事業を今計画しております。これはですね、生活介護支援サポーター養成事業ということで、今、新聞等で委員の方々もお読みになっていると思うんですけど、介護保険の中でですね、要支援の部分が将来的には市町村に移管されるのではないかとということで、今、マスコミのほうで取りざたされております。その中で要支援をですね、町で引き受けるということは、どうしてもサポーターのほうが必要だということで、一応生活介護支援サポーター養成事業というのをですね、本年度から実施するものでございます。これは国の100%の補助金でございますし、詳細につきましては歳出のほうで説明させていただきたいと思っております。一応67万9,000円、国の補助として上げさせていただきました。

続きまして、7ページになります。

7款の繰越金でございます。当初でですね、2,931万6,000円の繰越金を予定しておりましたんですが、精算しましたところ、543万3,000円が不足しているということで、マイナスで上げさせていただいております。保険給付費の繰越金がマイナス574万5,000円、その他の繰越金として31万2,000円上げさせていただいております。

続きまして、8款の諸収入です。雑入です。ケアプラン作成見込み料ということで、これにつきましても予算見込みをしておりましたんですが、月額のほうでですね、若干増える見込みがあるということで、60万円補正を上げさせていただきました。

続きまして、歳出のほうに入っております。8ページからになります。

一応8ページのほうはですね、予算を組み直すというですね、財源の組替えになりますので、予算の動きはございません。

続きまして、9ページになります。

9ページの5款地域支援事業費になります。包括的支援事業費の中で、先ほど申しました地域ケア会議活用推進事業ということで、この中で生活介護支援サポーター養成事業となります。内容といたしましては、一応研修を行いまして、町のほうで研修計画を立てて、生活介護支援サポーターを養成していくということでございます。その中で報償費といたしましては、一応講師をお願いしますので、その講師謝礼、それから旅費といたしましては先進地研修、事業費といたしまして消耗品費や食糧費、役務費といたしまして郵便代、これは会議の案内状の郵便代、使用料及び賃借料ということで、これは先進地視察のバス借上料ということで、一応67万9,000円、国の補助で上げさせていただいております。

それから、その下の7款の諸支出金になります。第1号被保険者保険料還付金ということで、先ほど午前中で24年度の決算のほうを報告いたしましたんですが、どうしてもですね、還付金のほうがですね、24年度中に還付をしなければいけない分が、まだ確定がしておらず、今年度中に還付をいたします。その分で不足が見込まれるということで、16万7,000円の補正でございます。

それから、償還金、これはですね、国、支払基金、県及び精算分ということで、一応特別会計のほうで精算して、国、支払基金、県のほうに返す分が80万2,000円でございます。

1ページ開けまして、10ページになります。

7款の諸支出金の繰出金ですね。これも平成24年度精算分ということで、町のほうに繰出金が261万2,000円ということです。

あと、予備費が100万円ということです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（後藤三治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） ないようでございますので、私のほうから一つだけお聞きしたいと思います。

ページ、9ページですね。先ほどご説明はあったんですが、地域ケア会議活動推進事業旅費ということで、職員、それはもちろんですが、参加者の費用もこの旅費に含まれるということですが、この参加者というのはどういった方が対象になるんですか。

○介護保険係長（馬原恵介君） 介護保険係の馬原でございます。

これは、今からですね、一応公募をかけまして、介護支援サポーターになってもいいという方ですね、それから私はなりますという方ですね、そういった方を募りまして、一応本年度は15名を対象に養成をしたいと思っております。その方の費用です。希望といたしましては、役職に就かれている方以外の方ですね、やっていただければ本当有難いと思っております。というのは、地元に戻りまして、その地元でですね、習ったことをサロン事業とか、地元の集まりとかで、地元の方にそれを教えていっていただくということで、そのお願いもしたいと思っておりますので、今、役職に就いていらっしゃる民生委員さんとか、駐在員さんとかですね、そういった方以外の方でというふうに私は思っております。いらっしゃらなければ、まあ仕方がないところなんですけど、そういったことで、今から公募になります。

○委員長（後藤三治君） 後藤ですが、要するに、資格は必要ないということですね。一般の方でいいということですね。

○介護保険係長（馬原恵介君） 介護保険係の馬原でございます。

一応ですね、この養成事業を受けた方に対して修了証というのを、町のほうで作って差し上げまして、町のほうで認定したサポーターということになります。これは県下各地でですね、今この事業についてはもう取り組んでいるところでございまして、県のほうといろいろ相談しましたところ、やはりそういったことで町でつくってですね、その町のサポーターとして認定することによって、その方々の自覚ができて、次の自分たちが習ったこと、地元に戻って教えたりして、広がっていくということになります。高森もですね、ちょっと遅まきながら本年度から実施するものでございます。

以上です。

○委員長（後藤三治君） すみません。後藤ですが、もう一つ、先進地の視察ということですが、こういう事例をもう既にされているところはあるんでしたら、紹介していただければと思います。

○介護保険係長（馬原恵介君） 介護保険係の馬原でございます。

この事業を実施する上でですね、一応県のほうにいろいろ先進地といいますか、お伺いしましたが、やはり九州の中ではですね、長崎のほうの佐世保だったりとかですね、あとは熊本県内では長洲町あたりは今、昨年度からやっていらっしゃるということで、そういったところが先進地になっていますということで、一応ご紹介を受けておりますので、今度、よければご連絡を取らせていただいでですね、その事業内容等について勉強させていただきたいというふうに思っております。

○委員長（後藤三治君） ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） ないようでございますので、討論を行いたいと思います。

討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 討論ないということでございますので、本案について採決したいと思います。

議案第52号、平成25年度高森町介護保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、健康推進課に関連する付託案件については終了いたしました。

なお、健康推進課の課長のほうから、2、3点報告したい旨の申し出がっておりますが、許可してよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） それでは、よろしく申し上げます。

○健康推進課長（村上源喜君） 健康推進課長の村上です。

2点ございます。

1点目は、当委員会からも広域の議員として、三森議員さん出られていますが、し尿汲み取りに対する増額改定要望が出ております。今、10リッター換算で申しますと105円でございますが、それを147円に改定していただきたいと、105円から147円に改定をお願いしたいということで、要望書が本町も含めて、それと広域事務組合がですね、あそこが契約しますので、出ております。三森議員さんのほうも、その委員として今議論していただいている最中だと思っておりますが、大きな理由としましては、新車の購入がですね、ちょっと困難になっているという部分もあって、そのへんも含んだところで改定をお願いしたいと。ただ、うちのほうで沼田審議員の見積りによりますと、相当な金額になります。仮に147円ということでOKしたとしても、住民の方になかなか説明ができないと。ちなみに小国、南小国が75円程度と、あそこは極端に低額料金、そういった差もありますし、そういうことは仮に147円で認めたときに、約倍になるわけですね。ですから、今、事務担当者がそれぞれのやり方で、昨日、広域に聞きましたら、統一した部分も考えるということで言うておりましたが、そういうことで

来年度早々ということにはならないかと、こういう機会を当然取らにやいけませんので、ただそういった改定の申し出があって、議論がなされているということを1点報告いたします。

2点目でございます。2点目は、監査意見書の基金の運用状況審査意見書というのがございます。その中で監査の中でですね、審査の結果及び意見ということがございまして、2項目出ております、この1項目に、国民健康保険高額療養費支払基金貸付金に関する意見が出ております。ちょっと読みますと、この基金は被保険者で高額な療養費を支払うことが困難と認められる者の属する世帯主に貸し付けるため、500万円基金が設定されております。しかし、現在、医療費が高額になるときは、事前に国民健康保険限度額適用標準負担額認定証の手続きをすることで、限度額負担以上を病院で支払う必要がなく、平成20年度を最後に利用されていないと。以前300万円現在500万円あって、20年度から利用されていないので、基金運用について検討されるようにということでお話ございました。

部内で検討しましたが、こういった保険証みたいな、交付して全額支払わなくて済むようになっておりますが、ただ未納等がある方については、どうしてもこの認定証を発行できませんので、その方が医療を受けて、医療機関に支払えないということになりますと、医療機関のほうに多大な迷惑がかかると。今後の保険者としての立場というのもですね、町のあそこは認定証を出さんから、受入れても支払わないということでもいけません。ただ、5年間で1円も利用されていないということは、実質、いわゆるご指摘のとおり、このままではやはりいけないという結論に自分たちも協議しました結果、なりましたので、できましたら、来年3月ですけれども、定例会でもうこの500万円の基金限度額を100万円程度に減額して、町としてはですね、この未納の方々を助けるということ。当然未納の方に貸し付けて、すぐ返ってくるかということ、かなり難しいことは、矛盾する点もございすけれども、やはり人の命というのがあります。それと、医療機関の経営というのがありますので、できましたら、恐らく今まで5年間ありませんので、早々はないとは思いますが、これを完全に廃止してしまいますと、また何らかの手当をしなくてならんときに、もう1点条例化をしなくちゃならんということで、500万円の上限設定枠を100万円程度に抑えた基金自体はですね、どうか残していただきたいということで、100万円の上限基金額をもった基金として存続するための一部改正をご提案申し上げたいというふうに現在考えておりますので、どうかその節はよろしくお願いしたいと思っております。

以上、2点報告しておきます。

○委員長（後藤三治君） ただいま課長のほうから説明が2点ありましたけれども、それについて何か質疑があればお聞きになっていただきたいと思います。

○委員（三森義高君） いいですか。

○委員長（後藤三治君） はい。どうぞ。

○委員（三森義高君） 監査の中での意見ですけれども、要するにこの使い道、運用の仕方の説明ですね、ここらあたりが徹底してできているのか。そこらあたりも考えとかんと、一概に今度下げて、なら、そういうとがなかということになったときがまた変なことになりはせんどか、そこらあたりをちょっと心配しとる部分があるですたいね。

○健康推進課長（村上源喜君） 健康推進課長の村上です。

今、三森議員さんが言われることは、確かに私もそういう場合が想定できると思います。ただ、ここ5年間、指摘がありました5年間ですね、どうにかその間なかったということは、保険料未納の方であっても、病院の支払いは何とかできておられるということと判断しますと、制度として問題であれば、広く伝えるべきものもあるかもしれませんけれども、別な角度を考えて見ますと、あんまり広げすぎて、未納の方にまた借金を背負わせるような制度になってしまってもどうかというのが、ちょっと考えがありましたので、先ほど100万円と言った部分もですね、ちょっとそのへんがありましたものですから。

○委員（三森義高君） 未納のための手助け金じゃ思わしくない。また、精算するための基金であってはほしくないわけたいな。そこらあたりを慎重に、3月提案するにしても、やってください。

○健康推進課長（村上源喜君） 健康推進課長の村上です。

今、三森議員言われました分がですね、確かに矛盾する部分が出てまいりますので、慎重にそこは内部で議論していきたいと思っておりますので。

○委員長（後藤三治君） ほかにありませんでしょうか。

ただいまの件につきましては、今後、条例なり、改定案が出てくることになるだろうと思いますが、そのときはただいま意見が出された内容を十分検討されてですね、提案いただきますようよろしくお願いいたしますと思います。

それで、ほかにないようでございますので、これで健康推進課の委員会を閉じたいと思います。

健康推進課の皆さん、お疲れでございました。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 日程第9、それでは、本委員会に付託されました教育委員会関連の認定第1号、平成24年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを



議題とします。

教育委員会の説明を求めますが、説明にあたりましては、各ページごと、担当者ごとじゃなくて、ページごとに説明をお願いしたいと思います。説明の前にはお名前と、それからページ数を言われてから、少し一間空けていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○社会福祉係長（佐伯 実君） すみません。よろしくお願いします。社会教育係長の佐伯でございます。

お手元の決算資料、30ページ、31ページをお開きください。

節のほうでご説明を申し上げます。社会教育施設使用料でございます。収入済額が269万8,900円でございます。この収入につきましては、社会教育係のほうですね、いろいろな施設を抱えております。高森町民グラウンドでしたり、町民体育館でございましたり、そういう部分についての収入でございます。一番大きなものとしましては、町民体育館が160万8,500円でございます。続いて多いのが、町民グラウンドが40万8,800円でございます。よろしくお願いします。

○学校教育係長（岩下そのえ君） 学校教育係の岩下です。

34ページ、9目の教育費国庫補助金であります。右側にいきまして1節幼稚園就園奨励費補助金、それから2節のへき地児童生徒援助費補助金、これは東小・中学校スクールバスに関しての補助金になります。3節の緊急経済対策理科教育設備事業費等補助金は予算繰り越しになっております。

36ページに入ります。

9目の教育費国庫委託金、1節にコミュニティスクール推進事業に関する委託金等でございます。

44ページになります。

9目の教育費県補助金、右側にいきまして、2節に水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金、小学校の教育補助金になっております。

○社会福祉係長（佐伯 実君） 続いてですね、社会教育、佐伯でございます。

同じく、44、45ページでございます。

同じく、9目の教育費県補助金でございます。1節の放課後子どもプラン補助金でございます。県から52万1,000円の収入をいただいております。これにつきましては、放課後の安全な居場所づくりということで、東小学校、中央小学校、そろばん教室をしています。中央小学校のほうにつきましては、わくわく土曜日座禅教室等の授業を行っておる補助金でございます。

以上です。

○学校教育係長（岩下そのえ君） 46ページに入ります。

9目の教育費県委託金、これは1節地域改善対策奨学資金返還に関する事務費の交付金でございます。

16款の財産収入にまいります。2節の教職員住宅貸付収入については14万4,000円です。3節のスクールバス事務所等貸付収入2万4,000円です。

50ページになります。

3項の貸付金元利収入、1節貸付金元利収入477万1,000円、これは収入未済額がありますけれども、一応監査のほうから指摘がありましてですね、今までは入った分だけを収入済みとしておりましたんですけれども、もし遅れている人がいるのならば、ここに出しておくべきじゃないかということで、上げておりますけどですね、この人に関しましても組み直しをしまして、毎月2万円ずつ収入は進んでいますので、報告しておきます。

歳入のほうは、以上になります。

○委員長（後藤三治君） 歳出を続けてお願いします。

○学校教育係長（岩下そのえ君） 134ページになります。

2目事務局費の12節役務費は、不用額が21万6,170円となっておりますが、これは例年年度末にですね、スクールバスの車検の実施と保険料の支払いを行っていたものなんですけれども、今年が4月になって車検をしました関係で、新年度から支払いましたので、この額となっております。

次のページになります。

137ページ、18節の備品購入費です。これがですね、去年は電子黒板27台、カメラ11台、また11月になりまして電子黒板用のパソコンを27台、そして2月になりましてですね、ノートパソコンを6台購入したんですけれども、このノートパソコンのほうは年度末に2月頃の実施と、併せて低価で購入できましたために、不用額が少し多くなっております。

19節負担金補助及び交付金、これは教育研究会の91万円ほかの各種助成金になります。

20節の扶助費、これはですね、就学支援券の項目になりますけれども、これがですね、当初、就学支援券の選択者は2名であったんですけれども、ランドセルの色見本の展示をしたのが2月中旬でした。ランドセルの購入に関しては、色見本展示をして、気に入った色がない場合は、メニューの変更ができますとしておりましたので、その時点で選択メニューの変更申し出がありまして、2名から5名、それから就学支援券については給食費も使えるようにしました関係で、なかなかどのくらい申込みがあるかという予測が難しかったために、不用額が出てお

ります。

一番下の4目の高校等進学振興費、19節の負担金補助及び交付金につきましては、高森高等学校への助成金になっております。

次のページです。

138、139ページですが、2項の小学校費、1目の学校管理費の中の11節需用費です。これは教育委員会で2節と、東小、中央小、それぞれ6節ずつ項目がございます。合計14節の細節の合計の不用額となっております。

140ページ、141ページになります。

2目の教育振興費、20節の扶助費については、小学校分の就学援助費となります。

次のページです。142、143ページになります。

中学校学校管理費の需用費になります。教育委員会と2つの中学校の合計14の細節からの合計になっております。燃料費とか、水道料とか、修繕料、電気料、そういったものの合計になっておりますので、不用額が大きくなっております。

同じく、18節備品購入費は、これは学校予算で購入している備品購入の予算となっております。教材とか、ストーブ、机とか、図書といったものをご購入いただいております。

2目の教育振興費、20節の扶助費については、中学校分の就学援助費です。

3目の学校施設管理費、15節の工事請負費については、高森東中学校玄関ホール屋根の改修工事を行っております。

次のページになります。

教育振興費の中の19節負担金補助及び交付金につきましては、これは就園奨励費補助金になっておりまして、幼稚園就園奨励費補助金の支払決定が3月中旬になるために、支払いの確定ができず、不用額となっております。

次は、1目奨学金については、21節貸付金、これは大学生9名に貸し付けを行っております。

#### ○社会福祉係長（佐伯 実君） 社会教育係、佐伯でございます。

同じく、144ページ、145ページでございます。

2目の社会教育総務費でございます。100万円を超えます支出と、不用額の大きいものについてのみ説明をさせていただきたいと思っております。

8節の報償費でございます。支出済額が107万1,255円でございます。これにつきましては、収入の部でも申し上げました放課後子ども教室の講師の謝礼金が85万円ほど、成人式のアトラクション及び成人式の記念品代ということで報償費を使わせていただきました。

続きまして、146ページ、147ページをお開きください。

一番上になります。19節の負担金補助及び交付金でございます。支出済額が120万5,000円でございます。これは公的整備事業の補助金でございます、本来の上在集会所の屋根改修等々を行っております。総額が340万円ほどかかっておりまして、その40%の頭打ちでございます、120万円を上在区のほうにですね、補助としてお流しをしているものでございます。

続きまして、6目の文化財保護及び文化振興費の19節負担金補助及び交付金でございます。支出済額が149万9,000円でございます。この内訳でございますが、文化財保護員のほうに36万円、それと大阿蘇絵画展のほうに60万円、それと阿蘇世界遺産の負担金として55万円ほどをですね、納めております。

続きまして、7目の地域改善対策事業費の報酬でございます。1節の報酬でございます。支出済額168万円でございます。ご存じのように、社会教育指導員は高森町2名おられます。月額7万円の12月の2名ということで、168万円を支出させていただいております。

続きまして、148ページ、149ページをお開きください。

同じ目の19節でございます。負担金補助及び交付金でございます。支出済額が176万8,000円でございます。これにつきましては、町の人権同和推進協議会がでございます。各部会が4部会ほどございまして、それに流す補助金としまして150万円でございます。それと、郡のほうに26万円負担金として納めさせていただいております。

続きまして、8目の社会教育施設費でございます。その中で11節の需用費でございます。これにつきましては、支出済額が631万92円を支出しておりますが、これは先ほど収入のほうでも申しましたが、体育館等々のですね、施設関係の光熱水費が500万円、それと修繕費が80万円ほどですね、かかっておりまして、計の631万92円を支出させていただいております。

続きまして、12節の役務費でございます。これにつきましては、各施設の建物共済費、いわゆる保険ですね、として支出をしております。

続きまして、13節の委託料でございます。支出済額が330万9,810円でございます。これにつきましては、各施設の浄化槽の委託、それと消防施設の委託、保守点検等となっております。この330万円につきましては、当初ですね、委託料として河原の生涯学習センターの屋外トイレの解体新設工事ということで見込んでおりましたが、利用状況等々ですね、再度見積もったところですね、見たところ、さほど頻度がないと。それと、体育館のほうにですね、まだまだ使えるきれいなトイレがございますので、今回ですね、その設計委託費につきまして

は、実施できなかったもので、残額が134万4,190円生じたものでございます。

続きまして、15節の工事請負費でございます。支出済額が1,932万円でございます。支出の内訳としまして、河原生涯学習センターの外構工事が600万円でございます。

続きまして、自然学校のトイレ等々の改修をしております。これは自然学校のランチルームですか、あれも含めた部分の改修で、960万円の工事費がかかっております。それともう一つですね、旧草部南部小学校のプールの解体に440万円を支出させていただいております。不用額が66万3,000円でございます。これにつきましては、河原生涯学習センターの外構工事におきまして、地盤軟弱問題が生じました。一応ですね、この部分について増額するかどうかを最後の最後まで検討しましたところ、石灰を入れるとかですね、路上を強化するというところで考えましたが、現場のローラーによります転圧でですね、どうにか普通に考えられる強度が出ましたのでですね、その部分について66万3,000円を不用額として計上したものでございます。

続きまして、150ページ、151ページをお開きください。

1目保健体育総務費の中の19節負担金補助及び交付金でございます。支出済額が502万6,300円でございます。内訳としまして、総合型スポーツクラブ高スポの助成金としまして268万円でございます。それと、町の体協のほうですね、本年度は県民体育祭が天草郡市で行われております。その負担金144万円と、郡体の補助金51万円を支出しております。

社会教育係のほうは、以上でございます。

○学校教育係長（岩下そのえ君） 学校教育係、岩下です。

2目の学校給食費の中の11節需用費です。これは2つの東中と中央小の共同調理場の消耗品費、燃料費、食糧費、光熱費、修繕費のですね、合わせたものの不用額になっております。

以上です。

○委員長（後藤三治君） ただいま説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。はい。どうぞ。

○委員（三森義高君） 三森でございます。

社会教育施設費の149ページの分ですが、委託料、結果的には465万円の設定、支出済額が330万円ということで、130万円の不用額が出ております。この委託料の積み直し、積み上げの部分でそこらあたりのチェックをできなかったのか、ちょっとお尋ねいたしたいと思います。

○社会福祉係長（佐伯 実君） 社会教育係長の佐伯でございます。

河原生涯学習センターの屋外トイレ解体工事、新設工事ということで、これは一つはですね、外構工事との一体化というか、本年度は外構工事をして次年度に、本年度、設計までして、来年度、解体して、新設するという業務委託でございました。実際ですね、我々、この現場の外構工事に立ち会いをする中でですね、体育館等々の中をいろいろ調べましたところですね、地元要望も当然、当時はあったと思うんですけどですね、またトイレのほうもですね、非常に体育館の中できれいであるし、当初ですね、体育館の中に靴を脱いで入っていくのが大変だから外にということですが、外からのあれは、裏からも入られる状況でございましたので、今回もですね、この設計業務委託については、また再考させていただきたいと思っております、今回は支出をしなかったものでございます。

よろしく申し上げます。

○委員長（後藤三治君） はい。どうぞ。

○委員（三森義高君） せっかくの予算ですので、そこらあたりをですね、予算計上する前にちゃんとしたですね、形をとってほしかったなという目的です。よろしく申し上げます。

○社会福祉係長（佐伯 実君） ありがとうございます。

○委員長（後藤三治君） ほかにございませんか。はい。どうぞ。

○委員（宇藤康博君） 宇藤です。

137ページ、備品購入費でですね、先ほど説明がありましたが、電子黒板等がですね、全教室に入ったと思いますが、この電子黒板などの1台当たりの単価、分かるなら教えていただきたいと思います。

○教育長（佐藤増夫君） いいですか。

○委員長（後藤三治君） はい。

○教育長（佐藤増夫君） 教育長の佐藤です。

電子黒板については、今、総額を申し上げましたが、だいたい通常1インチ1万円ということ、高森町は60インチを入れさせてもらっていますので、それプラス60インチですので、だいたいそういうのが、だいたいの概算的な考えとしてはですね、それプラスにいわゆる実物放映機というのを付けておまして、それを動かすためにはパソコン等が加わりますので、だいたい電子黒板自体については1インチ1万円というところが目安になっているようです。

○委員長（後藤三治君） よございますか。はい。どうぞ。

○委員（宇藤康博君） 宇藤です。

それでは、全教室のほうに配備ができたということですけど、この間ですね、

先生たちの交流会の中で、支援教室のほうにですね、まだ配備ができてないというのを聞いたんですよ。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） 教育委員会事務局長の後藤です。

支援学級のほうなんですけれども、そちらのほうには特に配備はしておりません。ただし、電子黒板が良いのかですね、今検討しているのがタブレット、タブレットのほうが非常に効果があるという支援教諭の先生たちのお話も聞いておりますので、今後については、支援学級についても、当然、電子黒板を入れるか、タブレット系を入れるかということは考えていきたいと思っております。

○委員（宇藤康博君） 宇藤です。

この間、先生からそういう話を聞いてですね、一番やはりいろいろ理解ができないところもあると思いますので、早く整備をしていただきたいなと思います。

○教育長（佐藤増夫君） 教育長の佐藤です。

文科省のいわゆる情報化ビジョンにつきましては、まずは普通教室に1台というのを、今うたっております。従って、入れていただく中で特別教室も必要だということで、学校現場から上がって、あと本年度5台入れさせていただいておりますが、今、局長が申しあげましたように、特別支援学級は非常に有効です。それで、現在もですね、いわゆるタブレットが120台入っておりますので、中学校においても、小学校においても、そういった活用が少しずつ進んでおりまして、果たして1人2人の子どもに60インチが必要なのか、それよりもむしろ今プログラムが非常に充実してきていますので、今後、そのタブレットあたりをですね、やっぱり積極的に活用していくということがいいのではないかとということで、学校ともちょっと話をしているところです。

○委員（宇藤康博君） 宇藤です。

ぜひ検討されて、よろしく願いいたします。

○委員長（後藤三治君） よございますか。

○委員（宇藤康博君） 以上です。

○委員長（後藤三治君） ほかにございませんでしょうか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） すみません。私のほうから一つ、後藤です。

137ページの扶助費の、先ほど説明がありまして、就学祝金ですね、この項目は前4つだったと思うんですが、今度、給食費を入れられたということで、非常にいいことだと思うんですが、メニューを変えられたときには、なんらかの公表をされたのかどうかですね、初めて聞いたものですから。

○学校教育係長（岩下そのえ君） 学校教育係の岩下です。

メニューの選択としてはですね、ランドセルと現金支給と就学支援金なんです。この就学支援金をこれを選ばれた方に対しては、この支援金は給食費にも使えますよということですね。新1年生は説明会のときに申し上げまして、学校のほうにですね、2年生には周知していただいたところです。支援金の中で、給食費に対応。

○委員長（後藤三治君） すみません。後藤です。

これは当初は、就学祝金をランドセルで変えられたときのメニューは4つだったと思うんですよ。今言いなはった、学用品のところに給食費は入ってたんですかね。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） 教育委員会事務局長の後藤です。

昨年度ですね、当初のときはですね、教材費ということで、給食費を入れておりませんでした。そしたら、できれば給食費にも使いたいという要望もありましたし、教材支給券ではですね、年間にたいした金額になりませんので、もう逆にいえば、早く券を消化したいというのもありまして、給食費も学校からも、保護者からも、給食費も認めてもらおうと助かるなということでしたので、次年度、給食費を入れて、今係長が説明しましたように、もう既に2年生になっている保護者の方には、それを利用される方には給食費にも使われて結構ですということしております。

○委員長（後藤三治君） 後藤です。

非常にいい発想だけんね、できたらやっぱりそういう説明をした上で、私たちは思ってたんです。給食は使って欲しいなとは思ってたけど、使えるとは思ってらんだっけですね。良いことだと思います。

はい。ほかに何かございませんでしょうか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） はい。ないようでございますので、討論を行いたいと思います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 討論ないということで、これから本件について採決します。

認定第1号、平成24年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 日程第10、議案第46号、高森町町民体育館条例の一部



改正についてを議題にします。

教育委員会事務局から説明をお願いします。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） 教育委員会事務局長の後藤です。

本町民体育館につきましては、先般も提案説明しましたように、料金が非常に高いということで、前回、一般質問の中でも検討しますという回答をしておりますが、それから地域のほうからの要望書、270名程度の署名が上がった要望書も出ております。それから、高森町のほうにも声が届いております。その中で教育委員会のほうで検討いたしました、あとのほうの予算にも反映していると思えますが、推計ですけれども、じゃあ町民の人の料金を下げた場合にですね、どのくらいの収入減になるんだろうということ、一応あくまでも見込み試算ですので、正確ではありませんけれども、しております。

その中で一つは学生等が使う場合にはですね、基本的には無料で、ただし空いていることが条件ですけれども、無料で学生等々は開放しております。それから、高スポで新たなスポーツとして指導する場合については、週に1回だけは無料で開放しております。そういうのを全部加味しまして、予算上の収入が少ないのであまり差がないということで、無料の話も出たんですけれども、やっぱり受益者の負担というのは、どういう形でも必要であるということですね、一応今回提案させていただいております。基本的に町民体育館につきましては、町内の方につきましては、まず件数ごとのほうですけれども、1,500円を500円、全面使用の場合、3,000円を1,000円、ナイター照明をですね。すみません。1時間当たりの話です。1,000円を800円。それから、町内宿泊施設利用者につきましては、今度新たに設けましたのは、以前は町内宿泊施設利用者につきましては、町内料金ということでしたので、町内料金を下げると、宿泊利用者も一気に下がりますので、町内宿泊利用者ということで、これについては従来どおり。それから、町外者についても従来どおりということで、今回は町内者の利用者のみについて減額をさせていただいております。

以上です。

○委員長（後藤三治君） はい。ただいまご説明がありましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） はい。質疑ないということでございますので、討論を行います。討論はございませんか。はい。

○委員（宇藤康博君） 宇藤です。

この議案を出していただきましたのが、先般、私も一般質問をさせていただきま

して、本当にこの270名の多くの方々、また町民が利用されるという形の中で  
ですね、前からも出ていたんですけど、一般質問をする中で検討するという回答  
をいただいている、早急にですね、この条例に取り組んでいただいて、もうすぐ  
9月の議会の中で出していただきまして、本当に感謝申し上げます。賛成の討論  
といたします。ありがとうございました。

○委員長（後藤三治君） ほかにございませんでしょうか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。

議案第46号、高森町民体育館条例の一部改正については、原案のとおり可決  
することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決  
定しました。

ここでお諮りします。5分間休憩したいと思います。よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） はい。

-----○-----

休憩 午後1時55分

再開 午後2時00分

-----○-----

○委員長（後藤三治君） それでは、再開いたします。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 日程第11、議案第47号、高森町町民グラウンド条例の  
一部改正についてを議題とします。

教育委員会の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） 教育委員会事務局長、後藤です。

すみません。その前に先ほど町民体育館のほうですけれども、本会議では説明し  
たんですが、会議室、多目的室、展示ギャラリーにつきましても減額をしており  
ますので、付け加えさせていただきたいと思います。

町民グラウンドについてですが、これも先ほど町民体育館と同じような理由で減  
額をしております。従来、10人、4分の1面、1時間当たり400円を200  
円、半面800円を400円、それから全面の場合1,500円を800円、それ  
から夜間照明につきましては、4分の1面、半面につきましては、1,500円を

800円、それから全面につきましては、2,000円を1,000円に下げさせていただきます。それから、町内宿泊施設利用者、夜間照明、町外利用者につきましては、従来どおりの料金をいただくということでございます。今言いましたように、町民グラウンドもやっぱり同じようにものすごく高いということで、先ほど体育館のほうではあんまり言わなかったんですけども、実際は利用時間を例えば1時間だけで利用しようとかですね、もうちょっと早めに使って、早い時期でしたら、7時ぐらいまでナイターは使わなくていいものですから、それから1時間だけナイター照明を使って使うとか、いろいろ工夫されて少しでも安くされていますので、このグラウンドについても同様の理由で見直させていただきました。

以上です。

○委員長（後藤三治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 質疑ないということでございますので、討論を行います。討論はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 討論なしということでございますので、これから本案について採決します。

議案第47号、高森町民グラウンド条例の一部改正については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 日程第12、議案第48号、高森町草部グラウンド条例の一部改正についてを議題とします。

教育委員会の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） 教育委員会事務局長の後藤です。

本案につきましては、初日にご説明を申し上げ、ご質問いただきましたが、私の説明不足等々もあり、そこでいくらかのやり取りがあったことは非常に申し訳ありませんでした。草部グラウンドにつきましては、料金については改定せず、ナイター照明を1,000円から500円ということでしておりましたが、初日に、使われない施設を何で設定するんだと。じゃあ逆に言うと、無くしたほうがいいんじゃないかというご質問がございました。一つにはですね、まったくご質問さ

れることは、まったくそのとおりであると思っております。教育委員会としてはですね、町民体育館のグラウンドも含めてそうなんですけれども、できるだけ地元の方に有効活用していただきたいということの基本的な狙いがありました。その中で、私も曖昧な答弁をしたためにですね、そういうことになりましたが、教育委員会としては草部グラウンドの照明、それから今回は学校施設ですので上げておりませんでした、同じような施設が東中学校にもございます。東中学校のほうへは今のところ何とか点くんなんですけれども、決して良い状態ではありません。これも含めてですね、改修をしたいと思っております。ただし、それでは当然、私たち予算要求していく中で、やっぱり理由がないと、なんでかという無意味じゃないかというお話に当然なってくると思います。そういうことで、両施設につきましてはですね、点かないから使わないんだという消極的施策ではなくて、積極的施策として私たちは地元と話し合いながらですね、有効活用してもらうということを今後進めてですね、その活用が見出せるようになったときには改修費を予算要求していきたいと。当然、財政もございますので、教育委員会がするからといって右から左にはいきませんが、そういう積極的活用に向けてですね、今後地元とも協議していきたいと思っております。ただし、地元のほうはどうしても人口が少ないですので、高森みたいにそんなに回数は多くはないと思いますけれども、それでも回数よりも積極的に利用していただくという方向で、私たちは今後は改修に向けて進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（後藤三治君） はい。それでは、説明が終わりました。これから質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。はい。どうぞ。

○委員（甲斐正一君） はい。甲斐です。

初日にですね、説明のときに地元議員さんが、改修もしないのに料金改定するのかと、改修してからでも間に合うんじゃないかというような意見だったかというふうに思います。先ほどのお話では、私の説明がというようなお話でございましたが、今後、ここは料金はですね、やっぱり文教厚生にまかせるというようなお話でしたから、ぴしゃっとしたこともしてから、これはきちっとしたことを伺って可とせにゃいかんというふうに思いますが、改修してからでも遅くないんじゃないかというような気もしますが、どういうふうに思っておられますか。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） 教育委員会事務局長の後藤です。

本会議でも出ましたが、基本的には、それが基本的、正しいと思います。先ほども言いましたように、私たちは基本的に無くしたくないという思いがございます。ただし、使わないやつを残してもというのはまったくそのとおりで、私たちは基

本的には残してですね、それを何とか使えるようにしたいと。私が今申し上げましたように、使わないのに予算要求しても、それはもう財政で認めないのは当然の話でありますので、今後、地元とですね、ナイターをとにかく改修したいということで。改修する前に、どういうふうな活用を考えられますかということですね、地元の方々とちょっとお話をさせていただきたいと。地元が使わないというのを改修するわけにはいきませんので、そこはしっかり今後話していきたいので、できますならば教育委員会としては、これはこのまま残しといていただきたいと。ゼロになってしまうとですね、逆に言うと、もうないとだったら、ナイターは使われんとなら撤去した方がいいんじゃないという話になるのもですね、ちょっと本音を言うと、そこを心配しとるところもございます。私たちが今言ったように、積極的活用の方向としてですね、またやっていきたいということで、今回上げておりますので、できればそこをご理解していただいて、ご承認いただければと思います。

○委員（甲斐正一君） はい。甲斐です。

○委員長（後藤三治君） はい。

○委員（甲斐正一君） 地元と良い案を講じながら計画していくようなお話ですね。

それであれば、私たちも5名の文教厚生委員会に任された案でございますから、やはりうかつな答弁でカットしただけではいかんというふうに思います。ですから、このへんをですね、ぴしゃっとしながら、委員長さんも考えてくれるものというふうに思いますが、東中学校になりますと、学校教育等も使うんじゃないかというふうに思っておりますので、それはそっちの方向でやっていただいて、草部南部の照明器具は照明器具で考えていくべきじゃないかというふうに思いますが、どうですか。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） それは、社会教育施設と学校施設ですので、いっぺんに同時進行よりも、私たちも一つずついっていったほうがいいと思いますので、おっしゃるとおりだと思います。

○委員（甲斐正一君） はい。分かりました。

○委員長（後藤三治君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 今の件でございますが、今回、夜間照明の料金改定も出ております。改定が出るということは、要するに点くことが前提でございますので、当委員会としてはですね、やはり地域のスポーツ向上を図る上でも、やっぱりそういう箇所は早急に改善していただくように報告内容に付け加えてですね、意見を付して報告したいと思いますが、よろしいですかね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） はい。ほかに質疑はございませんでしょうか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 続きまして、討論を行います。討論はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 討論なしということでございますので、これから本案について採決します。

議案第48号、高森町草部グラウンド条例の一部改正については、一部意見を付して、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 日程第13、議案第49号、平成25年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

教育委員会の説明を求めます。

○社会福祉係長（佐伯 実君） 社会教育係長、佐伯でございます。

歳入のほうをご説明をいたします。ページ、8ページをお開きください。

8ページの13款使用料及び手数料、1項の使用料でございます。9目の教育費使用料の1節社会教育施設使用料でございます。先ほど事務局長のほうからですね、議案についてご説明をしました条例改正の件についてご説明をしました。その中で、町内者の使用料が減額になるため、この町民グラウンドの使用料をマイナス14万円、町民グラウンドのほうをマイナス7万円、計21万円を減ずるものでございます。

○学校教育係長（岩下そのえ君） 学校教育係の岩下です。

歳出のほうにまいります。19ページになります。

2目の事務局費の中の11節需用費で印刷製本費を上げております。これはですね、現在、高森町4校の小中学校が熊本県教育委員会指定のICTを活用した未来の学校創造プロジェクト事業の研究推進校の委託を受けておりまして、明けて1月16日には合同の授業研究発表会を予定しておりまして、これには県内外に広く参加を呼びかけたいと思っております、カラーのパンフレットなるものを、両面になるかと思うんですけれども、広報のチラシを予定しておりまして、このチラシ作成のための印刷製本費を上げております。

よろしく願いいたします。

○社会福祉係長（佐伯 実君） 社会教育係、佐伯でございます。

同じく、19ページでございます。

9款の教育費、6項の社会教育費、1目の社会教育委員会費でございます。14節の使用料及び賃借料でございます。これにつきましては、高速道路の使用料2万円、駐車場の使用料2,000円、計2万2,000円を計上させていただきました。

同じく、5目の社会教育施設費でございます。11節の需用費でございます。これにつきましても、先ほど条例改正の中でご説明をさせていただきました体育館等々ですね、電気料です。電気料金を減額によります利用料の増加を67万円を見込んで、今回計上させていただいたものでございます。

続きまして、9目の保健体育総務費の中の9節旅費でございます。これにつきましては、高スポ事業等々ですね、体育協会関係の出張がかなり増えてきておりますので、今回、旅費のほうを2万円、11節の需用費を2万円、これは燃料費でございます。14節の使用料及び賃借料、これは高速代の使用料でございますが、2万円を計上するものでございます。

以上でございます。

○委員長（後藤三治君） はい。ただいま説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 質疑ないということでございますので、続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 討論ないということでございますので、これから本案について採決します。

議案第49号、平成25年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、教育委員会に関連する付託案件については終了いたしました。

教育委員会の皆さん、お疲れさまでした。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 日程第14、ただいまから、所管事務の閉会中の継続調査について審議いたします。

閉会中の継続調査について、社会福祉と健康に関する事項、環境衛生に関する事項、健康保険税に関する事項、保育園に関する事項、学校教育及び社会教育の振興に関する事項、以上5項目を閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで、文教厚生常任委員会は閉会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後2時20分



平成 25 年第 3 回定例会

建設経済常任委員会会議録

平成 25 年 9 月 17 日

高 森 町 議 会

# 平成25年第3回定例会建設経済常任委員会記録

平成25年9月17日

開会 午前10時00分

-----○-----

○委員長（興柁壽一君） おはようございます。定足数に達しましたので、建設経済常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

○委員長（興柁壽一君） 日程第1、まず、本委員会に付託されました農林政策課関連の認定第1号、平成24年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

農林政策課の説明を求めます。

○農林政策課長（佐藤武文君） おはようございます。

説明に先立ちまして、本日は安藤係長が受託作業のため欠席しておりますのでご了承いただきたいと思います。

早速、歳入のほうからご説明をまいります。

○農林政策課長補佐（後藤健一君） 決算資料の28、29ページをお開けください。

○委員長（興柁壽一君） 説明の途中ですが、今、傍聴のほうにお一人お見えになったということですので、開会の前に先立ちまして、高森町旭通りの辻中寶照さんから委員会の傍聴の申し入れがありましたので、委員会条例第17条の規定により、協議の結果傍聴を許可することにいたします。なお、委員会条例第17条の傍聴取扱規定は、1、委員会は議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。2、委員長は必要があると認めるときは傍聴人の退場を命ずることができる」と規定されております。そこを申し添えます。それでは、傍聴者の入場を許可します。

（傍聴者入場）

○委員長（興柁壽一君） おはようございます。

傍聴者の方に申し上げます。委員会開催中における対応につきましては、他の委員会の傍聴と同様、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

それでは、引き続きですね、農林政策課関連の認定第1号、平成24年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

農林政策課の説明を求めます。

○農林政策課長補佐（後藤健一君） 農地係の後藤です。

先ほどの続きをご説明申し上げます。

28、29ページにございます使用料及び手数料、農林水産業費使用料、物産館加工場の使用料、決算金額が174万7,823円です。この内訳は一般の使用料が7,900円、それから電気料、それから浄化槽等の使用料を指定管理者の方からいただいております分が170万7,023円ということでございます。

以上です。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係の村上です。よろしく申し上げます。

続きまして30ページです。目4番、衛生費手数料です。

1犬登録及び注射手数料です。決算額33万9,500円となっております。登録57頭、注射済頭数427頭となっております。

○農林政策課長補佐（後藤健一君） 次のページをお開けください。農地係の後藤です。

農業委員会の手数料、これが収入金額が2万9,500円です。

以上です。

○農林振興係長（村上純一君） 続きまして、42ページをお開きください。

目、農林水産業費県補助金、節に移りまして1番、農業振興費補助金、収入済額537万9,839円です。内訳につきましては、歳出の説明のときに説明させていただきます。

2、中山間地域等直接支払事業補助金、収入済額2,410万1,326円です。

3、数量調整円滑化推進事業補助金、収入済額15万9,000円です。

○農林政策課長補佐（後藤健一君） 4節の農業委員会補助金は624万9,000円です。内訳につきましては、歳出の際にご説明を申し上げます。

○農林振興係長（村上純一君） 続きまして、5の林業振興費補助金2,540万7,842円です。

続きまして6、資源保全施策補助金、収入済額16万4,000円です。

8、畜産振興事業費補助金、収入済額401万4,000円です。

9、熊本県家畜疾病緊急対策資金補助金14万6,363円です。

10、農業戸別所得補償制度推進事業費補助金125万9,000円です。

12、園芸作物災害復旧緊急対策事業、収入済額129万6,498円です。

13番の緊急経済対策農業基盤整備促進事業費補助金1億4,000万円、これは平成24年度分の繰越明許費となっております。

続きまして45ページの14、経営体育成支援事業補助金です。1,227万円、こちらも平成24年度の平成25年度に対して繰越明許費となっております。

歳入につきましては以上です。

歳出、108ページをお開きください。

108ページの農林水産業費、1農業費、2農業振興費です。

13、委託料、支出済額436万5,398円となっております。こちらはJAから出向いただいています農業専門員井芹氏の委託料となっております。

続きまして110ページです。3、畜産業費です。

すみません、その前の19の負担金補助金及び交付金。

○農林政策課長（佐藤武文君） 佐藤です。

農業振興費の負担金補助及び交付金につきましてはですが、不用額が109万7,629円となっておりますが、うち79万9,710円につきましてはアグリセンターの料金改定に伴う補填金を農業振興費として計上いたしましたが、見込みよりも該当者が少なかつたため80万円弱の不用額が発生しております。

以上です。

○農林振興係長（村上純一君） 続きまして、目3畜産事業費です。

その中の19負担金補助金及び交付金です。支出済額713万2,528円です。主な内訳としまして、阿蘇あか牛草原再生事業費が401万4,000円です。草地畜産対策事業、いわゆる野焼きに対する火入れ補助金ですが、168万2,400円、大体500ヘクタールの野焼きに対して補助金を交付しております。

続きまして、目4です。広域農業開発事業費です。23償還金利子及び割引料になっております。支出済額121万4,079円です。こちらは広域農道に対します償還金、平成24年度分となっております。

続きまして、目5、農林業地域改善対策事業費です。需用費、支出済額313万6,824円です。こちらはガラスハウスのポンプ改修費が主な支出となっております。

○農林政策課長補佐（後藤健一君） 農地係の後藤です。6目の農業委員会費、主なものを申し上げます。報酬は219万4,000円、これは農業委員さんの報酬でございます。54万8,500円を4回にわたり同額を報酬として支払っております。

それから7節の賃金です。これは134万円ですが、臨時職員の賃金が116万6,400円です。それから農地の耕作放棄地等の調査費ですね、これが6,200円の2回を14名の農業委員に対してお支払いしております。それが17万3,600円です。

続きまして113ページお開けいただきたいと思います。13節の委託料509万8,275円。主なものとして農家台帳の維持管理の委託料が31万6,

000円。

それから議事録の作成を委託しております。その委託料が28万9,275円。それから昨年、固定資産の地形図データと航空写真等々の連動する地図化システムを導入いたしました。それが449万4,000円です。

以上です。

それから農業者年金事業費に大きいのはありませんので省かせていただきます。農業経営基盤強化事業費も同様でございます。

○農林振興係長（村上純一君） 続きます、目9水源農業経営確立対策事業費です。

115ページをお願いします。19負担金125万9,000円です。これは高森町地域農業再生協議会の戸別所得補償の推進に対します事務補助金で125万9,000円支出しております。

続きます、目10農地費です。19負担金補助金及び交付金、支出済額559万905円となっております。こちらは農道に対します高森町公共的施設整備事業補助金、これはいわゆる5割助成事業ですが、10団体に対しまして550万9,905円支出をしております。

○農林政策課長補佐（後藤健一君） 農地係、後藤です。

11目の物産館管理費の大きいものから11節の需用費570万8,031円でございます。主な内容としましては、電気料、水道料等の光熱費が180万5,184円。それから修繕料が奥阿蘇キャンプ場関係が69万4,677円。それから奥阿蘇物産館の修繕料がブラインドの切替修繕工事が99万5,400円でございます。それ以外はシャッターとかトイレとか雨漏り修繕とか、そういうものを含めまして、総額で145万4,670円です。それから加工場につきましては、蒸気の配管が途中で亀裂等が入って蒸気漏れがあったものですから、その修繕をいたしました。それが175万3,500円です。修繕料の総計が390万2,847円です。

それから役務費としましては、手数料が電気保安と浄化槽の委託手数料です。それから建物共済費ですね、それが25万5,035円でございます。それを合わせて需用費が570万8,031円でございます。

以上です。

○農林政策課長（佐藤武文君） 佐藤です。

12目農業活性化施設費ですが、これはオーガニックアグリセンターに関する経費です。

役務費69万1,272円、これは車両の車検代関係の支出でございます。

13委託料につきましては、平成24年度まで指定管理者でございましたので、

指定管理委託料299万円を支出しております。

116、117ページになりますが、使用料及び賃借料79万8,840円はクローラトラクターの使用料でございます。これにつきましては平成25年度で買い取りましたので、使用料はこれが最後になります。

主な項目は以上です。

○農林振興係長（村上純一君） 続きまして13目農業費、九州北部豪雨災害対策費です。19節負担金補助金及び交付金です。支出済額143万6,498円です。内訳としまして、平成24年度園芸作物災害復旧緊急対策事業費補助金、これは九州北部豪雨で被災されました畑作の方々の16名、2,336万円分の県の規定する補助金が交付されております。もう1件は家畜に対する被災見舞金で、2件の農家が、この前の豪雨で家畜が流されておりますので、14万円の補助金を交付しております。

続きまして、14目地域の元気臨時緊急経済対策費、このうち13節委託料、15節工事請負費、委託料が2,302万7,000円、工事請負費1億7,797万3,000円。こちらは草部地区の隧道の測量設計及び工事代、延長しますと2,600メートルの繰越事業としてこちらの繰越明許費が平成25年度に対して組まれております。

続きまして、1目林業振興費、13節委託料です。支出済額495万4,400円。こちらは林道下山・久保線測量設計委託料となっております。延長としまして1,270メートルです。

続きまして、19節負担金補助及び交付金です。支出済額4,244万9,142円です。内訳としまして、平成24年度森を育てる間伐材利用推進事業補助金1,039万5,000円。森林整備地域活動支援交付金1,363万3,842円です。さらに主な内訳としまして有害鳥獣関係の補助金が451万6,000円となっております。昨年度の捕獲実績としまして、サルは19頭、シシが139頭、シカ310頭となっております。広域連携の宮崎の高千穂と大分の竹田で組んでおります3県合同公費の協議会に対する負担金が101万7,000円となっております。

歳出、以上になります。よろしく申し上げます。

○農林政策課長（佐藤武文君） 佐藤です。2点ほど訂正をさせていただきます。

広域農業開発事業、広域農道分という説明をいたしましたけれども、第三次開発分です。広域農道部分についてはすでに終了しております。

それからアグリセンターの部分で使用料が、平成25年度はありませんという説明をいたしましたけれども、平成24年度が8回中の7回目分です。平成25年度

が8回分を払って買い取りになります。

以上です。

それから補足ですけれども、林業振興費の中で不用額が20万円を超えるものが負担金補助の中に2件ございます。森を育てる間伐利用促進事業の不用額が21万円。それから鳥獣害被害防止広域対策協議会負担金が22万1,000円となっております。森を育てる間伐材利用促進事業につきましては、県の予算配分が減少したため、これに伴い全体の事業料が減少したためです。それから鳥獣害被害防止対策協議会負担金につきましては、罾を購入する負担金を計上してございましたけれども、利用者に貸し出しましたので、貸し出した負担金を直接協議会に納入する形になりましたので、町からの負担金が不用という形で残額が発生いたしました。それから農地等九州北部豪雨災害復旧給付金のうち、負担金補助及び交付金につきまして27万6,965円の不用額が発生しております。これにつきましては九州北部豪雨災害で被災された農地について直接自分で重機を借り上げられた分につきまして補助をするようになっておりましたけれども、見込みよりも減少したということで不用額が発生しています。

以上でございます。

○委員長（興梠壽一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

森田委員。

○委員（森田 勝君） 森田です。質問ですが、111ページと117ページについてお伺いします。

農林業地域改善対策事業費の11番の需用費のガラスハウスの改修と出ておりますが、現在、あのガラス施設は話によると、使用されていないというような話を聞いておりますが、今後は町としてどういうふうな対応をされていくのかをお伺いします。

それから、117ページのクローラトラクターの使用料が出ておりましたが、初めにこれを話では使われないというような話もございましたが、現在は使われているのかどうか、これもお伺いしたいと思います。

以上です。

○農林政策課長（佐藤武文君） 佐藤です。2点についてお答えいたします。

ガラスハウスの使用状況ですけれども、現在2名の方が営業中でございます。今後の方策につきましてですけれども、本年中に直接協議をいたしまして、今後の使用について、ある程度ヒアリングもした上で結論を出したいと思っております。本人さんがどれだけ営農の意欲があるかどうかもお話を聞かせていただきたいと思います。

それから遊休部分についてはどういうふうに取り扱うか、この部分についても現在使用されている方と協議をした上で結論を出したいというふうに思います。これは内容によっては、来年の予算に反映してくるような内容も出てくるかと思っておりますのでお含みおきをいただきたいと思います。

それからクローラトラクターにつきましてですけれども、クローラトラクターにつきましては運営員会の中でも賛否ございまして、活用をしたいという部分もありますし、あまりに修繕料が嵩めば採算が取れないのではないかという話もありますけれども、現在のところではあまり負荷をかけずに使用できればなるべく使用したほうが良いという判断をしております。それから旧田あたりに使うと負荷がかかり過ぎるということであれば、例えば今、遊休牧野がかなりありますので草刈等には使えないかということは今現場のほうと考えておりますので、今しばらくこの結論は実際使った上で出させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員（森田 勝君） 森田です。今課長のほうから説明がありましたが、確かガラス温室は2年前だったか、ボイラーの施設も新規に入れて、できるなら一生懸命頑張っているような後継者もおりますので、もしも本人さんたちが断念するという事になればですね、そういう後継者のほうにどういうふうにするか検討されるよう希望しておきます。

それからクローラトラクターについて、旧田について負担をかけるなら補修もしないのではないかという話もありましたが、現在使った後の故障とかはないですか。

○農林政策課長（佐藤武文君） 佐藤です。現在のところまではですね、旧田んぼにつきましては大型トラクターのほうで対応してきました。ですから、直営化後はまだクローラトラクター自体はまだ稼働はしておりません。

以上です。

○委員（森田 勝君） では、よろしく2件お願いいたします。

○委員長（興梠壽一君） ほかに発言はございませんか。

宇藤委員。

○委員（宇藤康博君） 宇藤です。115ページの11物産館管理費の需用費の中で、先ほど説明の中にもありましたですけど、加工場の水漏れの修理で175万円かかっているということなんですけど、利用されている方からも負担金等はないのか。

○農林政策課長補佐（後藤健一君） 後藤です。今の宇藤委員のご質問にお答えいた



します。

負担金等は現在は電気の使用料と浄化槽の管理料等についてはいただいておりますが、加工場自体の使用についてはいただいております。これはなぜかと申しますと、指定管理者に出した時点で本来は指定管理の委託料を払う必要があったところを無料にして町から出さないということで、その代わりということで、その分の見込みでこちらのほうで、維持管理についてはある程度町に責任がございまして、以前からこの蒸気配管については修理をしてくださということで依頼が出ていたのですけれども、財政的な問題などいろいろありまして、平成24年度に行ったということでございます。

以上です。

○委員長（興柁壽一君） ほかに発言はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

ほかに発言はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで討論を終わります。

これから本件について採決します。

認定第1号、平成24年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、認定することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定いたしました。

-----○-----

○委員長（興柁壽一君） 日程第2、議案第49号、平成25年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

農林政策課の説明を求めます。

○農林振興係長（村上純一君） それでは、高森町一般会計補正予算書（第3号）の9ページをお開きいただきたいと思います。

9ページ、県支出金、2項県補助金、5農林水産業費県補助金の1目農業振興費補助金です。担い手育成緊急支援事業補助金77万5,000円、こちらが農業選任アドバイザーの事業が認定を受けましたので、補助金の交付決定102万5,000円となりまして、補助金の増額分77万5,000円を計上しております。

続きまして、熊本県アライグマ緊急捕獲調査事業補助金6万2,000円の減額

となっております。こちらは当初、全額を県からの補助金で見込んでおりましたが、2分の1の補助でありましたので、事業にかかる補助金の半分の6万2,000円を減額するものであります。

続きまして、3の数量調節円滑化推進事業補助金、新受給システム推進事業費補助金7,000円。こちらは熊本県下で行われます生産調整に対します事務費が7,000円増額の交付決定を受けましたので、補助金の増額分を計上しております。

続きまして、5林業振興費補助金、最初の森林整備地域活動支援交付金事業費事務補助金2万5,000円、持続的森林経営確立総合対策事業事務補助金で5万円となっております。こちらは最初、森林整備地域活動支援交付金事業費事務補助金は5万円を見込んでおりましたが2万5,000円分また増額して交付決定がっておりますので2万5,000円増額で計上しております。

続きまして、持続的森林経営確立総合対策事業事務補助金、こちらは平成25年度より事業が追加されまして、事業追加に伴います補助金の事務費交付決定をいただきまして5万円を計上しております。

続きまして、熊本県有害鳥獣被害対策補助金44万円減額です。こちらはシカの200頭分を県からの補助金を見込んでおりましたが、県の被害軽減の数値目標とか、県下の全部の調整を受けまして、高森町に対する補助金が90頭というところできております。県のほうにも確認しましたが、先の議会で補正予算をいただきました緊急捕獲のほうで、こちらの出る分は対応いただきたいという説明を受けておりますので、県からの補助金44万円、110頭分の減額をするものでございます。

続きまして、10農業戸別所得補償制度推進事業費補助金、こちらは9,000円の補助金の増額決定が来ておりましたので9,000円増額で計上しております。歳入につきましては以上です。

続きまして、歳出の補正予算、16ページをお開き願います。

16ページの5項農林水産業費、1農業費、2目農業振興費です。1節報酬、担い手選任アドバイザー報酬41万9,000円減額となっております。こちらは当初4月から農業選任アドバイザーをお願いするところで調整していましたが、予定していた期間の調整がつかなく、また今お願いしております甲斐幸一アドバイザーの方の、今されていた仕事の調整がつかず、7月22日から年度いっぱいというところで事業の中でお願いすることになりましたので、その日数分、4月1日から7月21日までの分の41万9,000円減額するものであります。

続きまして、9の旅費です。普通旅費54万1,000円となっております。こ

ちらは先ほど申しました甲斐幸一さんのお住まいが下切ですので、下切から役場までいらっしゃる通勤手当ですか、草部出張所、野尻出張所に自家用車を使って公務にあたられますので、そちらにあたられるときの費用弁償代が一つと、もう一つは全国農業担い手サミットというのが全国で開催されておまして今回は石川県になっております。平成24年度まではこの事業を町の担い手育成緊急支援協議会で事業自治体として、町から担い手協議会に補助金を出す形で旅費を支払ってもらっていましたが、今年度より事業実施主体が担い手協議会から町に移りましたので、町のほうから旅費を支給することになりますので、7万5,000円掛ける6名分を予算計上させていただきます、合計しまして54万1,000円の予算計上となっております。

続きまして、11需用費です。合計しますと26万1,000円です。消耗品費が23万5,000円、こちらの23万5,000円の内訳ですが、大字津留に3県合同で設置しました大型囲い罟、こちらで今年度の農閑期に本格的に餌付けを実施しまして、シカを一網打尽といいますか、効果を上げたということで、今までのここ過去2年の運用によりまして餌付けをする必要性は十分ありますので、今までは管理を委託している小倉さんが自分の農作物の残渣を持ってこられたり、そちらのほうでやられていましたが、やはり数に限界がありますので、予算を計上しまして一定の効果を上げたいと思います。こちらに対する予算を上げております。ちなみに内訳としましては、カライモとトウモロコシを買って、こちらのほうで餌付けを行いたいと考えております。

続きまして、印刷製本費2万6,000円です。こちらは今、草部のほうと草部の隧道と芝原地区の溜池で農業農村整備事業を実施しておりますが、農業農村整備事業を実施する上でこちらの農業農村管理計画という図面を作成する必要があります。こちらはカラー版で相当部数の提出する必要がありますので、印刷製本費を計上させていただきます。

続きまして、19節負担金補助及び交付金です。高森町担い手育成協議会補助金50万円減額、こちらは先ほど申しましたが、担い手育成緊急支援事業ですね、甲斐幸一さんの農業選任アドバイザー雇入れと、石川県へ派遣します全国担い手サミット、そちらの事業実施主体が町の担い手協議会が高森町から移りますので、補助金を減額しまして町の予算のほうに計上をしておりますので50万円減額しております。

続きまして、農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金9,000円増額、こちらは9,000円補助金交付が多くなりましたので、9,000円を支出、負担金のほうに増額しまして、そのまま高森町地域農業再生協議会の事務局へ事務委託と

して9,000円払い出すものです。

○農林政策課長補佐（後藤健一君） 後藤です。6目の農業委員会費のご説明を申し上げます。

当初、耕作放棄地解消に伴うものを町の直轄で、町から人夫賃と機械借上料を支払う予定でございましたけれども、県補助金等の内容を県のほうに問い合わせましたら、直接町が払うのではなくて、あくまでも耕作放棄地をされている方に、その方に対して補助金を出してくれということでしたので、賃金使用料から負担金補助及び交付金のほうで組み換えをしております。それが40万円でございます。

以上です。

○農林振興係長（村上純一君） 続きまして、17ページです。

11 農業費、九州北部豪雨災害対策費。

○農林政策課長（佐藤武文君） 佐藤です。14の使用料及び賃借料ですけれども、これは中原の牧野道につきまして、昨年下流側の農地の復旧のために機械借り上げをいたしましたけれども、その農地の下流側の水路が埋塞した状態で、これは個人の土地ですけれども、その上流まで水路を確保いたしましたけれども、下流側については流しっぱなしになる状態でございますので、水路を確保するという事で機械の借上料を計上しております。

○農林振興係長（村上純一君） 続きまして、19負担金補助及び交付金です。前原牧野組合、飼料自給力強化支援事業費補助金485万円となっております。こちらは昨年度、九州北部の復旧に対しまして町単独で対応しようとしておりましたが、平成24年度の緊急経済対策の予算が組まれまして、そちらのメニューの中に牧野の復旧という項目がございまして、平成25年度に対する繰越事業というところで実施されることが説明会で判明しまして、大体町単独でやるつもりでしたが、こちらの事業を国庫の事業を活用して復旧を受けたいと思ひまして、前原牧野組合と話し合いで事業に取り組む計画を立てております。こういった事業かと申しますと、土壌侵食や草地の荒廃の老朽化牧野に対しまして、2分の1の事業費に対する2分の1を補助しまして、土壌改良ですとか、草地の再生ですね、そちらに対する国庫事業になっております。事業費としましてはこちらは歳出のほうで485万円ですが、補助率が今申し上げましたように2分の1ですので970万円かかります。残りの半分は事業の実施の大元となります日本草地畜産出資協会という団体から前原牧野組合のほうに補助金が振り込まれまして、残りの半分を町から補助するという形で牧野の改良に取り組みたいと考えております。牧野の改良の面積としまして、復旧改良なのですが、牧が4牧まだ牧野からの流

出で復旧が進んでおりません。ですので、1年以上牛が放牧されていませんのでもう荒地になっておりますので、早急に復旧する必要があります。4牧で、4カ所で2.8ヘクタール計画をしております。970万円の内訳としまして、そちらの泥除けとかが必要ですので、調査設計委託料が140万円、泥除けに要します工事請負費が800万円と、そのあと肥料を振りまして土壌を再生しますので、肥料ですとか土改代ですね、そちらに対する費用が30万円、合計しまして970万円の事業を計画しております。

続きまして、17ページの林業振興費です。需用費、消耗品5万円、こちらは先ほど申しました持続的森林経営確立総合対策事業補助金、こちらが新規に創設されておりますので、そちらに対する事務経費、消耗品費5万円を計上しております。

続きまして、14使用料及び賃借料です。林道維持機械借上げとなっております。こちらはこの前の豪雨で林道峰の宿線がメインなのですが、土砂が入ったり側溝が詰まったりですね、路盤が流失しておりますので、そちらのほうで維持作業に対する機械借り上げを計上しています。

続きまして予算書の20ページをお開き願います。

20ページの10款、災害復旧費、2項、農林水産業施設災害復旧費、目の2農地等災害復旧費の19負担金補助及び交付金となっております。こちらは農道等整備補助金、小災害となっております。こちらはこの前の雨で被災されました農道ですとか、そちらに対する5割助成で交付する補助金を計上しております。これは国庫で復旧します農地等災害復旧施設整備事業に該当しない3戸以上の農家さんに対して災害復旧を計画しております。今のところ50万円に対しまして2件分の100万円を予算計上しています。よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（興柁壽一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

芹口委員。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。16ページ、農業委員会費、耕作放棄地改修に伴います予算計上をしておりますが、今回補正で負担金補助及び交付金に切り替えて所有者自らが耕作放棄地の解消をするために、補助金を交付するというようなことの変更であるというふうに思いますけれども、そうしますと施工者それぞれによっては、かなりばらつきが出てくると思いますけれども、そういったふうに事業施工の確認をどういった方法でされるのかお尋ねしたいと思います。

○農林政策課長補佐（後藤健一君） 後藤です。現在、県の事業としましては、耕作者本人が耕作放棄地を解消した場合は2万円の補助、それから第三者の小作をさ

れる方がされた場合は3万円の補助でございます。それぞれのケースによりまして、御本人さんがされる場合と、小作を予定している方がされる場合とあると思いますので、今私のほうにきている相談は3名の方が現在したいということでお話がきております。議員さんおっしゃるようにそれぞれ面積も違いますし、現況も当然着工前の写真を撮ったりとか、終わったあともまた撮りにいたりとかがありますので、経費につきましては町の分を単独の分で補足する意味で1反あたり4万円は一応お上げできるようにしたいと思っております。最終的に金額確定が若干ずれるかとは思いますが、確認をした後に補助金をそれぞれの面積に応じて、御本人の口座に振り込むというやり方を取りたいと思っております。

以上です。

○委員（芹口誓彰君） この前新聞に載っておりましたけれども、耕作放棄地を解消してもまたすぐ放棄地に繋がるというような報道もされております。やはり耕作者自身に任せるのではなくて、町からきちっとした事業施工がされているのかどうか、そこあたりをびしゃっと確認をして、完全に耕作放棄地がなくなるようなそういう今後の施策のフォローというものをさせていただきたいというふうに思っております。よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

○農林政策課長補佐（後藤健一君） 後藤です。議員さんおっしゃるとおりこの事業につきましては、農業委員会のほうとしては、とにかくそういうことに取り組む方がいらっしゃれば、またそれをご覧になるということで、じゃあうちもやろうかというふうな呼び水の効果もあると思ひますので、そここのところを今おっしゃった点を十分注意して事業実施をさらに進めていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○委員長（興侶壽一君） ほかにございませんか。

○委員（森田 勝君） 16ページの農業振興費の中の先ほど説明がありました囲い罫についてちょっと伺ひます。

2年ほど前に囲い罫を設置してありますが、現在はまだ1カ所ですか。

○農林振興係長（村上純一君） 2カ所です。

○委員（森田 勝君） 2カ所ですか。それで初め、ナビを使ってといたいろいろな説明もあつていたのですが、あういう機器類は今どうなつてゐる。

○農林振興係長（村上純一君） ナビといひますのは、囲い罫に入つたときにセンサーが動いて、それが小倉さんですとか、私たちの手元に入つてくるんですよ。動いてゐるというのがわかりますと、何回も落としても警戒して入つてこないののでそういうのがナビシステムということで、1個付けてどこそこでウロウロさせるといふナビではない。センサーで柵を落としていいですよといふのをこちらの

ほうに情報提供してくれるというシステムです。狸とか判らないものですから写真で撮ってムービーで撮って、そのデータを見てシカが入っていればその日の晩でも落としますし、そういうのがナビシステムという。

○委員（森田 勝君） 森田です。確かあのとき町長から説明があったのが、例えば捕獲してその動物に発信機をつけて、そして場所的にどういう地域を回るかということを検討するような話があったが、そういうことは今のところは全然していないのですか。

○農林振興係長（村上純一君） はい。

○委員（森田 勝君） ナビは実用で動いているのは動いているのですか。

○農林振興係長（村上純一君） はい。その反応を見て落としています。

○委員（森田 勝君） はい、わかりました。

○委員長（興梠壽一君） ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興梠壽一君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興梠壽一君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。

議案第49号、平成25年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興梠壽一君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、農林政策課に関連する付託関係については終了いたしました。農林政策課の皆さんお疲れでございました。

-----○-----

○農林政策課長（佐藤武文君） 一つご報告をいたしたいと思います。

町長が以前から申しておりました高森町地域農業マスタープランの動きですけれども、今回、高森町新農業プランということで始動をいたします。要項をつくりまして各委員さんを選出して、まず農家へのアンケートから入っていこうと思っております。期間が短いわけですから、委員会につきましては3回程度の開会になるかと思っております。また建設経済常任委員会の皆さまにもご意見をいただくことにもなってくると思っておりますので、今後のご協力をお願いしたいと思います。

ご報告させていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（興梠壽一君） それでは時計で5分まで休憩したいと思います。

-----○-----

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

-----○-----

○委員長（興梠壽一君） それでは、休憩前に引き続まして会議を再開いたします。

-----○-----

○委員長（興梠壽一君） 日程第3、本委員会に付託されました、建設課関連の認定第1号、平成24年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

まず、平成24年度高森町一般会計歳入歳出決算の認定について、建設課の説明を求めます。

○建設課長（工藤英二君） おはようございます。建設課長の工藤です。議員さん本日はお世話になります。まず大変申し訳ありませんが、水道係長のほうが昨日子どもさんのところに東京に行かれておりましたが、台風の関係で飛行機が飛ばないということで朝一番も席が取れなかったということで、本日代わりに課長補佐が説明を行います。また昨年度の決算につきまして、私及び課長補佐、土木係長が決算に関しての細部につきましてわかりませんというか、担当者の佐藤君を同席させていただくことをご了解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは各係ごとにご説明をいたします。よろしく申し上げます。

○土木係長（荒牧 久君） それでは、土木のほうからご説明を申し上げます。

まず歳入の平成24年度の決算で28、29ページお開きください。

これは農災の災害復旧事業の負担金です。85万5,229円です。これは九州北部災害ということで、農地が7件、支出があるということで、事業者からの負担金となっております。

続きまして32、33ページをお開きください。国庫支出金の災害復旧費国庫負担金です。公共土木施設災害復旧費国庫負担金8,653万4,000円が入っております。河川10件、それから道路が22件に対する災害復旧費でございます。

続きまして34、35ページをお開きください。国庫補助金の7土木国庫補助金、まず土木社会資本整備総合交付金1,162万2,000円が補助金として入ってきております。これは色見環状線の道路整備工事の分です。65%の補助率です。

それから3の長寿命化修繕計画策定事業補助金が403万円、これは113カ所の町内に橋梁がありますけれども、その橋梁の調査でございます。65%の補



助率です。

5の狭隘道路整備等促進事業補助金で2,250万8,000円、これは狭隘道路の6路線の補助金です。50%の補助率でございます。

続きまして44、45ページをお願いします。県補助金で10の災害復旧費県補助金、農業災害復旧事業費補助金4,276万6,742円補助金が入っております。これも九州北部の災害で補助率が99.1%。農地が6件それから施設が6件分でございます。

2の林道災害復旧事業費補助金1,056万3,000円、これは鍋の平線1号から4号、それから化粧田線の分の補助率が94.3%でございます。2路線分の補助金でございます。

○住宅係長（村嶋立章君） 住宅係の村嶋です。まず31ページをお願いします。

住宅使用料現年分です。調定額4,459万8,100円に対しまして、収入済額が4,324万1,300円です。収納率は97%になります。

住宅使用料滞納繰越分です。調定額132万1,600円に対しまして、収入済額が62万690円です。収納率が46.9%になりました。

続きまして35ページをお願いします。環境衛生費補助金です。これは学校分です。合併浄化槽に対する国庫補助金が500万4,000円です。

それから住宅社会資本整備総合交付金として1,635万円です。これは須坂団地に合併浄化槽を設置しました。85人槽です。内訳としては合併浄化槽設置事業に1,346万7,000円。それから下町B団地外壁塗装工事、これに288万3,000円が補助金として入っております。

続きまして41ページです。環境衛生費補助金421万円、これは合併浄化槽の県補助金分になります。

以上、住宅の歳入の説明は終わらせていただきます。

○建設課長補佐（松本満夫君） 水道係は歳入は該当項目がございません。歳出のみです。

○土木係長（荒牧久君） それでは、歳出のご説明を申し上げます。事務費は不用額が20万円以上ということで、決算額は事業は100万円以上でございます。

まず124、125ページをお開きください。道路橋梁費のまず道路維持費です。賃金、予算230万円に対しまして、支出済額が187万円、不用額が43万円出ております。これにつきましては冬期の除雪作業が予想されまして補正が1月の中旬ぐらいまでですので、その後も除雪が予想されるということで不用額が生じております。

続きまして、需用費でございます。81万2,560円の不用額が出ております。

これも冬期の融雪剤塩化カリウムの必要性が予想されまして、補正後も雪が予想されるということで不用額が発生しております。それから、そのほかにもこの需用費は道路修繕も予想されるということで、不用額がこの需用費には含まれております。

続きまして、13委託料、予算920万円に対しまして890万4,000円、29万6,000円の不用額が発生しておりますが、これは工事が年度末まであります関係で、道路台帳修正業務委託が3月に発注されますので、その入札残による不用額でございます。

続きまして、126、127ページをお開きください。備品購入費、予算193万円に対しまして192万9,000円、これは道路パトの公用車の備品購入でございます。

続きまして、22の補償補填及び賠償金です。予算146万1,000円に対しまして146万755円です。これは西原前原線の立木補償の補償金でございます。

それから道路新設改良費です。12の役務費です。予算額324万8,000円で、決算額が237万9,414円。86万8,586円不用額が出ております。これにつきましては道路の用地の登記に時間を要しまして、補正に間に合いませんでしたので不用額が出ております。これは法務局が阿蘇から大津に移った関係で、阿蘇では以前は通っていた事項が大津では適用されなかったといった形で時間を要しましたのでそのために不用額が発生しております。

続きまして、委託料1,187万8,000円。予算額に対しまして決算額が1,136万6,250円。51万1,750円の不用額が出ております。これは3月に環状線のFW調査といたしまして、路面または中の構造調査をやっております。その入札の残が発生しております。

続きまして、15の工事請負費、予算9,468万円に対しまして9,451万1,424円。これは5路線の改良工事を行っております。大戸ノ口本河原が2カ所、戸狩中ノ原、それから色見環状線、社倉水迫・村中線、それから下村線の改良工事を行っております。

16の原材料です。予算243万3,000円に対しまして220万5,945円。22万7,055円の不用額が発生しております。これは年度末あたりに地域の方が町道の原材料支給による舗装をやっておられますのでその不用額が発生しております。

それから、次の公有財産購入費256万7,000円の予算に対しまして211万9,416円。不用額44万7,584円。これは先ほどの登記を行いまして法

務局が決定したというような理由と同様に、用地取得に伴いましてそういった法務局の移転、それから相続当たりになんとかちょっとややこしい相続とかもありましたので、そういうものに対しまして時間を要したということでございます。そのために不用額が発生しております。

それから負担金補助及び交付金590万円の予算に対しまして487万4,877円。不用額102万5,123円。これは県工事の単県補助が工事のあとに請求がございまして。工事あたりに変更が生じまして減額の変更工事とかがありまして、その分が補正に間に合わなかったものですから、その分の不用額が発生しております。

続きまして、補償補填及び賠償金、362万7,000円の予算に対しまして336万3,243円。26万3,757円の不用額が発生しております。これも委託料と同様でございます。法務局の移転、あと用地取得に伴う相続に時間を要したために不用額が発生しております。

続きまして、委託料3,800万円の予算に対しまして繰越3,800万円でございます。これは色見環状線の舗装修繕、それから今年やりますけれども永野原の舗装修繕、それから2路線の路面性状調査の設計委託、それから道路付属物調査。付属物というのは道路の交通標識の調査です、それと構造物調査、ブロック類とロックネットあたりの構造物の調査です。それから、中学校線、及び上町・横町1号線の舗装の分の工事費が全部繰り越しております。委託料ですね、調査委託ですね。

すみません。失礼しました。色見環状線と永野原・河原の路面性状調査の設計委託ですね。

工事費につきましては、次の工事の1億7,350万円、全額繰り越しております。これは環状線とそれからカラー舗装の舗装工事、それとその付属物調査、それから構造物調査、中学校線と上町・横町1号線のカラー舗装工事の分の工事費が現在繰り越しております。

○住宅係長（村嶋立章君） 131ページです。15番の工事請負費、予算3,490万7,000円に対しまして、支出済額が3,490万4,749円となりました。これは先ほども申しましたとおり、須坂団地合併浄化槽設置事業に対しまして2,913万7,500円。下町B団地外壁塗装工事が3棟6世帯分で576万7,249円のトータルの3,490万4,749円です。不用額は2,251円でした。

それからちょっとページ戻りますけど、107ページです。これは合併浄化槽設置事業です。19番の負担金補助及び交付金のところをご覧ください。予算が1,402万3,000円。支出済額が1,402万1,500円となりました。そ

のうちの合併浄化槽設置事業として1,386万円を支出しております。内訳としては5人槽が14基、7人槽が21基、10人槽が1基の合計36基となりました。

これで住宅係の説明を終わります。

○土木係長（荒牧 久君） 続きまして152ページ、153ページをお開きください。

災害復旧費の公共土木災害復旧費です。まず、15の工事請負費209万6,000円の予算額に対しまして203万2,800円。これは九州北部の梅雨前線豪雨前の前線豪雨でございます。6月29日から7月3日までの梅雨前線豪雨としまして道路2件、祭場中村線、西丁角河原線の工事費の予算になっております。

続きまして154、155ページをお開きください。公共土木施設九州北部豪雨災害復旧費でございます。この梅雨前線は7月11日から15日までの梅雨前線豪雨でございます。まず委託料1,074万円の予算額に対しまして1,073万9,876円。これは災害の測量設計委託料でございます。道路22件分です。

続きまして、使用料及び賃借料1,172万円の予算に対しまして1,171万6,041円です。これは災害復旧費の復旧の機械借上げでございます。

それから、15工事請負費6,452万8,000円の予算額に対しまして5,613万9,750円。これは災害復旧の工事費でございまして、うち743万3,000円が繰り越してございます。これは山鳥・上ノ原線が繰り越してございます。

それから不用額でございます。この不用額も一緒にこの分も補正で落としておかなくてはいけなかったのですけれども、この分が落ちておりませんでしたのでその分の不用額になります。

続きまして、河川等九州北部災害復旧費、賃金、予算額772万円に対しまして決算額750万7,100円。災害復旧費の補正にかかわる賃金でございます。21万2,900円の人夫賃が不用額として出てきております。災害復旧費の賃金がある後も予想されるということで不用額として残っております。

続きまして、13委託料1億731万円の予算額に対しまして1億730万9,360円。これは河川10件分の委託料でございます。

それから、14使用料及び賃借料、予算額2,366万5,000円に対しまして決算額2,360万9,872円。これは河川災害復旧にかかる賃借料でございます。

それから、15の工事請負費6,226万5,000円の予算額に対しまして5,210万2,190円。これは河川の災害復旧の工事費でございます。993万3,

000円繰り越しております。これは白川の河川災害の復旧工事の繰り越しでございます。これも先ほど同様、22万9,810円につきましては補正で調整しなくてはいけなかったのですが、それができてなかったということで22万9,810円の不用額が発生しております。

それから156ページ、157ページをお開きください。北部豪雨の林道災害復旧費でございます。委託料378万円の予算額に対しまして同額の378万円。これは2路線分の設計委託料でございます。鍋ノ平が4カ所、それから化粧田線、この2路線の委託です。

それから、14につきましてはこれは農林政策課のほうの使用料になります。

それから、15工事請負費2,477万4,000円の予算額に対しまして1,121万1,634円。1,155万7,000円繰り越しております。これは鍋ノ平の3号、4号箇所の分を繰り越しております。

それから不用額200万5,366円の不用額が発生していますけれども、これも先ほど同様の補正で落とさなくてはいけなかった分の不用額でございます。

続きまして、農地等九州北部豪雨災害復旧費。まず委託料です。445万8,000円の予算額に対しまして445万7,250円。農地の災害復旧費の委託分でございます。これは14件分の設計費でございます。

それから使用料1,151万5,000円。これも農林政策課のほうでの予算になります。

15、工事請負費8,248万7,000円の予算額に対しまして4,345万7,500円。これは農地の災害復旧費でございます。3,902万9,000円繰り越しております。これは上仁田水地区のボーリング揚水機の災害復旧でございます。それと同様に色見地区の揚水機の災害復旧事業が繰り越しております。

土木のほうは以上でございます。

○建設課長補佐（松本満夫君） 建設課、松本です。水道係関係の歳出についてご説明申し上げます。ページは前に戻りますけれども73ページをお開きください。

水道関係は19目の水資源対策費でございます。負担金補助及び交付金、決算額117万円。これは部落水道の2部落、馬渡、中村の部落水道の公共的補助金でございます。

それから繰出金としまして4,246万536円。これは起債関係の定期償還分の簡易水道の繰出金となっております。大きな不用額はございませんでした。

水道係については以上です。

○委員長（興柁壽一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。31ページの住宅使用料、ここで現年分の収入未

済額が135万6,000円あって、それから滞納繰越分が70万910円、合わせますと大体200万円程度が来年の滞納繰越分ということになるわけですが、かなり金額が増えておりますけれども、この滞納者のだいたい最高額とだいたいどれくらいの年数、滞納されているかわかれば教えていただきたいと思いますが。

○住宅係長（村嶋立章君） 今、手元にちょっと資料がありませんけど。

○委員（芹口誓彰君） そうであれば、これは住宅使用料というのは大体入居する際にその所得を考慮して入居者というのは決めてあるわけですので、極力そういった滞納をなくすように、そしてまた長期間に渡って滞納されておる方がおれば、それについては何らかの方法を取っていただきますように一つお願いいたします。

○建設課長（工藤英二君） 今、芹口議員から言われましたけど、本年度になって3名ほど家賃の高いところから安いところへ移動していただきました。それとあとはまだ決まっておりますけど、若干長期にわたる方が退去いただくということになっております。200万円になりますので、今年何とかもう少し、長期滞納者のうちの1名はもう今月、町外に出て行かれましたので、それにつきましては増えることはございませんが、随時、滞納対策はやっていきたいと思っております。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。建設課長は前の税務課当時から滞納制度については大変成果を上げてこられた課長ですのでぜひよろしくお願いをいたします。

もう一つは127ページ、この役務費の不用額の86万8,586円、こちらは先ほどの説明で一宮から大津に登記所が移ったから登記が遅れているとかいったような説明がありましたけれども、これは遅れたことによって事業の遂行とか、それから登記をすべき相手方に対して迷惑を被るようなことがあってはならないというふうに思っておりますけれども。

○委員長（興柁壽一君） はい、土木係長。

○土木係長（荒牧 久君） 荒牧です。それにつきましては、遅れてもそういった登記ができなかったとか、そういうことはございませんでした。

○委員長（興柁壽一君） ほかにございませんか。

○住宅係長（村嶋立章君） 住宅係の村嶋です。先ほど芹口議員のほうから指摘がありました住宅使用料の現年分ですけど、135万6,800円のうちの約半分ほどは24年度に滞納整理をしました結果、収納に結びつけておりますのでその件につきましては一言申し上げておきます。

○委員長（興柁壽一君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（興柁壽一君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで討論を終わります。

これから本件について採決します。

平成24年度高森町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定いたしました。

次に、平成24年度高森町簡易水道事業特別会計歳入歳出の認定について、建設課の説明を求めます。

○建設課長補佐（松本満夫君） 建設課、松本です。270ページをお開きください。

簡易水道特別会計の予算の編成に関連してご説明申し上げます。

歳入、使用料及び手数料でございます。水道使用料現年度分、調定額9,926万820円に対しまして9,745万4,010円の収入済額で、収入未済額180万6,810円です。これは滞納者68名となっております。

それから滞納繰越分、調定額829万3,180円に対しまして収入済額135万9,150円。収入未済額が693万4,030円となっております。滞納者84名となっております。

手数料につきましては調定額、収入済額同額で33万4,230円となっております。

それから繰入金です。繰入金、基金繰入金、調定額2,256万円に対しまして収入済額は同額でございます。これは元金の取り崩しを行っております。これは歳出のほうでもご説明申し上げますが、大型の修繕等に伴っているということでございます。

それから一般繰入金に対しましては償還金関係の繰入金で4,510万1,536円が含まれております。

続きまして財産収入です。これは財産運用収入ということで利子及び配当金でございます。調定額、決算額同額で756万2,227円となっております。

次ページをお開きください。繰越金につきましては前年度の確定によるものでございまして、調定額、収入済額同額でございます。1,099万2,249円となりました。

それから諸収入でございます。加入金が97万6,500円、同額の決算も97万6,500円となっております。

それから雑入のほうでございます。弁償金が調定額1,052万8,920円に對しまして収入済額1万2,000円ということで、収入未済額が1,051万6,920円となっております。

それから雑入ですが、これはエスコ事業によるものでございまして、調定額、収入済額は同額で84万円となっております。

受託事業収入です。これは町道の工事に伴うものでございまして、社倉水迫線の関連でございます。調定額と収入済額は90万2,165円の決算となっております。

それから地方債です。調定額と収入済額は同額で2,190万円となっております。これは中央線の水道工事分と村山線の水道工事分の2工事分の掘削の分でございます。

以上、歳入につきまして、調定額2億2,925万3,827円に對しまして、収入済額が2億999万6,067円となりまして、収入未済額が8,925万7,760円の決算となっております。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。次ページの276、277ページをお開きください。

水道費といたしまして一般管理費でございます。大きなものとしましては、まず11の需用費ですが、不用額が25万1,275円出ておりますが、これにつきましては電気料関係の使用減によるものでございまして、1月の補正を見込む場合に大幅に電気料が下回ったということで不用額が出ております。

役務費につきましても電話回線の使用料の減に伴うものでございまして、理由としましては見込みよりも大幅な使用料の減だったということでございます。

工事請負費でございますけれども、支出済額が2,196万796円ということで、これは村山地区水道の新設の分でございます。これが516万8,911円と、高森中央線の水道布設替えが1,291万円の内訳となっております。

それから委託料が963万7,560円でございますが、これも中央線の水道の設計委託と簡易水道の低層点検整備が256万円となっております。

あとは大きな不用額等はございません。よりまして歳出につきましては予算額2億6,030万7,000円に對しまして支出済額1億8,206万189円となりまして、合計の不用額としましては予備費を含めまして2,224万6,811円となっております。

以上、水道関係についてのご説明を終わります。

○委員長（興裕壽一君） これから質疑を行います。質疑はございませんか。

○委員（森田 勝君） 森田です。先ほど住宅の滞納者の話がありましたが、水道料



の滞納者も比べますと16名余り多くなっておりますが、これはどうですか、住宅の滞納と水道の滞納と同一人物ですか。

○建設課長補佐（松本満夫君） かなりの方が同一人物となっております。課としても滞納整理の巡回をするにしても、班体制を組んで、それとまた役場内でもプロジェクトもありますけれども、課独自で班体制を組んで滞納の整理のほうは5月出納閉鎖時期には強化して、今年も回ったところではございますけれども、なかなか過年度の分が一度出てしまいますと、もうその同一人物が多いもので、なかなか金額が減っていかないというのが厳しい現状だと思っております。

○委員（森田 勝君） 森田です。確かこれは監査指摘の中でも監査委員さんのほうから、使用料の未納額が874万円あるという話で、5.1%の増というような話があっております。やはり善良な人が納めている中に、滞納で納めずにこのままでいいというような感じではありませんので、やはり早急に解決のできるような対応を取ってってもらわないと、まじめな人が馬鹿を見るということがないようにくれぐれも注意されまして、回収のほうをよろしく願いしておきたいと思っております。

以上です。

○委員長（興梠壽一君） ほかに発言ございませんか。

○建設課長（工藤英二君） 建設課の工藤です。

森田議員のほうから今指摘がありまして、さきほど芹口議員のほうからも指摘がありましたが、水道及び住宅については約4割の方が同一人物で、そのほか現在税務課のほうでやっておりますプロジェクトのAチームとBチームがありますが、Bチームのほうが使用額とかそういうものを重点的に回っておりますので、ただ水道のほうも昨年よりも伸び率が確かに多いのですが、去年よりも大体50万円ぐらい増えたということで、ただ、今までよりも伸び率が少なくなったというので、本年の水道の、うちが水道と住宅を持っておりますが、そこにつきましては水道だけ、もしくは住宅だけというのはプロジェクトチームではなくて建設課のほうで徴収というか、そのほうに重点強化をする予定です。

以上で終わります。

○委員長（興梠壽一君） ほかに発言ございませんか。

○委員（芹口誓彰君） 4番、芹口です。質問ではありませんで、お願いでございますけれども、この付属資料、その中で水道の経営状況ということで、1トン当たりの給水費が126円、供給単価が119円91銭。それから給水原価が153円22銭でその差額が33円31銭。これが経営上の赤字になる原因でもあるわけです。できるなら給水単価と供給単価、これが同じであれば経営に赤字は出て

こないわけでございますけれども、そういった部分とそれから基本料金、これが1,000円、1,200円、2,000円と3段階に分けてあります。1トン当たり1,000円のところと2,000円のところがありますけれども、やはり2,000円のところは山東部で工事費等が嵩んだために供給単価が基本的に高いというふうに思っておりますけれども、町としては理想であれば、この料金の平準化が理想です。そういった意味からこの供給単価と給水単価の割合、それから基本料金との審議するために各地区のこういった各地区ごとの給水単価と供給単価、これについて今後の議会の資料としたいと思っておりますので、できれば今年度中でもよろございますが、出していただきたいというふうに思っております。これは各地区算出は可能というふうに思っておりますので、よければ資料の提出を一つよろしくお願い申し上げます。

以上です。

- 建設課長（工藤英二君） 建設課、工藤です。その件に関しましては来年度の料金改定等もありますので、恐らく水道係が資料を持ってると思っています。それにつきましては資料が揃い次第、議会のほうに参考資料として提出したいと思っております。

以上です。

- 建設課長補佐（松本満夫君） すみません、松本です。

地区ごとのということを確認ですけど、水道施設と飲料水供給ごとの範囲内でよろしいですか。

- 委員（芹口誓彰君） 簡水だけでいいです。

- 建設課長補佐（松本満夫君） 簡水だけでいいですか。飲料水供給施設などは。

- 委員（芹口誓彰君） できればそれは算出可能ということであればお願いします。

- 建設課長補佐（松本満夫君） それは確認して対応したいと思っております。

- 委員長（興柁壽一君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 委員長（興柁壽一君） これで討論を終わります。

これから本件について採決します。

平成24年度高森町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定しました。

次に、平成24年度高森町農業用水供給事業特別会計歳入歳出決算の認定について、建設課の説明を求めます。

○建設課長補佐（松本満夫君） 建設課、松本です。

農業用水供給事業特別会計の予算関係についてご説明申し上げます。290ページ、291ページをお開きください。

まず歳入についてご説明申し上げます。

財産収入、調定額993万802円に対しまして収入済額993万802円となっております。これにつきましては委託金関連の利子及び配当金等でございます。

繰入金1,000万円。これは基金繰入金ということでございまして、A基金の元金の取り崩しを行っております。これも修繕等に伴うものでございます。

それから繰越金につきましては同額の424万3,073円となりまして、歳入合計、調定額2,417万3,875円。決算額も同額となって収入未済額はございません。

歳出につきましては、次ページの292ページをお開きください。

農業用水費、大きな不用額としましては需用費でございます。不用額が52万2,284円出ておりますが、これは電気代等が主でございまして、見込み額よりも昨年も今年も暖冬でございまして、電気料が思うようにかからなかったということで不用額が20万円以上出ております。

あとは予備費は706万8,000円。これは使用がございませんでした。

決算額1,640万1,885円でございます。不用額は予備費も含めまして776万2,116円の決算となっております。

農業用水に関しましては以上でございます。

○委員長（興柁壽一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで討論を終わります。

これから本件について採決します。

平成24年度高森町農業用水供給事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定いたしました。

お諮りします。1時まで休憩したいと思います。よろしいですか。

[「引き続き」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） はい。

-----○-----

○委員長（興柁壽一君） 日程第4、議案第49号、平成25年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

建設課の説明を求めます。

○土木係長（荒牧 久君） 土木係、荒牧です。

それでは、歳入からご説明を申し上げます。8ページをお開きください。

まず、12分担金及び負担金、災害復旧費負担金、農業災害復旧費事業費負担金1,300万円を計上しております。これは本年発生しました農地の災害復旧費の受益者負担金です。これは最高額で出ております。半額ですね、2,600万円の半額で出ております。ただし、これにつきましては査定後に補助増高申請というものがございまして、補助率が恐らく上がることが予想されますけれども、補助増高の決定が来まして、そしてそれは補正で調整をさせていただきたいと思っております。

それから、14国庫支出金、国庫負担金、災害復旧費国庫負担金、公共土木施設災害復旧費国庫負担金2,334万5,000円を計上しております。これは公共土木の災害復旧費の3分の2の補助金を計上しています。

続きまして、9ページをお開きください。

10の災害復旧費県補助金です。1農業災害復旧事業費補助金1,300円を計上しております。農地の県補助金です。これも2,600万円の半額を計上しております。

2の林道災害復旧事業費補助金500万円、1,000万円の半額の500万円を計上しております。

農地につきましては10件、それから林道につきましては1件、1件は林道峰の宿線を計上しております。

○住宅係長（村嶋立章君） 住宅係の村嶋です。18ページをお願いします。

住宅管理費の消耗品として新たに10万円を計上するものであります。これは須坂団地に収納しております防火用ホースが4基ありますけれども、これを点検した結果、かなり劣化が酷く損傷がありまして、これを新たに4基10万円を計上するものであります。こういうものは当初予算に挙げておくべきものではありませんが、今後このようなことがないように各住宅に収納しております消防用ホースを常に点検し、防火対策に努めてまいりたいと思いますので、この趣旨にご理解いただきご了解をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

終わります。

○土木係長（荒牧 久君） 土木係、荒牧です。

20ページをお開きください。

先ほど歳入でも申し上げましたとおり、災害復旧費の補正予算でございます。

まず公共土木施設災害復旧費、15工事請負費3,500万円を計上しております。道路12カ所、河川3カ所の工事費でございます。

それから、次の林道災害復旧費、15工事請負費1,000万円、峰の宿線を計上しております。これにつきましてはご説明申し上げますと同時にお願いを申し上げますと思います。当初、私どもが現地に行きまして、工事の工法及びいわゆる補正で上げたのですけれども、県の事前協議におきまして工法の変更が生じまして、実際測量をしましたら1,350万円ほどになりました。350万円ほどの予算を臨時議会あたりで計上させていただければと思ひまして、そのお願いでございます。

それから2の農地等災害復旧費、まず委託料106万2,000円を計上しております。農地の災害復旧費の委託料でございます。

それから、15の工事請負費2,600万円を計上しております。農地が4件、施設が6件分の工事請負費でございます。

19の負担金補助につきましては、これは農林政策課のほうで説明があったというふうに思っております。

土木につきましては以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（興柁壽一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（森田 勝君） 森田です。今峰の宿線の工法の変更になったのということがありました。当初の工法と県からの指摘があった工法とはどういうふうに違うのですか。

○土木係長（荒牧 久君） 私どもの考えていた工法というのは、カルバートボックスがあるのですけれども、峰の宿線に入っただけで、ここの下がカルバートボックスの下流側が大きく洗掘をしております。ですから、私どもとしましてはカルバートの下に仮コンをして、両側をブロックにするか、ブロックをしてはどうかというような工法でなるべく安くしようという考えで、この被害報告額の予算を上げていたのですけれども、県のほうの指摘がございまして、コンクリートの上にブロックという工法は構造上よくない、安定上よくないということで、補強擁壁という工法に変えております。この工法は山鳥上ノ原線でも使用しており、1段階ごとに土とそれとネットでワイヤーで引き寄せてやる工事になります。その分が1つ付きまして、あと実施の設計により、事業費が上がったということでご

ざいます。

○委員長（興柁壽一君） ほかにございませんか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで質疑を終わります。  
続いて討論を行います。討論はありませんか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで討論を終わります。  
これから本案について採決します。  
議案第49号、平成25年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（興柁壽一君） 日程第5、議案第53号、平成25年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。  
建設課の説明を求めます。

○建設課長補佐（松本満夫君） 建設課、松本です。  
6ページをお開きください。今回の補正は平成24年度決算に伴います繰越金確定に伴うものでございます。  
歳入1,323万5,000円を繰越金として歳入で補正するものでございます。  
それから次ページの歳出でございますが、一般管理費、これは給与関係でございまして、昨年、職員が2名から3名の増となった関係で補正を上げさせていただいております。352万9,000円です。  
残りの予備費の970万6,000円につきましては、繰越金を調整したものでございます。

よりまして、歳入歳出それぞれ今回の補正で1億6,818万8,000円とするものでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（興柁壽一君） これから質疑を行います。質疑はございませんか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで質疑を終わります。  
続いて討論を行います。討論はありませんか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。

議案第53号、平成25年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（興柁壽一君） 日程第6、議案第54号、平成25年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題とします。

建設課の説明を求めます。

○建設課長補佐（松本満夫君） 建設課、松本です。

農業用水供給事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。6ページをお開きください。

農業用水につきましても、平成24年度決算に伴います繰越金の確定によるものでございます。

歳入、143万8,000円を繰越金として計上しております。

それから歳出、次ページでございますが、143万8,000円を予備費で調整するものでございます。

よりまして、総額1,746万2,000円とする補正予算でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（興柁壽一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。

議案第54号、平成25年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、建設課に関連する付託案件については終了いたしました。建設課の皆さん、どうもお疲れでございました。

-----○-----

○委員長（興柁壽一君） 日程第7、ただいまから、所管事務の閉会中の継続調査について審議いたします。

閉会中の継続調査については、1. 農林水産業振興に関する事項、2. 土木行政に関する事項、3. 水道事業及び農業用水事業の運営に関する事項、以上、3項目を閉会中の継続調査事項とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（興柁壽一君） 異議なしと認め、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで、建設経済常任委員会を閉会いたします。お疲れでございました。

-----○-----

閉会 午後0時15分